

平成 23 年度

包括外部監査結果報告書

及びこれに添えて提出する意見

中小企業育成支援業務の執行について

東大阪市包括外部監査人

公認会計士 酒井 清

目 次

第1 包括外部監査の概要	1
【1】外部監査の種類	1
【2】選定した特定の事件（監査テーマ）	1
【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
【4】監査の視点及び監査要点	2
【5】主な監査手続	5
【6】監査対象	5
【7】外部監査実施期間	5
【8】外部監査人補助者	6
【9】利害関係	6
【10】監査の結果と意見について	6
第2 監査対象の事業概要	7
【1】わが国における中小企業の状況	7
【2】東大阪市における中小企業の特徴	11
【3】市における中小企業育成支援業務の概要	21
第3 監査対象事業に関連した市外郭団体等の概要	28
【1】財団法人東大阪市中小企業振興会	28
【2】財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンター	30
【3】財団法人東大阪市雇用開発センター	33
【4】公益社団法人東大阪市シルバー人材センター	35
【5】東大阪商工会議所	37
第4 中小企業育成支援事業の参考となる類似自治体の視察報告	38
【1】大田区	38
【2】川口市	41
第5 監査の結果及び意見	44
【1】（全般的事項1）経済部における企画・調整機能	44
【2】（全般的事項2）事業の定期的な見直しについて	45
【3】（全般的事項3）類似事業の見直し	49
【4】（全般的事項4）政策実績年間報告書について（担当：政策推進室）	51
【5】（全般的事項5）事業評価指標設定の考え方	57
【6】（全般的事項6）施設稼働率の算出方法のあり方	59
【7】（全般的事項7）補助金のあり方	60
【8】（全般的事項8）関連外郭団体への職員派遣（担当：人事課/各所管課）	65
【9】（全般的事項9）公益法人制度改革への対応	69

【10】（全般的事項 10）市職員が事務局を担う団体との関係（担当：商業課/モノづくり支援室/労働雇用政策室）	72
【11】（全般的事項 11）中小企業への実施事業の情報発信	75
【12】（全般的事項 12）住工共生問題（担当：モノづくり支援室）	77
【13】（全般的事項 13）産業施設使用料に係る未収金（担当：商業課/モノづくり支援室）	79
【14】観光振興事業（担当：商業課）	81
【15】中小企業に対する表彰制度（担当：経済総務課/モノづくり支援室/労働雇用政策室）	84
【16】中小企業振興会運営補助事業（担当：モノづくり支援室）	86
【17】モノづくりワンストップ推進事業（担当：モノづくり支援室）	92
【18】東大阪商工会議所への補助金・委託料（担当：モノづくり支援室/商業課/労働雇用政策室）	95
【19】産業技術支援センター管理事業（担当：モノづくり支援室）	103
【20】中小企業情報提供事業（担当：モノづくり支援室）	112
【21】中小企業融資事業（担当：経済総務課）	117
【22】緊急融資等テレフォン相談事業（担当：経済総務課）	121
【23】空き店舗活用促進事業（担当：商業課）	123
【24】商店街・小売市場人材育成事業（東大阪あきんど塾）（担当：商業課（モノづくり支援室））	128
【25】小売商業団体連合会補助金・委託料（担当：商業課）	133
【26】シルバー人材センター運営補助事業（担当：労働雇用政策室）	136
【27】雇用開発センター運営補助事業（担当：労働雇用政策室）	138
【28】中高年令等雇用対策経費（担当：労働雇用政策室）	143
【29】労働関係団体補助金（担当：労働雇用政策室）	147
【30】勤労者福祉サービスセンター管理経費事業（担当：労働雇用政策室）	149
【31】グリーンガーデンひらおか管理経費事業（担当：労働雇用政策室）	157
第6 過去の包括外部監査報告書の「監査の結果」・「意見」への措置状況の検討	161

（注1）報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料に限定して行ったもので、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

（注2）報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

第1 包括外部監査の概要

【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項に基づく包括外部監査

【2】選定した特定の事件（監査テーマ）

1. 包括外部監査の対象

中小企業育成支援業務の執行について

2. 監査対象期間

原則として平成22年度（必要に応じて、平成21年度以前の各年度及び平成23年度についても対象とした。）

【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由

わが国経済は、リーマン・ショックを契機とする世界的な景気の悪化から回復傾向にあったものの、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により景気の先行きに不透明感が強まっている。なかでも中小企業の経営状況は極めて厳しいものになっていると推測される。

東大阪市（以下、「市」という。）は製造業を営む事業所に占める小規模事業所の割合が90.4%と全国平均の81.3%を大幅に上回っており（平成21年度工業統計調査より）、基盤的技術産業を中心に高い技術力を持った中小企業が多数集積した「中小企業の街」として全国的にも有名な都市となっている。こうした中で、市は①高付加価値化②人材育成③販路開拓④操業環境の確保、をキーワードとして中小企業の育成支援に係るさまざまな施策を実施している。

中小企業の育成支援については即効性のある対策が困難なため、対象となる中小企業のニーズをきめ細かく把握するとともに、有用な施策を継続的に実施することが必要となる。そこで、市の代名詞ともいえる「中小企業」の育成支援に係る施策が、法令等に従って経済的・効率的かつ有効に実施されているかどうかを検討することは中小企業関係者を含め、多くの市民の興味も高く、有用であると考え、監査テーマとして選定した。

【4】 監査の視点及び監査要点

1. 監査の視点

今回の監査における監査要点を決定するにあたり、中小企業支援に関する法令等、さらに市の中小企業施策の展開を把握しておく必要がある。

(1) 中小企業支援に関する法令等

中小企業施策に関する法律は、中小企業基本法を基礎とし、中小企業信用保険法、中小企業金融公庫法、中小企業支援法、中小企業新事業活動促進法等の中小企業に関する施策を個別に規定する多数の法令によって成り立っている。中小企業基本法は中小企業施策の基本理念・基本方針を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を規定している。

中小企業基本法第3条においては、中小企業を「多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているもの」と定義しており「新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するもの」と位置づけている。

また、中小企業基本法第5条においても次の4点を中小企業施策に関する基本方針として掲げている。

	項目（注）	内容
①	経営革新・創業促進	中小企業者の経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること
②	経営基盤強化	中小企業の経営資源の確保の円滑化を図ること、中小企業に関する取引の適正化を図ること等により、中小企業の経営基盤の強化を図ること
③	事業転換円滑化	経済的社会的環境の変化に即応し、中小企業の経営の安定を図ること、事業の転換の円滑化を図ること等により、その変化への適応の円滑化を図ること
④	資金供給円滑化	中小企業に対する資金の供給の円滑化及び中小企業の自己資本の充実を図ること

（注）「項目」は中小企業基本法第5条の内容より監査人が分類。

こうした基本方針のもとで、国と地方公共団体は経営革新や創業を行う者への支援や、資金・人材・技術・情報等の経営資源面への支援等につき、役割分担を図りながら実施している。

(2) 市における中小企業施策

① 市の行財政改革との関係

市の中小企業施策について理解するためには、市が現在進めている行財政改革への取組みとの関係も踏まえなければならない。

市では「集中改革プラン」(平成 17～21 年度までの 5 年間)を作成し、事務事業の再編・整理などの見直しを行ってきたところであったが、さらに平成 22 年度から、自律的な行財政運営システムの確立を図るとともに、引き続き市民サービスを維持向上しつつ財源確保を図るため、「新集中改革プラン」(平成 22 年度～平成 26 年度)を策定・公表している。

財政面では、上記の行財政改革の効果もあり、平成 17 年度以降の実質単年度収支は黒字で推移しているものの、経常収支比率は 100%を若干下回った高い数値で推移している。また、平成 20 年度の市税収入が 797 億円と平成 9 年度をピークとした収収の 86%となり、さらにリーマン・ショック後の景気悪化に伴い、平成 22 年度決算では 746 億円と平成 9 年度比で 80%を割り込むなど収収が大きく減少している。

一方、歳出は人件費が職員数の削減効果等により減少しているものの、扶助費等の義務的経費の増加もあり、平成 23 年度の一般会計の市債残高見込みは 1,561 億円になるなど、市を取巻く財政環境は厳しさを増す状況となっている。

このように、極めて厳しい財政状況の中で行政運営を推進することが求められており、次に記載する方策等の行財政改革に取り組んでいる。

(A) 外郭団体改革

市では、指定管理者制度の導入など様々な社会経済環境の変化に伴い、市の関与のあり方の見直しや自立的な法人運営が求められる状況の下、平成 18 年 3 月に「東大阪市外郭団体の見直し方針」を策定し、団体ごとの基本方針を示している。

(B) 事業評価

事務事業の効率的な運営と市民サービスの向上を図るために事業の成果や問題点を把握し、検証した結果を翌年度以降に活かしていく必要があり、その管理手法として市では平成 20 年度より PDCA マネジメントシステムを採用している。具体的には「第 2 次総合計画」に掲げられている事業について、毎年、各事業実施担当課では「政策実績年間報告書」を作成している。

(C) 指定管理者制度など民間業者の活用

市では平成 17 年 3 月に「公の施設の指定管理者制度の運用にかかる指針」を策定し(最新改訂平成 23 年 8 月)、制度運用にあたっての基本的考え方、指定管理予定候補者の選定方法等について取り決め、民間業者をさらに活用するよう取り組んでいる。

② 市の中小企業育成支援施策

中小企業に対する施策の決定においては市では「東大阪市中小企業振興対策協議会」を設けており、当協議会の検討結果を反映させている。当協議会は、市内中小企業の振興を図るため、中小企業振興にかかわる諸問題について調査研究・協議し、もって地域経済の発展に資することを目的として設置されており、毎年2月に報告書がまとめられている。

一方、市では平成15年から平成32年の18年間を計画区間とする第2次総合計画を策定しており、当該総合計画作成の中で、中小企業振興施策の検討がなされ、施策を決定している。「中小企業支援の充実」、「情報提供の充実」、「中小企業金融の充実」、「商業・業務機能の充実」、「工業の振興」、「労働環境の充実」を大きな柱として設定している。詳細は報告書第2【3】を参照。

(3) 監査の視点

上記を踏まえ、中小企業育成支援業務の監査を行うにあたり、重要な監査の視点としては「合规性」、「経済性、効率性、有効性」、「適切な事業評価」、「透明性の確保・情報開示」の4点が重要であると考えます。

① 合规性

中小企業育成支援業務を始め、様々な事務を行うにあたっては、当然ながら、法令、条例等の規則に準拠した事務を行うことが求められる。「補助金交付に関する事務」、「委託契約事務」等、様々な財務事務につき、関連する法令等に準拠しているか、の視点により検討を行う。

② 経済性、効率性、有効性

中小企業基本法の基本理念に沿った中小企業育成支援業務は市にとって重要な業務であるが、積極的な中小企業への育成支援には、相当のコストやリスクの負担が生じる。したがって、中小企業育成支援業務の執行が、経済性、効率性、有効性をもって実施されているか否か、について検討を行う。

③ 適切な事業評価

中小企業基本法の基本理念に沿った基本方針は多岐にわたっており、市では様々な中小企業育成支援事業を実施している。これらの事業に対する的確な評価を行い、次の事業の見直しを行う仕組み、いわゆる PDCA サイクルの整備、及び充実が重要である。こうした視点に基づき検討を行う。

④ 透明性の確保・情報開示

市においては、適切な事業評価を行った結果は適宜、開示し、市民の理解や信頼を得る必要がある。さらに、市民、特に中小企業関係者にとって多岐・複雑な中小企業育成支援制度を理解しやすく、かつ制度を利用しやすいよう、情報提供方法の工夫も求められるところである。

一方、中小企業育成支援に関する事業は市外郭団体を介して実施されているものも多く、これらは実態が見えにくく、不透明な状況に陥りやすい。こうした市外郭団体に対する取組み（人的関係も含む）の妥当性を明らかにし、市民の理解や信頼を得ていくことも重要である。こうした視点に基づき検討を行う。

2. 監査要点

上記1.（3）の監査の視点を踏まえた監査要点としては、具体的には次のとおりである。

- （1） 事務手続が関係する法令や条例等に準拠しているかどうか
- （2） 趣旨や目的が重複している施策がないかどうか
- （3） 施策の効果を把握するような仕組みが整備されているかどうか
- （4） 関連する補助金や委託費が適切に執行されているかどうか
- （5） 関連する施設の管理が適切に実施されているかどうか
- （6） 関連する外郭団体との取引が適切に実施されているかどうか
- （7） 施策・事業内容等を適切に開示し、市民が理解しやすい仕組みとなっているかどうか

【5】 主な監査手続

中小企業育成支援業務の各種事務等について、対象部門（経済部、及び関連外郭団体等）に対してヒアリングと保管する文書の閲覧、謄写を行う。

市が所有する中小企業育成支援業務に関連する施設に対する視察を行う。

さらに、中小企業の集積地という特色が類似した自治体に対して視察及びヒアリングを行う。

【6】 監査対象

経済部（経済総務課、モノづくり支援室、商業課、労働雇用政策室）、及び関連する部門

【7】 外部監査実施期間

平成23年4月1日より平成24年3月30日まで

【8】外部監査人補助者

公認会計士	3名（牧野康幸、奥谷恭子、倉本正樹）
税理士・中小企業診断士	1名（中嶋 崇）
税理士	1名（金田光世）
会計士試験合格者	1名（黒田真吉）
大学教授	1名（稲澤克祐）

【9】利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

【10】監査の結果と意見について

報告書において指摘した内容については、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、一定の措置が予定されているが、適切な措置がとられているのかどうかを市が自ら事後的に検証することは重要である。そうした事後的な検証を容易にするために、当報告書では次のように「監査の結果」及び「意見」の記載を明確にした。

1. 「監査の結果」と「意見」

結論部分の記載において、地方自治法の規定に従い「監査の結果」と「意見」と見出しを付け、次のように区分した。

監査の結果	①合規性、②3E（経済性・効率性・有効性）の観点から、著しく不当と考えられるもの。
意見	監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、市の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと。

2. 表記の方法

「監査の結果」と「意見」を特に端的に表現している箇所に対して下線を引いた。また、結論部分の末尾には、（ ）で「結果」（監査の結果）若しくは「意見」と明示したうえで、通番を付し、事後的に措置状況を検証しやすいようにした。

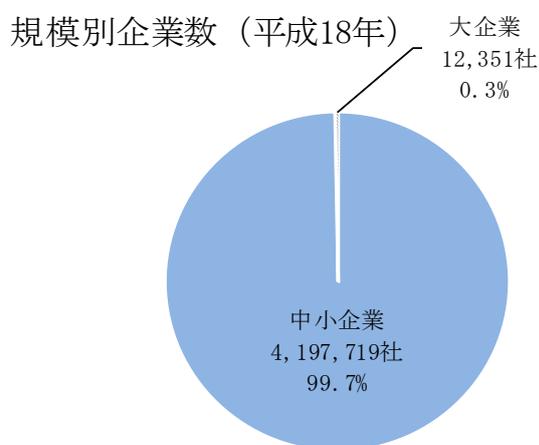
第2 監査対象の事業概要

【1】わが国における中小企業の状況

東大阪市の中小企業育成支援業務の執行を検討するにあたり、まずわが国における中小企業の状況を十分に理解するため、次のとおり分析する。

1. 全企業に占める中小企業の割合

中小企業庁が公表した「中小企業白書（2011年版）」によると、全企業数に占める中小企業の割合は99.7%となっている。



（出所：総務省「事業所・企業統計調査」）

（注1）企業数＝会社数＋個人事業所（単独事業所及び本所・本社・本店事業所）とする。

（注2）「中小企業」とは中小企業基本法第2条に定められた要件を満たす企業とする。

なお、中小企業の定義は法律や制度により様々であるが、中小企業基本法第2条において、原則として次のとおり定められている。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

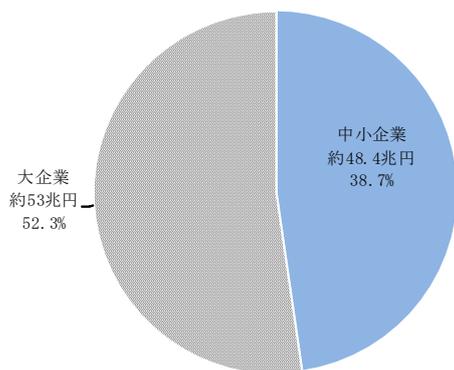
一方、中小企業のうち、3,663,069社(87.0%)が小規模企業者であるが、小規模企業者の定義は、中小企業者の定義と同じく中小企業基本法第2条において次のとおり定められている。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

2. 中小企業の生産高(付加価値額)

中小製造業は、日本の製造業付加価値額の5割近くを生み出しており、特に、食品製造業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業においては、付加価値額の多くが中小企業によって生み出されていることがわかる。

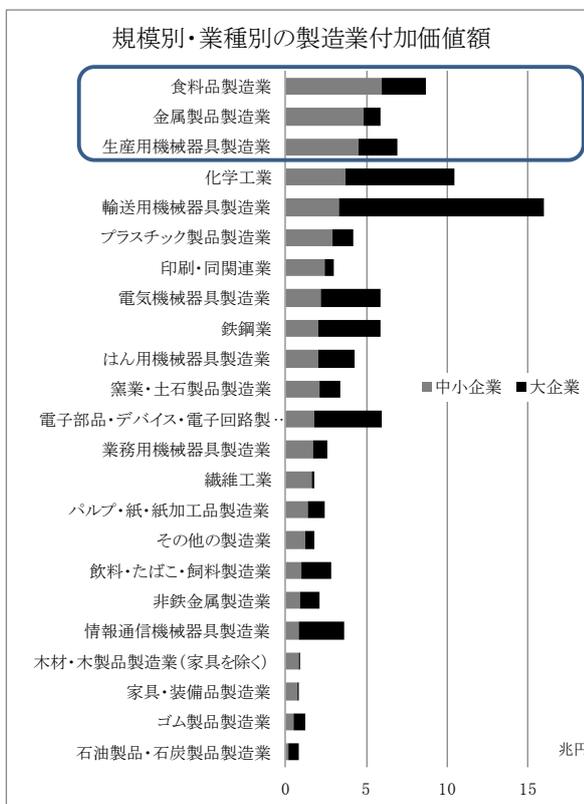
製造業付加価値額(平成20年)



出所：経済産業省「平成20年工業統計表」

(注1) 従業者数4人以上の事業所の付加価値額を集計している。

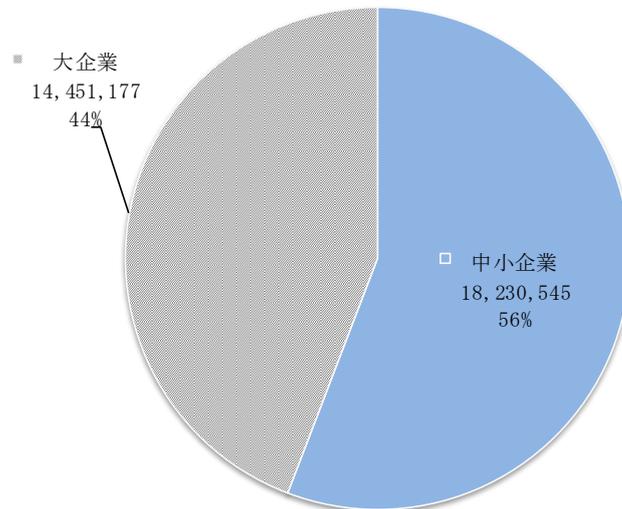
(注2) 従業者数4~29人の事業所は、粗付加価値額を使用している。



3. 中小企業に勤めている人の割合

中小企業庁が公表した「中小企業白書（2011年版）」によると、全従業者数に占める中小企業に勤めている人の割合は62.9%となっている。

企業規模別従業員数(平成21年)



(出所：総務省「平成21年経済センサス基礎調査」)

(注1)「経済センサス基礎調査」は、基本集計(速報)に基づく暫定のものであり、詳細集計(確報)に基づく結果とは異なる場合がある。

(注2)人数は、会社と個人事業所の常用雇用者数を合算している。

(注3)「中小企業」とは中小企業基本法第2条に定められた要件を満たす企業とする。

4. 倒産件数

中小企業の倒産件数は、減少しつつあるものの、全体に占める中小企業の倒産件数は99%を超えており、大半を中小企業が占めている。

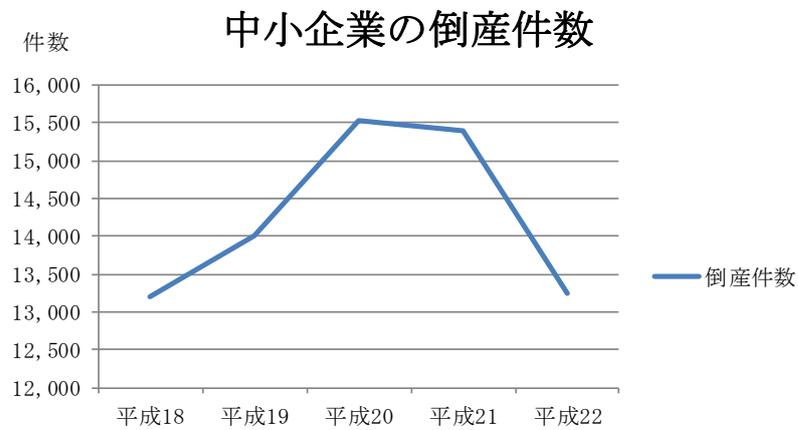
中小企業庁が公表した「中小企業白書」によると、東日本大震災の影響による倒産は、発生3ヵ月で97件、うち直接被害によるものは12件であり、震災直後は直接被害よりも間接被害の方が多くなっている。

年度	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22
大企業(件)	44	76	123	85	75
中小企業(件) B	13,201	14,015	15,523	15,395	13,246
合計(件) A	13,245	14,091	15,646	15,480	13,321
割合 B÷A	99.7%	99.5%	99.2%	99.5%	99.4%

出所：東京商工リサーチ(<http://www.tsr-net.co.jp/>)調べ

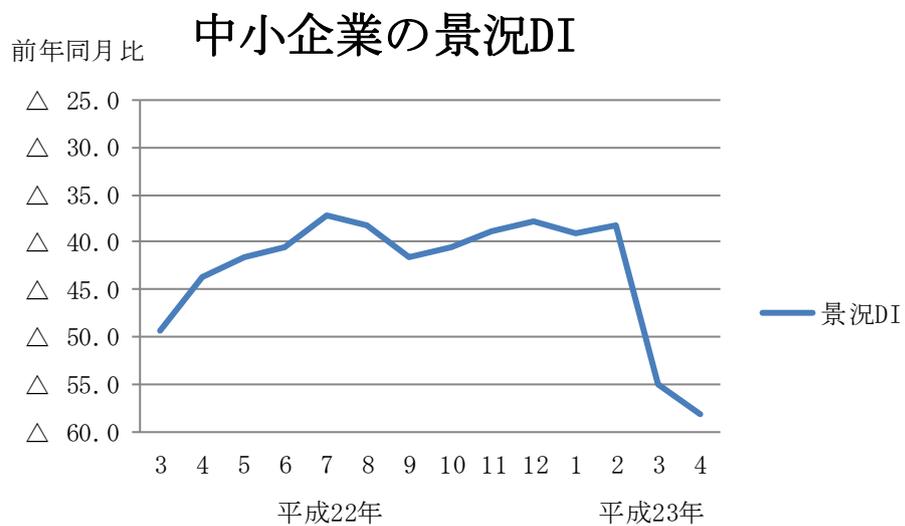
(注1)中小企業の定義は中小企業基本法第2条第1項に基づく。

(注2)負債総額1千万円以上。



5. 中小企業の景況感

全国中小企業団体中央会「中小企業月次景況調査」によると、中小企業の景況DI（前年同月に比べて景況が「好転」と答えた企業の割合（%）から、「悪化」と答えた企業の割合（%）を引いたもの）は、近年においてはマイナスの数値となっており、さらに、東日本大震災が発生した平成23年3月に大幅に悪化している。



（出所：全国中小企業団体中央会「中小企業月次景況調査」）

【2】東大阪市における中小企業の特徴

東大阪市の中小企業育成支援事業の特徴を明らかにするにあたり、人口規模が近似している大阪府内の中核市・特例市8市との比較を次のとおり行った。

【比較8市の概要】

市町村類型	比較対象市	人口（人） （注1）	総面積（km ² ）
中核市	東大阪市	509,533	61.81
中核市	高槻市	357,359	105.31
特例市	枚方市	407,978	65.08
	豊中市	389,341	36.38
	吹田市	355,798	36.11
	茨木市	274,822	76.52
	八尾市	271,460	41.71
	寝屋川市	238,204	24.73
	岸和田市	199,234	72.24

（注1）人口は平成22年（2010年）の国勢調査

1. 事業所数及び従業者数

東大阪市の事業所数及び従業者数はいずれも比較8市と比べて最も多く、それぞれ比較8市平均の2.62倍、2.27倍である。

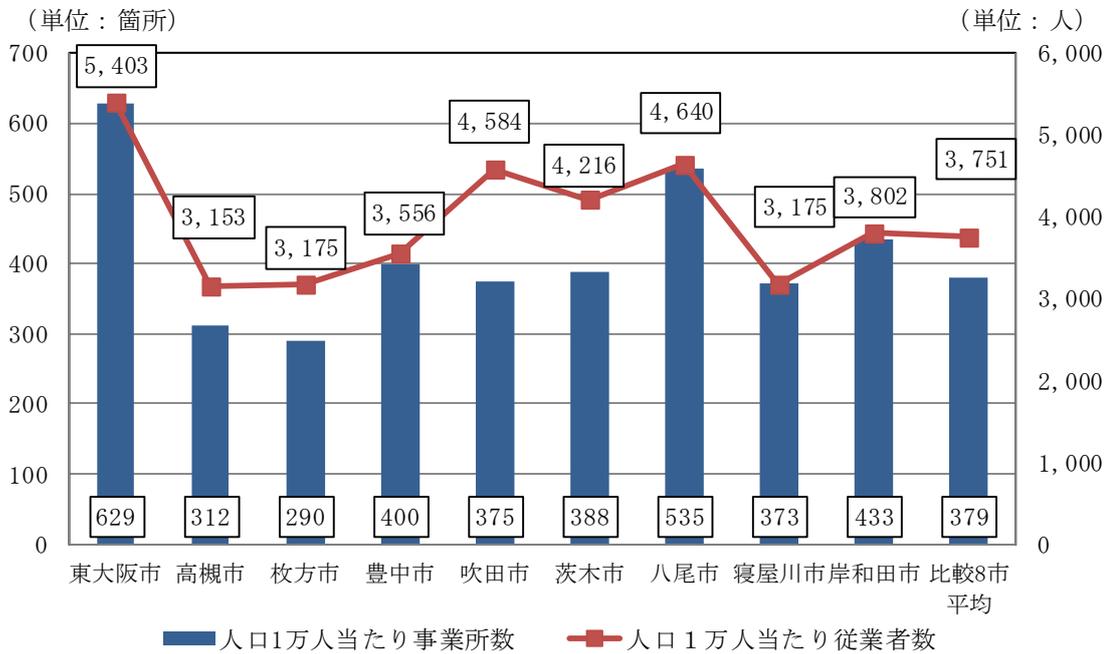
【事業所数及び従業者数】

団体名	東大阪市	高槻市	枚方市	豊中市	吹田市
事業所数（箇所）	30,695	11,109	11,788	15,584	13,023
従業者数（人）	263,586	112,125	129,175	138,615	159,205
団体名	茨木市	八尾市	寝屋川市	岸和田市	比較8市
事業所数（箇所）	10,519	14,181	8,945	8,719	11,734
従業者数（人）	114,228	123,067	76,170	76,486	116,134

（出所）平成21年経済センサス-基礎調査

さらに、事業所数及び従業者数を人口1万人当たりで比べても、いずれも比較8市の中で最も多くなっている。ただし、人口1万人当たりで比較すると、人口規模が約半分の八尾市が比較的近い。

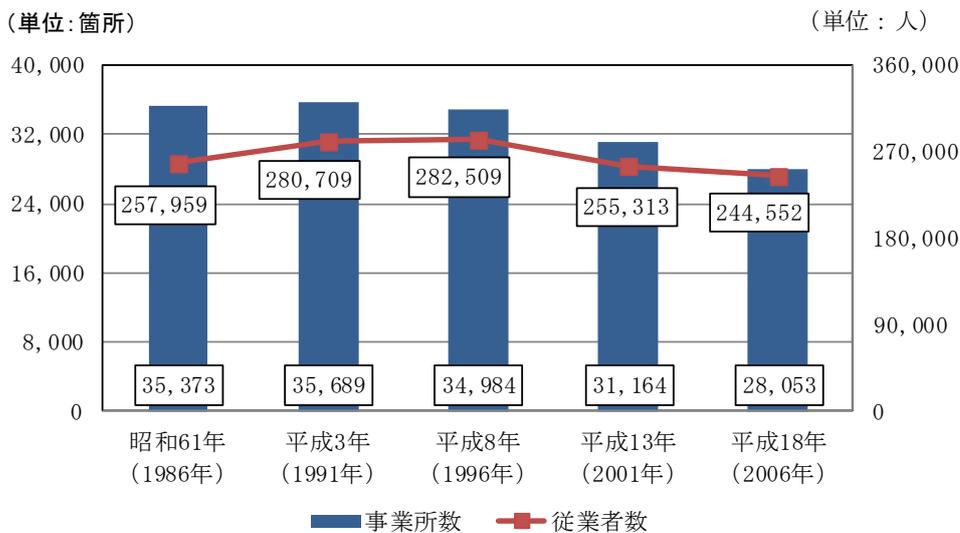
【人口1万人当たりの事業所数及び従業者数】



(出所) 平成21年経済センサス-基礎調査
 総務省「平成22年住民基本台帳人口・世帯数、平成21年度人口動態(市区町村別)」

また、事業所数と従業者数の推移は次のとおりである。事業所数は平成3年度、従業者数は平成8年度をピークとし、その後、バブル経済の崩壊以降、経営者の高齢化と後継者難なども加わり逡減傾向に歯止めがかからない状況が続いている。

【東大阪市の事業所数及び従業者数の推移】



(出所) 平成22年版東大阪市統計書

2. 製造業

製造業についても東大阪市の事業所数及び従業者数はいずれも比較8市と比べて最も多くなっており、それぞれ比較8市平均の6.14倍、3.73倍である。

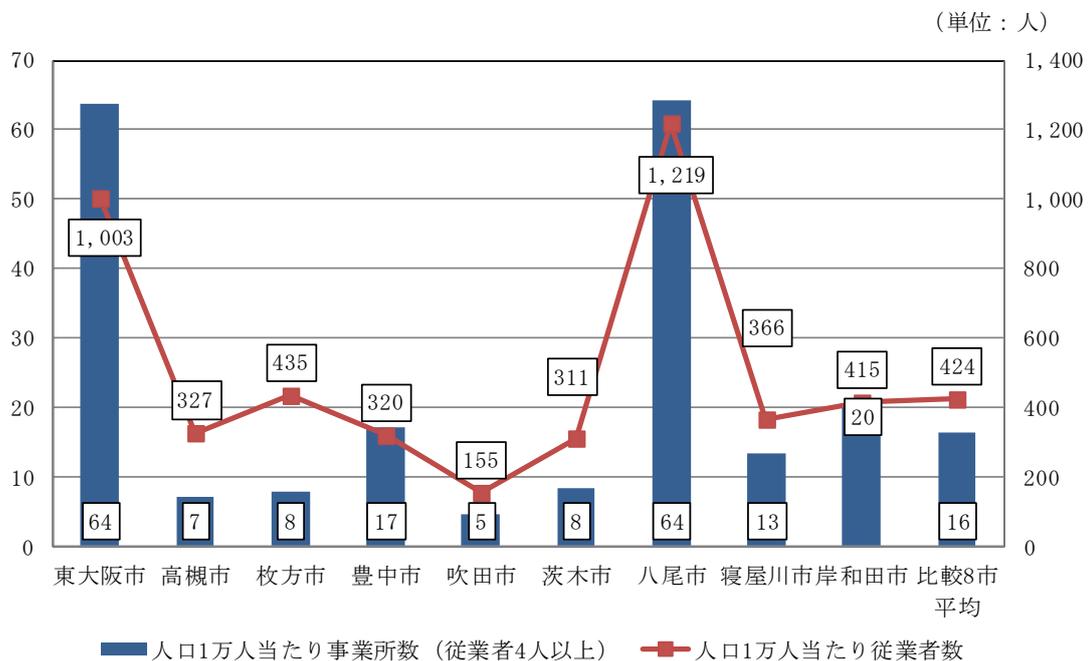
【製造業事業所数及び従業者数】

団体名	東大阪市	高槻市	枚方市	豊中市	吹田市
事業所数（箇所）	3,111	251	320	665	163
従業者数（人）	48,956	11,623	17,680	12,458	5,370
団体名	茨木市	八尾市	寝屋川市	岸和田市	比較8市
事業所数（箇所）	224	1,702	323	405	507
従業者数（人）	8,440	32,334	8,786	8,343	13,129

（出所）平成22年度大阪府統計年鑑

ところが、製造事業所数及び従業者数を人口1万人当たりで比べると、いずれも八尾市のほうが多い。

【人口1万人当たりの製造業事業所数及び従業者数】



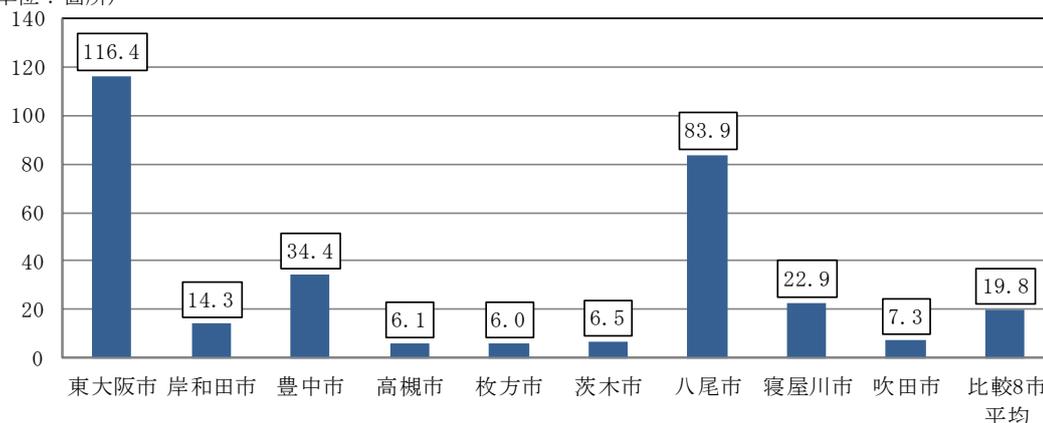
（出所）平成22年度大阪府統計年鑑、
総務省「平成22年住民基本台帳人口・世帯数、平成21年度人口動態（市区町村別）」

事業所の集積度を表す指標である工場密度（可住地面積1km²当たりの製造事業所数）は次のとおりである。大阪府内の特例市や他の中核市と比べると、東大阪市の工場密度は群を抜いている。

【工場密度①（府内8市との比較）】

団体名	東大阪市	高槻市	枚方市	豊中市	吹田市
事業所数（箇所）	6,016	348	357	1,252	263
可住地面積（km ² ）	51.7	57.4	59.3	36.4	35.8
工場密度	116.4	6.1	6.0	34.4	7.3
団体名	茨木市	八尾市	寝屋川市	岸和田市	比較8市平均
事業所数（箇所）	317	3,094	549	759	867
可住地面積（km ² ）	48.4	36.9	24.0	53.0	43.9
工場密度	6.5	83.9	22.9	14.3	19.8

（単位：箇所）

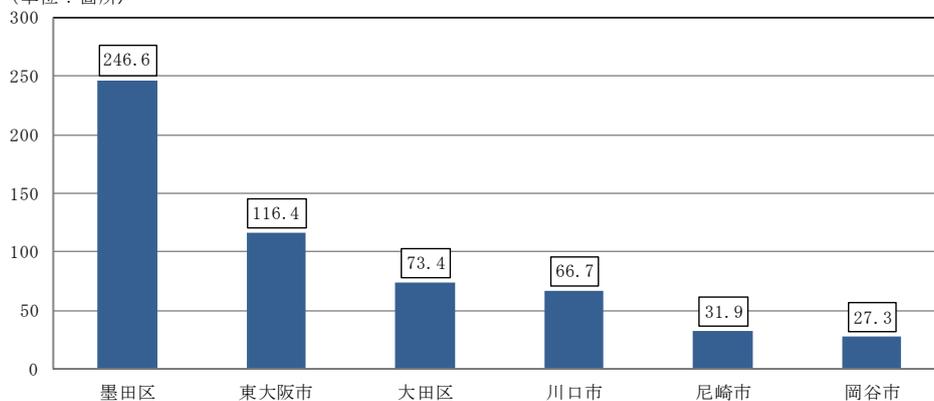


また、中小企業が高度に集積する自治体と商工会議所等で構成される中小企業都市連絡協議会の構成市と比較しても、東大阪市の工場密度は墨田区の次に高い。

【工場密度②（中小企業都市連絡協議会構成市との比較）】

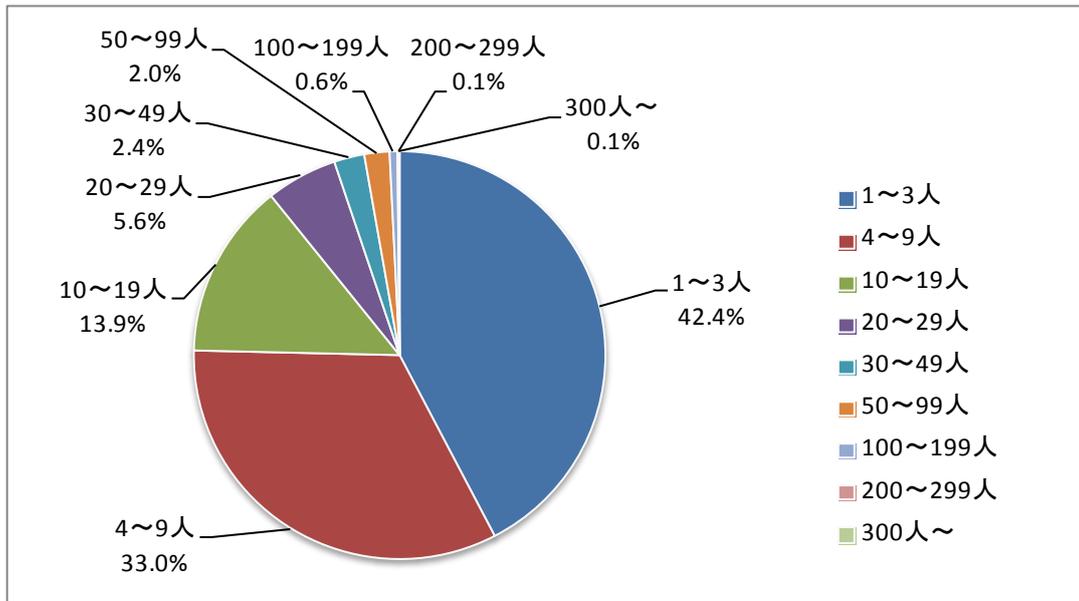
団体名	墨田区	東大阪市	大田区	川口市	尼崎市	岡谷市
事業所数（箇所）	3,391	6,016	4,362	3,667	1,587	629
可住地面積（km ² ）	13.8	51.7	59.5	55.0	49.8	23.1
工場密度	245.7	116.4	73.3	66.7	31.9	27.3

（単位：箇所）



東大阪市には非常に規模の小さな事業所が数多く集積している。具体的には、製造事業所全体の75.4%が従業員数10人未満の事業所で占められている。

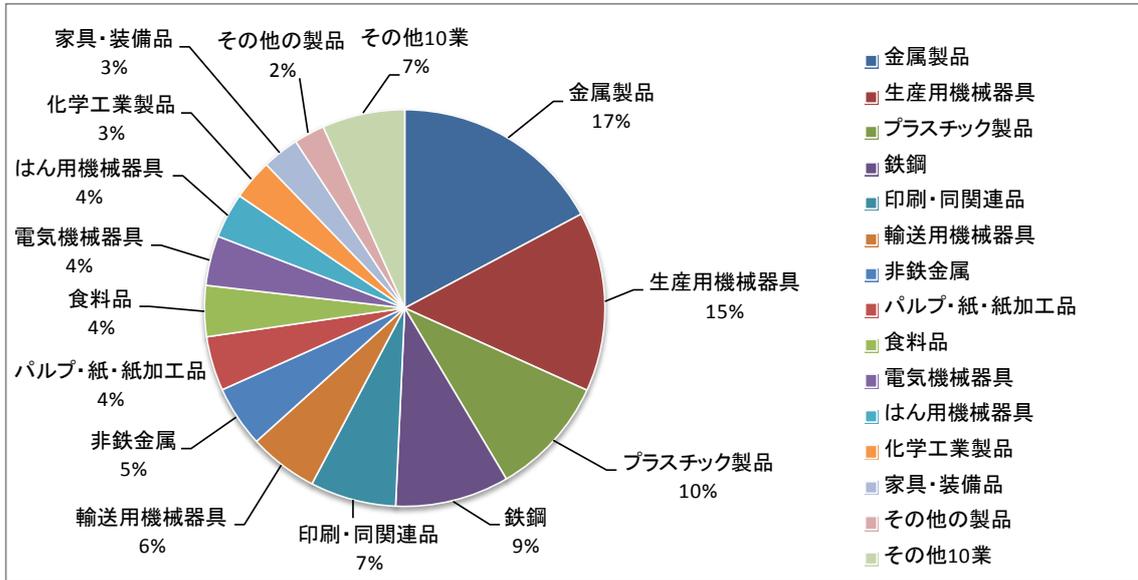
【東大阪市における従業員規模別事業所数割合】



(出所) 平成20年工業統計調査

東大阪市の製造品出荷額等は多様な製品の製造・出荷で構成されている。これは「モノづくりのまち」東大阪市の特徴であり、高度な工業集積の表れである。すなわち、めっき、溶接、プレス等の基盤技術に特化した多くの中小企業がそれぞれの技術に磨きをかけるとともに、企業間ネットワークを最大限活用することにより、多品種少量生産・短納期といった依頼企業の要望に応える環境が形成されているといえる。

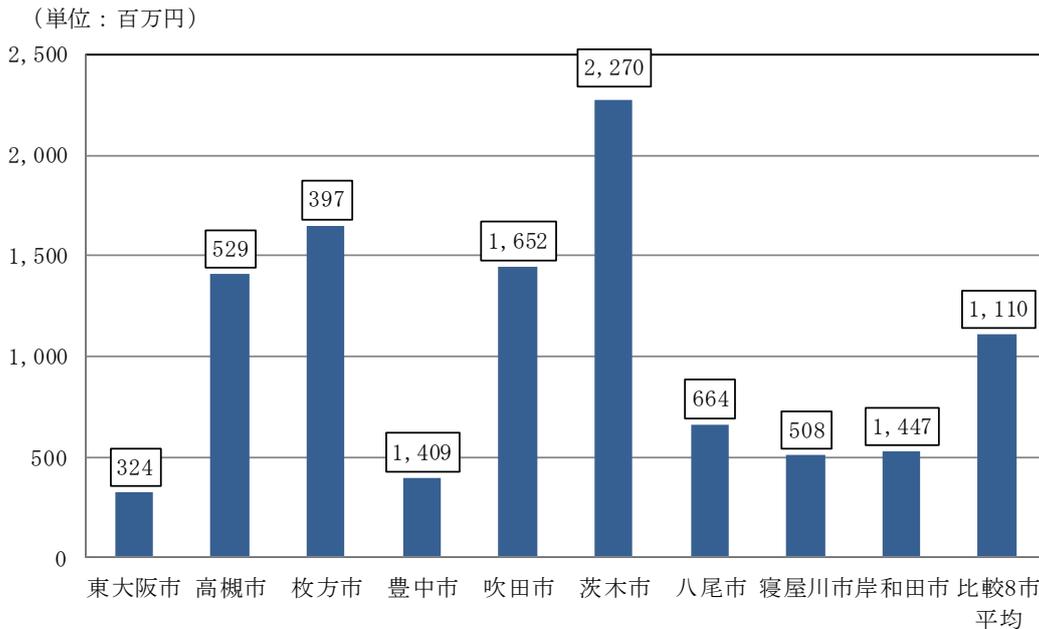
【東大阪市における業種別製造品出荷額等割合】



(出所) 平成 20 年工業統計調査

東大阪市の製造業事業所 1 箇所当たり製造品出荷額等は、比較 8 市と比べて最も低くなっている。1 箇所当たり製造品出荷額等が高くなっている茨木市などは大手家電メーカーの工場などを抱えていることが主な要因となっているものと思われる。

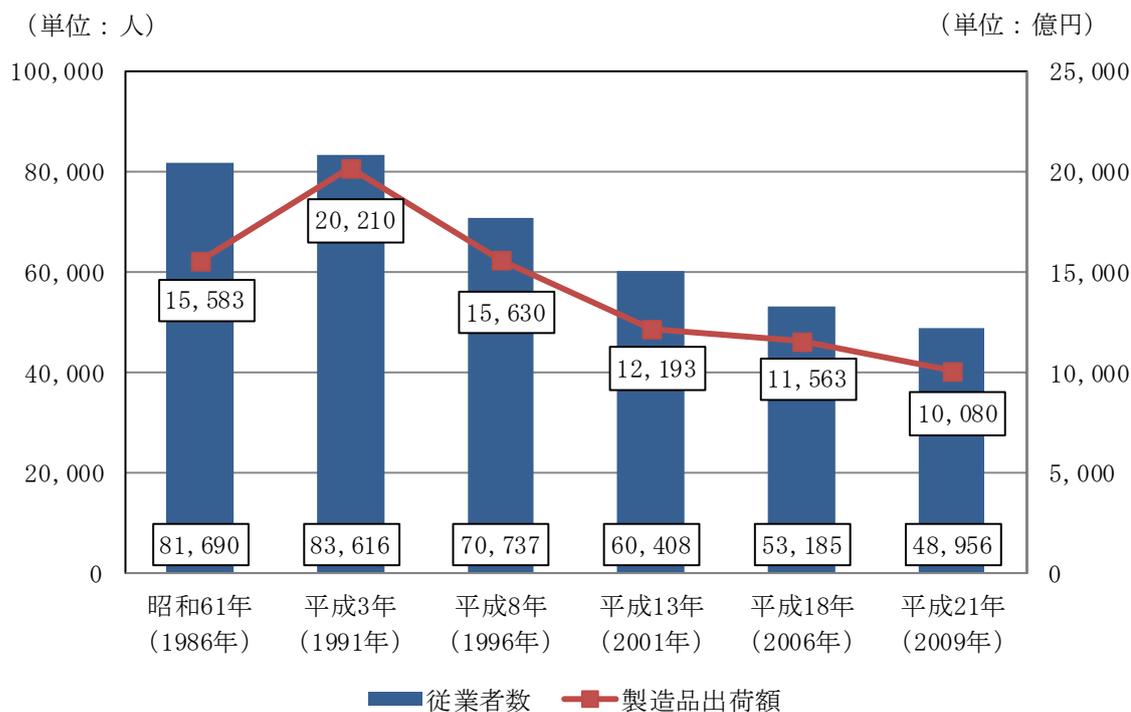
【製造業事業所 1 箇所当たり製造品出荷額等】



(出所) 平成 22 年度大阪府統計年鑑

東大阪市における製造業従業者数及び製造品出荷額等は平成3年度をピークとし、バブル経済崩壊の影響を受け、いずれも減少傾向にある。

【東大阪市の製造業従業者数及び製造品出荷額の推移】



(出所) 平成22年度版東大阪市統計書

3. 商業

商業事業所数及び従業者数についても比較8市の中で最も多く、それぞれ比較8市平均の2.58倍、2.54倍である。

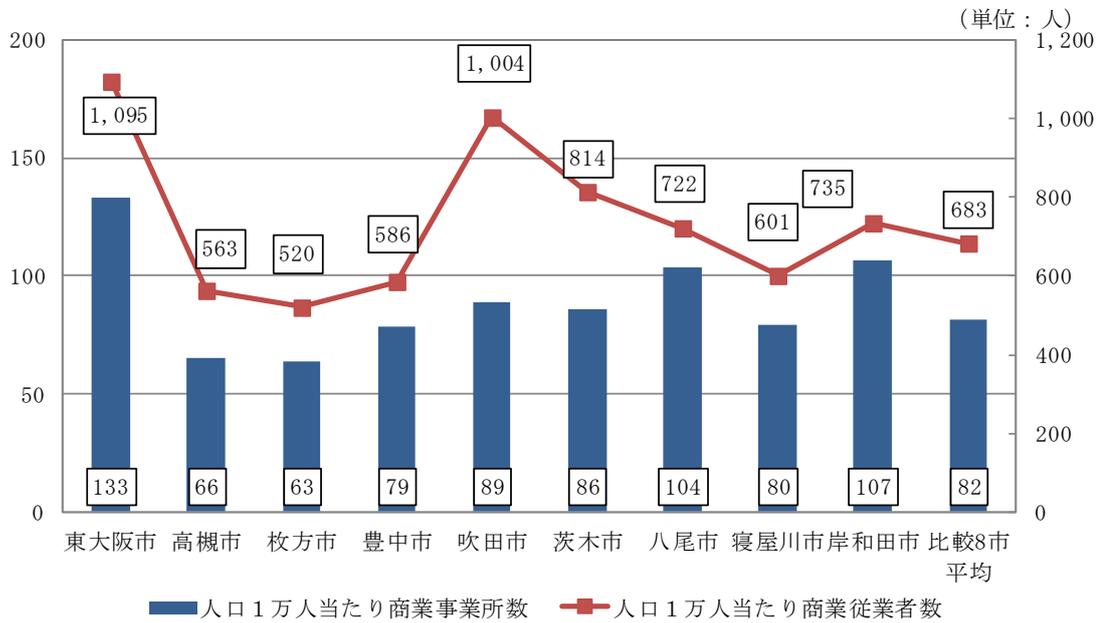
【商業事業所数及び従業者数】

団体名	東大阪市	高槻市	枚方市	豊中市	吹田市
事業所数 (箇所)	6,519	2,333	2,576	3,060	3,080
従業者数 (人)	53,720	20,040	21,111	22,771	34,841
団体名	茨木市	八尾市	寝屋川市	岸和田市	比較8市
事業所数 (箇所)	2,308	2,767	1,911	2,152	2,523
従業者数 (人)	21,860	19,214	14,441	14,829	21,138

(出所) 平成22年度大阪府統計年鑑

また、人口1万人当たり商業事業所数及び従業者数も比較8市の中で最も多い。

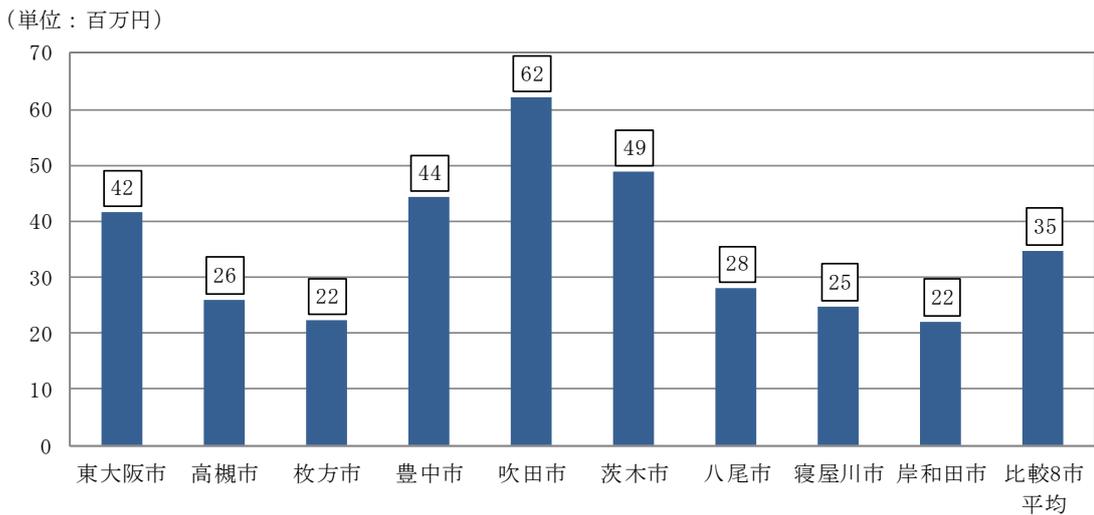
【人口1万人当たり商業事業所数及び従業者数】



総務省「平成20年住民基本台帳人口・世帯数、平成19年度人口動態（市区町村別）」

東大阪市の商業事業所1箇所当たり年間商品販売額は比較8市平均よりは高いものの、吹田市、茨木市及び豊中市よりも低い。

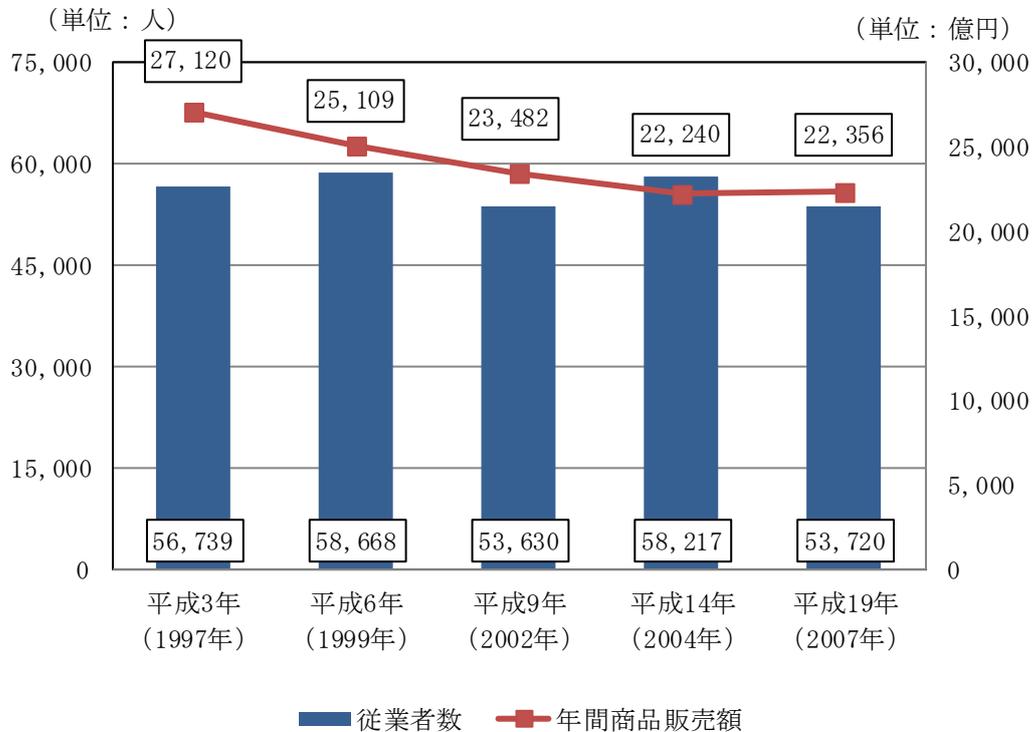
【商業事業所1箇所当たり年間商品販売額】



(出所) 平成19年商業統計調査結果 (大阪府ウェブから)

商業従業者数と年間商品販売額の推移を見ると、従業者数はそれほど大きな変化がないものの、年間商品販売額については減少傾向にあることがわかる。

【東大阪市の商業従業者数及び年間商品販売額の推移】



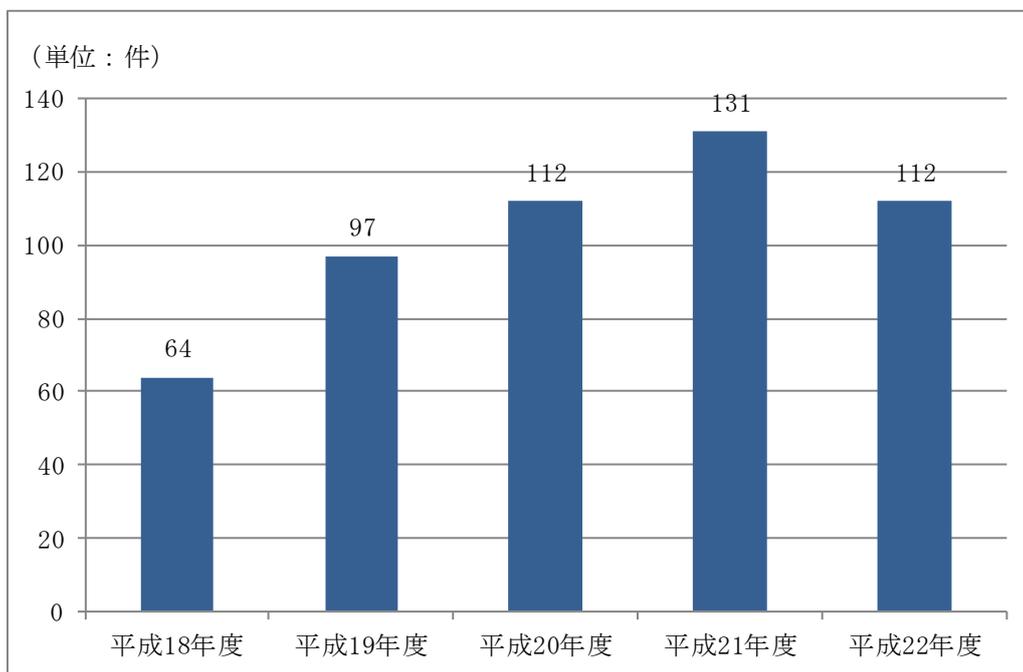
(出所) 平成 22 年版東大阪市統計書

4. 東大阪市の景気動向

東大阪市の中小企業もリーマン・ショックを契機とする世界的な景気悪化や東日本大震災による影響と無縁ではなく、非常に厳しい状況にある。

市内企業の倒産件数は平成 21 年度の 131 社をピークに減少傾向にあったものの、昨今の円高を考えると今後の倒産件数の発生状況が非常に懸念されるところである。企業数の減少は、モノづくりにおける高度な技術の次世代承継を妨げるだけでなく、企業間ネットワークの崩壊につながり、基盤的技術産業の一大集積地としての魅力の喪失につながりかねないため、適切な施策の遂行による対応が求められるところである。

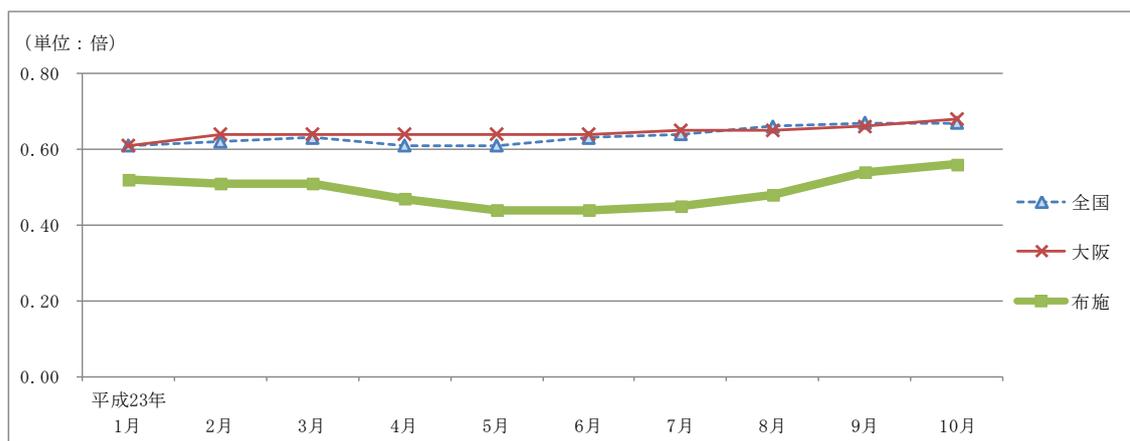
【市内企業の倒産件数】



(出所) 帝国データバンク調べ

東大阪市の有効求人倍率は大阪府及び全国の平均を下回って推移しており、雇用の面からみても厳しい状況が続いている。

【東大阪市等を管轄とする「ハローワーク布施」における有効求人倍率】



(出所) 雇用失業指標 (ハローワーク布施HPから)

(注1) ハローワーク布施は、東大阪市のほか八尾市も対象エリアとしている。

(注2) 全国、大阪の有効求人倍率は季節調整値 (季節要因を取り除いた後の値のこと)。

【3】市における中小企業育成支援業務の概要

1. 市における中小企業育成支援業務の実施主体の概要

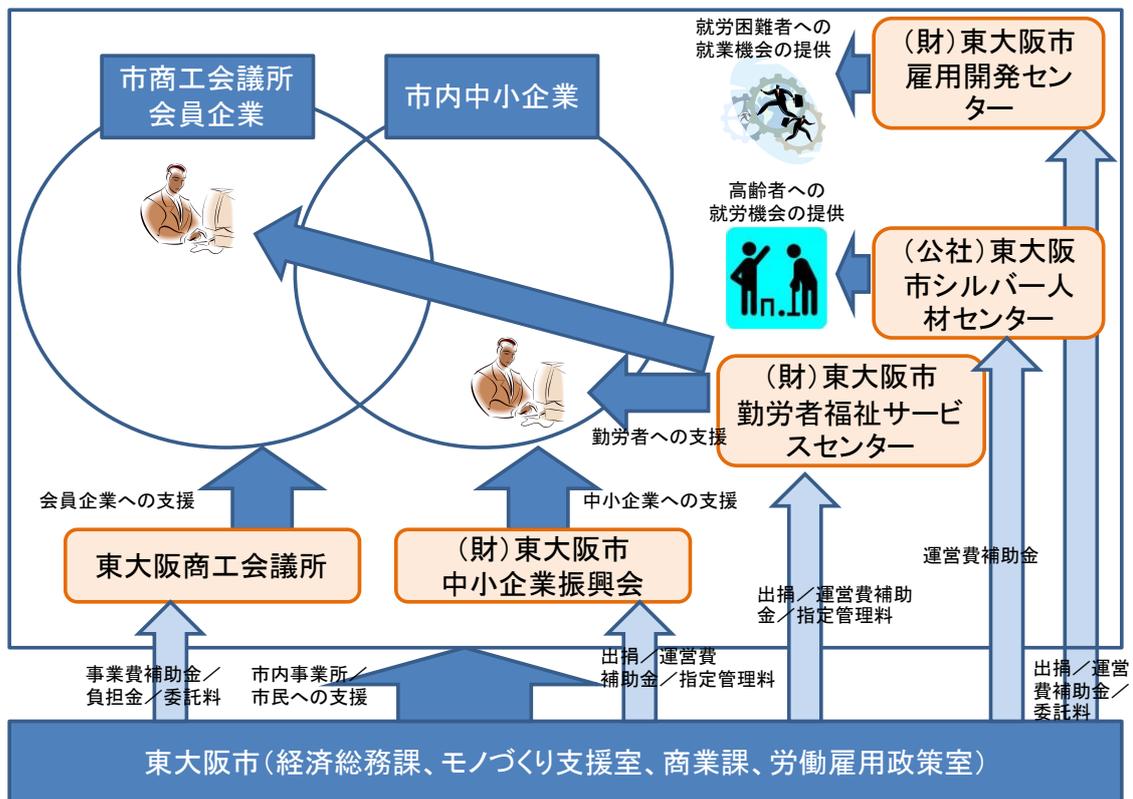
市の経済部は「経済総務課」、「モノづくり支援室」、「商業課」、「労働雇用政策室」、「農政課」の5つの室・課をもって構成している。このうち今回の監査にあたっては「農政課」を除く4つの室・課が主に、中小企業育成支援施策を担っている、とし、監査対象とした。

それぞれの担当業務は次のとおりである（市の事務分掌規則より）。

課・室名	主な事務
経済総務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 中小企業の金融相談及びあっせんに関する事。 (2) 中小企業振興対策協議会に関する事。 (3) 優良企業、優良商店及び従業員の表彰に関する事。 (4) 他の室及び課の主管に属しないこと
モノづくり支援室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 産業の振興及び支援施策の企画及び調整に関する事。 (2) 産業の適正配置に関する事。 (3) 産業情報の収集、分析及び提供に関する事。 (4) 産業交流に関する事。 (5) 販路開拓に関する事。 (6) 企業誘致に関する事。 (7) 工業の振興に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事。 (8) 工業団体等の育成振興に関する事。 (9) 工業の近代化、高度化及び集団化事業の指導に関する事。 (10) 工業の実態調査に関する事。 (11) 産業技術支援施設に関する事。 (12) 中小企業団地、作業場等に関する事。 (13) 中小企業振興対策協議会工業部門に関する事。 (14) 財団法人東大阪市中小企業振興会に関する事。
商業課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 商業の振興及び支援施策の企画及び調整に関する事。 (2) 商業の振興に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事。 (3) 商業団体等の育成振興に関する事。 (4) 商業団体等の設置する共同施設等の助成に関する事。 (5) 商業の近代化、高度化及び集団化事業の指導に関する事。 (6) 商業の実態調査に関する事。 (7) 市設店舗、事業所等に関する事。 (8) 観光に関する事。 (9) 中小企業振興対策協議会商業部門に関する事。
労働雇用政策室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 労働行政の企画及び調査に関する事。 (2) 労働団体に関する事。 (3) 労働関係機関との連絡に関する事。 (4) 求人对策に関する事。 (5) 勤労者の資質の向上に関する事。 (6) 勤労者の適応指導に関する事。

課・室名	主な事務
	(7) 勤労者の余暇活用に関すること。 (8) 勤労市民センターに関すること。 (9) グリーンガーデンひらおかに関すること。 (10) 就労保証に関すること。 (11) 雇用対策の促進に関すること。 (12) 財団法人東大阪市雇用開発センター、公益社団法人東大阪市シルバー人材センター及び財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンターに関すること。

一方、市が直接実施するだけではなく、市が出捐した外郭団体等に市の事業の一部を担わせている。特に市との関係が深い団体とその相関図としては次のとおりまとめることができる。各団体の詳細は報告書第3を参照。



2. 中小企業育成支援事業の概要

市では平成15年から平成32年の18年間を計画区間とする第2次総合計画を作成しており、平成15年から平成22年を「前期基本計画」の対象とし、平成23年～平成32年を「後期基本計画」の対象として各々策定している。

当年度の包括外部監査の対象は平成22年度の財務事務であり、「前期基本計画」の対象年度であるため、「前期基本計画」の枠組みの中で、中小企業育成支援事業

(報告書では「前期基本計画」のうち「第4部活力ある産業社会を切り拓くまちづくり」を中心とした経済部の各課担当の事業、とする。)の概要を次のとおり記載する(なお、補足情報として「後期基本計画」での枠組みも紹介する(注))。

(1) 中小企業支援の充実

【2】で記載のとおり、市内の工場数や従業員数はバブル経済の崩壊以降、経営者の高齢化と後継者難なども加わり逡減傾向に歯止めがかからない状況が続いている。また、近年、経済のグローバル化の進展に対応して、アジア諸国の技術・生産面の向上など産業競争の高まりに伴い、生産システムがピラミッド型の下請生産からネットワーク型生産への移行が進みつつある。このような国際的な経済環境の変化のなか、これまで以上に新規取引先の開拓や製品の高付加価値化、生産コストの削減、経済のグローバル化に対応する企業の国際化が中小企業にとって経営上の重要な課題となっている。さらに、経営者や従業員の高齢化が進んでいるため、後継者の育成や若年労働力の確保も企業存続のための重要な課題となっている。

卸売業では流通システムが見直されるなかで中小商店の減少が続いており、小売商業では、商店街や小売市場が消費者ニーズやモータリゼーションの進展への対応の立ち遅れから中小商店の減少が急速に進んでいる。

こうした課題に対応して、市では次の施策が設けられている。

- ・経営の高度化の促進
- ・中小企業の技術力の向上支援
- ・中小企業の販路開拓支援
- ・人材の育成支援
- ・国際化の推進
- ・企業間ネットワークの形成

(2) 情報提供の充実

情報化社会に対応した、中小企業向けの各種情報提供サービスの充実が求められている。

こうした課題に対応して市では次の施策が設けられている。

- ・技術交流プラザ事業の推進
- ・都市間情報ネットワークの構築
- ・中小企業だよりの充実・強化
- ・経営実態の把握
- ・経営情報管理システムの充実・強化

(3) 中小企業金融の充実

中小企業においては、金融機関に対する信用力、担保力などが脆弱であるため、事業展開にあたって必要な資金を安定的、かつ継続的に調達することが困難な状況になることがある。このような状況のなか、中小企業に事業資金の円滑な供給を進めるための公的な融資制度は、民間金融機関からの資金調達を補完する重要な役割を果たしている。

こうした課題に対して市では次の施策が設けられている。

- ・ 中小企業融資の充実
- ・ 信用保険及び信用保証制度の整備・充実
- ・ 金融相談と経営指導の一本化

(4) 商業・業務機能の充実

駅前周辺に立地している商店街や小売市場では客離れが著しく、空き店舗問題などが深刻となっている。また、駅前周辺の商業地の活性化を図る積極的な取組みとともに、消費者の視点に立った商業振興を進めていくことが求められている。

こうした課題に対して市では次の施策が設けられている。

- ・ 買い物しやすいまちづくりの推進
- ・ 商業・業務施設の適正配置の推進

(5) 工業の振興

市の工業は古くから鉄線、釘、ボルト・ナット、金網、作業工具などが地場産業として発達してきたが、高度成長期以降、機械金属関連産業やプラスチック製品製造業を中心に発展し、今日では多種多様な業種が集積した「モノづくりのまち」といわれ、金属加工や金型など関西における基盤的技術産業の最大の拠点を形成してきた。

今後はこれまでの集積を活かしながら、付加価値の高い先端技術に関連した都市型工業の新たな形成が求められており、市経済の柱である工業の振興は市の活力と直結する緊急の課題となっている。また、工業集積地域の活力を回復するため、工業の振興を前提に住宅や商店と共存を図る対応が必要となっている。

こうした課題に対して市では次の施策が設けられている。

- ・ 都市型工業の新たな形成
- ・ 工業の適正配置の推進

(6) 労働環境の充実

市は、全国でも有数の中小企業のまちであり、小規模事業所が大部分を占めるとともに経営体質が脆弱で労働条件や労働安全及び勤労者福祉対策が不十分な面も

否めない、という。このため、府・公共職業安定所・関係機関と連携し、情報の提供や企業への啓発などを積極的に進め、勤労者福祉共済制度など、勤労者の福祉の向上を図るなど一層の施策の充実が求められている。

こうした課題に対して市では次の施策が設けられている。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労機会の確保 ・ 労働環境の整備 ・ 職業能力の向上 ・ 勤労者福祉推進事業の充実

(注：参考) 上記の「前期基本計画」から大幅に改編して作成された「後期基本計画」において、報告書の対象となる計画項目は次のとおりである。

【第4部 活力ある産業社会を切り拓くまちづくり】

21 節 モノづくりが元気なまち
<ul style="list-style-type: none"> ① モノづくり企業の高付加価値化を支援します。 ② 「モノづくりのまち東大阪」を次の世代に引き継ぎます ③ モノづくり企業の販路開拓を応援します ④ 地域経済の連携、交流に取り組みます
22 節 買い物しやすいまち
<ul style="list-style-type: none"> ① 特色ある商業集積地域づくりを支援します ② 「元気な店舗グループ」の活動を支援します ③ 地域資源の活用で集客力を強化します ④ 安心して快適に買い物ができる環境づくりを進めます
24 節 産業活動にとって魅力のあるまち
<ul style="list-style-type: none"> ① <input type="checkbox"/> 居住環境と工場の操業環境の共生を進めます ② <input type="checkbox"/> 金融面から産業活動を支援します ③ <input type="checkbox"/> 経済施策情報を分かりやすく発信します ④ <input type="checkbox"/> クリエイション・コア東大阪を有効に活用します
25 節 雇用が安定し、働きやすいまち
<ul style="list-style-type: none"> ① <input type="checkbox"/> 働きがいのある労働環境づくりを支援します ② <input type="checkbox"/> 安心して働ける労働環境づくりを支援します ③ <input type="checkbox"/> 若者の就業を応援します ④ <input type="checkbox"/> 就職に困っている人の雇用を促します ⑤ <input type="checkbox"/> 高齢者の生きがい就労を応援します

3. 事務事業の対比表

上記1.に記載した施策別の事務事業の一覧表は次のとおりである。これらの事務事業のうち平成22年度予算額100万円以上の事業費であるものを監査対象としたが、そのうち「監査の結果」又は「意見」が発見されたものについては「監査の結果」又は「意見」との対比も併せて記載した。

なお、事務事業に対応しない「監査の結果」又は「意見」は当表に記載していない。

【事務事業の対比表】

前期基本計画			担当課 (注1)	事務事業名	平成22年度 事業費(決算)	報告書における 「監査の結果」・ 「意見」の 記載場所	
章名	節名	細節名					
第2部 市民文化を育むまちづくり(注2)							
第2章 交 流文化の創 造	都市観光の推 進	(細節なし)	商	観光振興事業	1,700	第5【14】	
第4部 活力ある産業社会を切り拓くまちづくり							
第1章 中 小企業活 性化の推 進	中小企業支 援の充 実	(細節なし)	総	中小企業振興対策協議会経費	1,063		
			総	東大阪市企業・従業員表彰事業	670	第5【15】	
			モ	中小企業振興会運営補助事業	123,000	第5【16】	
			モ	創業促進インキュベーション支援 事業	10,478		
			モ	東大阪市企業・従業員表彰事業	155	第5【15】	
			モ	モノづくりワンストップ推進事業	19,955	第5【17】	
			モ	商工会議所補助金・委託料	29,307	第5【18】	
		経営の高度化の促 進	モ	クリエイション・コア常設展示場出 展支援事業	1,215		
			モ	環境ビジネス事業	3,402	第5【18】	
			モ	知財先進都市支援事業	0		
		中小企業の技術力 の向上支援	モ	モノづくりのまち東大阪技術力ア ピール事業	4,851	第5【18】	
			モ	産業技術支援センター整備事業	9,954		
			モ	産業技術支援センター管理経費	52,611	第5【19】	
			モ	東大阪デザインプロジェクト事業	600		
		中小企業の販路開 拓支援	モ	モノづくり開発研究会支援事業	350		
			モ	見本市等出展事業	4,000	第5【18】	
			モ	東大阪ブランド推進事業	2,169		
		人材の育成支援	モ	海外販路拡大事業	0		
			モ	伊藤忠との業務提携	0		
			モ	ビジネスセミナー開催経費	1,462		
			モ	モノづくり教育支援事業	2,000		
		国際化の推進 企業間ネットワーク の形成	モ	東大阪市少年少女発明クラブ補 助金	568		
				(他部門実施事業)			
		情報提供の充 実	モ	異業種交流促進事業	250	第5【18】	
			モ	産業振興PR経費	599		
			モ	技術交流プラザ事 業の推進	18,493		
			モ	都市間情報ネット ワークの構築		(他部門実施事業)	
			モ	中小企業だよりの充 実・強化	2,483	第5【20】	
		中小企業金融 の充 実		経営実態の把握		(他部門実施事業)	
				経営情報管理シス テムの充実・強化		(他部門実施事業)	
			(細節なし)	総	中小企業融資事業	461,138	第5【21】
				総	緊急融資等テレフォン相談事業	0	第5【22】
	中小企業融資の充 実			(他部門実施事業)			
	信用保険及び信用 保証制度の整備・充 実		(他部門実施事業)				
	金融相談と経営指 導の一本化		(他部門実施事業)				

(注1)「総」は経済総務課、「商」は商業課、「モ」はモノづくり支援室、「労」は労働雇用政策室を指す。

(注2)「第2部 市民文化を育むまちづくり」の上表記載以外の項目は他部門実施事業である。

(注3)総：緊急融資等テレフォン相談事業は、労：緊急雇用創出事業の事業予算の執行委任を受け執行している。そのため決算額は、労：緊急雇用創出事業の事業費として合わせて計上されている。

前期基本計画			担当課 (注1)	事務事業名	平成22年度 事業費(決算)	報告書における 「監査の結果」・ 「意見」の 記載場所	
章名	節名	細節名					
第2章 都 市型産業の 振興	商業・業務機能 の充実	買い物しやすいまち づくりの推進	商	地域密着型支援事業	15,194		
			商	元気グループ推進支援事業	500		
			商	空き店舗活用促進事業	8,165	第5【23】	
			商	商店街・小売市場人材育成事業	271	第5【24】	
			商	商工会議所補助金・委託料	3,800	第5【18】	
			商	小売商業団体連合会補助金・委	4,088	第5【25】	
			商	共同施設設置助成事業	10,265		
			商	商店街イメージアップ(緊急雇用 創出事業)事業	0		
			商	地域資源活用・広域集客型支援	493		
	商	商業振興コーディネート事業	2,998	第5【24】			
	工業の振興	商業・業務施設の適 正配置の推進 (細節なし)	モ	モノづくり立地促進事業	51,542		
			モ	中小企業都市連絡協議会経費	2,988		
			モ	企業誘致	0		
	未来を担う産業 の育成	工業の適正配置の 推進		(他部門実施事業)			
			(他部門実施事業)				
第3章 産 業活性化の ための環境 の整備	企業活動を支 える環境の充実	新規産業への転換 と創出		(他部門実施事業)			
		都市型産業への立 地誘導と育成		(他部門実施事業)			
	労働環境の充 実	生産環境の整備		(他部門実施事業)			
				(他部門実施事業)			
		就労機会の確保	物流環境の整備	労	シルバー人材センター運営補助 事業	49,500	第5【26】
				労	雇用開発センター運営補助事業	73,290	第5【27】
				労	若年等トライアル雇用事業	3,130	
				労	障害者雇用促進事業	875	
				労	中高年等雇用対策経費	225,969	第5【28】
				労	モノづくり若年者等就業支援事業	10,000	第5【18】
				労	ワークサポート事業	13,166	
				労	障害者就業啓発事業	300	
				労	商工会議所補助金・委託料	2,700	第5【18】
				労	緊急雇用創出事業	285,416	
労働環境の整備	職業能力の向上	労	ふるさと雇用再生特別基金事業	72,037			
		労	雇用問題企業啓発事業	349			
		労	東大阪市企業・従業員表彰事業	81	第5【15】		
勤労者福祉推進事 業の充実	職業能力の向上	労	労働関係団体補助金	1,000	第5【29】		
		労	勤労者福祉サービスセンター管 理経費	54,200	第5【30】		
		労	グリーンガーデンひらおか管理経 費	18,505	第5【31】		
		勤労者福祉サービスセンター整 備経費	0				
基本計画の枠外にある経済部が実施する事業							
		総	中小企業庁行政実務派遣研修経費	2,424			
		総	産業施設管理費	301			
		モ	産業施設管理費	2,387	第5【13】		
		商	産業施設管理費	1,358			
		労	電波障害対策事業	2,722			
		商	小売店舗の出店等にかかる届出 受理業務	0			
		商	アンテナショップ開設(ふるさと雇 用再生基金事業)事業	0			
		モ	ふるさと雇用再生特別基金事業	0			

(注1)「総」は経済総務課、「商」は商業課、「モ」はモノづくり支援室、「労」は労働雇用政策室を指す。

(注2)「第2部 市民文化を育むまちづくり」の上表記載以外の項目は他部門実施事業である。

(注3)商:商店街イメージアップ(緊急雇用創出事業)事業については、労:緊急雇用創出事業の事業予算の執行委任を受け執行している。そのため決算額は、労:緊急雇用創出事業の事業費として合わせて計上されている。また、商:アンテナショップ開設(ふるさと雇用再生基金事業)事業、モ:ふるさと雇用再生特別基金事業についても、労:ふるさと雇用再生特別基金事業の事業予算の執行委任を受け執行しているため、決算額は、労:ふるさと雇用再生特別基金事業の事業費として合わせて計上されている。

第3 監査対象事業に関連した市外郭団体等の概要

【1】財団法人東大阪市中企業振興会

1. 法人の概要

設立年月	指定正味財産（うち市出資又は出捐比率）	住所
昭和59年12月	94,000千円（31.9%）	東大阪市荒本北1丁目（クリエーション・コア東大阪）
事業目的		市との取引内容（平成22年度）
東大阪市内中小企業者の事業活動の円滑化並びに経営の安定化を推進し、もって東大阪市の産業振興を図ることを目的としている。		補助金 128,587千円 受託料 51,455千円
役員数（注1）		
	うち市派遣職員	市職員OB
11人（10人）	1人	0人
職員数（注1）		
	うち市派遣職員	市職員OB
22人（18人）	2人	1人

（注1）平成23年3月末時点。（ ）内は非常勤・嘱託の人数。

（注2）「財団法人東大阪市中企業振興会」は平成24年2月に「財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンター」と合併し、現法人名は「財団法人東大阪市中企業振興勤労者福祉機構」である。

財団法人東大阪市中企業振興会が行っている主な事業は次のとおりである（指定管理者として管理運営している産業技術支援センター事業を除く）。

事業区分	概要	実績等
融資あっせん及び信用保証事業	過去において、民間金融機関から融資を受けることが困難な中小企業者に対し、①財団法人自身による直接貸付②民間金融機関が貸付けを実行するにあたっての信用保証、を行っていた。平成16年度以降は新規の貸付けや信用保証は行っていないが、直接融資に係る貸付金債権及び代位弁済したことにより発生した求償権の回収業務を実施。	【直接貸付に係る債権】 期首残高：8,993千円 当期回収：△434千円 当期償却：△4,310千円 期末残高：4,249千円 【信用保証に係る求償権】 期首残高：155,835千円 代位弁済：172千円 当期回収：△7,013千円 当期償却：△27,901千円 期末残高：121,094千円

事業区分	概要	実績等
ビジネスセミナー 開催事業	市内中小企業者の人材育成を推進するため東大阪市の補助金でセミナーを開催する。	平成 22 年度中に 30 回のセミナーを開催し、参加者総数は 756 名。
モノづくりワンス トップ推進事業	クリエイション・コア東大阪北館 3 階に販路開拓コーディネーター 3 名及び技術系コーディネーター 3 名を配置し、訪問や電話、E メール等で企業の問い合わせに対応する。	相談件数：3,889 件 処理内訳 ・情報提供：762 件 ・支援・斡旋：2,692 件 ・情報取得：222 件 ・その他：213 件
クリエイターズブ ラザ貸室事業	クリエイション・コア東大阪南館にある多目的ホールや研修室の貸室。	平成 22 年度使用料収入：10,786 千円

2. 財政状態等及び市との取引

(金額単位：千円)

	平成 21 年度 決算	平成 22 年度 決算	平成 23 年度 予算
経常収益	228,001	202,896	292,692
うち市からの補助金	147,553	128,587	137,189
市からの受託料	56,465	51,455	55,926
経常費用	225,980	205,915	297,021
うち人件費	59,406	58,017	61,010
当期正味財産増減額	2,839	△1,302	—
総資産	423,215	357,690	—
正味財産	180,441	179,139	—

(注) 人件費は、「給料手当」「役員報酬」「福利厚生費」の合計額としている。

【2】財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンター

1. 法人の概要

設立年月	指定正味財産（うち市 出資又は出捐比率）	住所
平成6年2月	100,000千円（100%）	東大阪市中小阪5丁目14 番30号
事業目的		市との取引内容（平成22年度）
東大阪地域において、新たな労働福祉サービスの創出と総合的な労働福祉事業の柔軟かつ効果的な展開を行うことにより、勤労者の福祉の増進と教養・文化の向上を図ることを目的とする。		補助金 20,900千円 受託料 33,300千円
役員数（注1）		
	うち市派遣職員	市職員OB
12名（11人）	0人	1人
職員数（注1）		
	うち市派遣職員	市職員OB
14名（11人）	3名	4人

（注1）平成23年3月末時点。（ ）内は非常勤・嘱託の人数。

（注2）「財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンター」は、平成24年2月に「財団法人中小企業振興会」と合併し、現法人名は「財団法人東大阪市中企業振興勤労者福祉機構」である。

財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンターが行っている主な事業の概要は次のとおりである。

事業区分	概要	実績
中小企業勤労者総合福祉推進事業（共済事業）	大企業との福利厚生面での格差を解消し、中小企業に優秀な人材を確保・定着させるため、市が中小企業支援施策として設けた公の共済制度（ゆとりーと共済）。市内の資本金3億円以下又は従業員300人以下の中小企業で働く従業員と事業主が入会可能。会費は会員1人につき月額600円。	平成23年4月1日現在の会員加入状況：393事業所、会員数4,592名、加入率2.1%

事業区分	概要	実績
労働福祉増進事業	余暇活動事業：勤労者をはじめ市民の文化、教養・趣味などの充実を図り、勤労者の余暇の活用とゆとりが感じられるよう生活の実現のために、各種講座やイベントを開催。	平成 22 年度に開催した主な講座・イベント：英会話初級講座、茶道初心者教室、FP 技能士 3 級取得講座、リラックスヨガ教室、囲碁大会・将棋大会。
	労働相談事業：中小企業に働く労働者の勤労者福祉の向上を図るため、解雇問題や賃金、社会保険等に関する相談を実施。	平成 22 年度労働相談件数：28 件。
	情報提供事業：勤労者福祉の状況や、市関係資料、各種調査結果の情報、余暇活動事業、福利厚生などの取組み、ゆとりーと共済、市の事業、行事の紹介を行っている。	利用案内板に各種講座・教室の案内チラシの掲示、受付カウンターに各種パンフレットの配置。
勤労市民センター管理運営受託事業	市有施設の一つである「勤労市民センター」の指定管理者として管理運営業務を実施。施設の利用度を高めるために、利用の市民へのサービス意識の向上と使いやすい施設づくりのために、施設改善、営業宣伝、接待マナー、サービス向上などの取組みを実施。	平成 22 年度貸部屋の稼働率:37.3%

勤労市民センターの概要は次のとおりである。

施設の名称	勤労市民センター
所在地	東大阪市中小阪 5 丁目
敷地面積	1,696.90 m ²
延床面積	2,198.21 m ²
構造	鉄筋コンクリート、一部鉄骨造、4 階建 地下 1 階（機械室）

施設の内容	ホール、小会議室 3、中会議室 1、大会議室 1、講習室 1、多目的室 1、視聴覚室 1、駐車場 10 台
設立目的	東大阪市域において、新たな労働福祉サービスの創出と総合的な労働福祉事業の柔軟かつ効果的な展開を行うことにより、勤労者の福祉の増進と教養・文化の向上を図る。
設立の経緯等	今後の労働環境の変化に対応しつつ、相談事業、生涯学習事業、調査研究事業を有機的・総合的に展開しうる組織体制の整備が必要となっており、事業の企画立案から実施に至るまで、市内の勤労者をはじめ、学識経験者、産業界、労働界などからも幅広く参画を求め、これら民間活力の活用により、新たな労働福祉サービスの創出、柔軟かつ効率的な事業展開を目指すため、財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンターが設立されることとなった。
所管部門	労働雇用政策室
職員配置の状況	指定管理者の職員 11 名、市派遣職員 3 名

2. 財政状態等及び市との取引

(金額単位：千円)

	平成 21 年度 決算	平成 22 年度 決算	平成 23 年度 予算
経常収益	97,346	97,631	98,359
うち市からの補助金	26,352	20,900	20,807
市からの受託料	28,868	33,300	34,471
経常費用	91,914	88,493	103,059
うち人件費	29,915	30,765	32,584
当期正味財産増減額	5,433	8,980	—
総資産	157,436	165,475	—
正味財産	150,573	159,553	—

【勤労市民センター 全景】



【3】財団法人東大阪市雇用開発センター

1. 法人の概要

設立年月	指定正味財産（うち市 出資又は出捐比率）	住所
昭和 54 年 4 月	30,000 千円（100%）	東大阪市高井田元町 2 丁目
事業目的		市との取引内容（平成 22 年度）
労働者の適性と能力に応じた雇用の開発及び促進、勤労者の就・転職に関する情報支援のあり方等について総合的な調査研究を行い、その成果を活用するとともに、勤労者等の健全な生活を支援する諸制度等についてその啓蒙普及を図り、勤労者等の就労等に関する知識、能力等の獲得に寄与することを主な目的とする。		補助金 73,290 千円 委託料 236,203 千円
役員数（注）		
	うち市派遣職員	市職員〇B
13 名（11 人）	0 人	2 名
職員数（注）		
	うち市派遣職員	市職員〇B
115 名（6 人）	1 名	0 人

（注）平成 23 年 3 月末時点。（ ）内は非常勤・嘱託の人数。

財団法人東大阪市雇用開発センターが行っている主な事業の概要は次のとおりである。

事業区分	概要	実績
雇用対策事業	市内の小・中学校及び公共施設における常駐警備業務	平成 22 年度常駐警備業務実績：18 ヲ所
	公共施設の清掃業務	平成 22 年度清掃業務実績：21 ヲ所
	自転車置場整理清掃業務	平成 22 年度実績：6 駅 13 ヲ所
	放置自転車防止啓発業務	平成 22 年度実績：3 駅 6 ヲ所
	撤去自転車集積場整理返還業務	平成 22 年度実績：1 ヲ所
	市民グランド管理（除草・清掃）	平成 22 年度実績：3 ヲ所
	公園除草・清掃業務	平成 22 年度実績：7 ヲ所
	税務調査補助事業（家屋図修正業務）	航空写真と家屋を比較し、家屋の形態に相違がある場合、新增築、滅失部分を修正。
夜間・休日業務	平成 22 年度実績：1 件	

事業区分	概要	実績
職員研修	警備、地域就労支援コーディネーター、就労相談、人権啓発等各種研修の受講。	平成 22 年度研修開催数：31 回 (内訳 警備：12 回、地域就労支援コーディネーター：10 回、就労相談：9 回)

2. 財政状態等及び市との取引

(金額単位：千円)

	平成 21 年度 決算	平成 22 年度 決算	平成 23 年度 予算
経常収益	400,682	389,742	398,839
うち市からの補助金	50,599	73,290	91,463
市からの受託料	269,788	236,203	227,200
経常費用	435,925	411,700	400,955
うち人件費	379,621	363,273	351,302
当期正味財産増減額	△35,404	△21,992	△2,116
総資産	95,532	70,118	—
正味財産	76,574	54,583	—

【雇用開発センター 事務所】



(出所：市ウェブサイト)

【4】公益社団法人東大阪市シルバー人材センター

1. 法人の概要

設立年月	指定正味財産（うち市出資又は出捐比率）	住所
昭和 55 年 11 月	0 千円（0 %）	東大阪市永和 1 丁目
事業目的		市との取引内容（平成 22 年度）
自らの能力を活かしながら自分なりの働き方で社会参加をしたいという概ね 60 歳以上の方に対し、多様なニーズに応じた就業の機会を提供することにより、高齢者自身の生きがいや生活の充実を図るとともに、活力ある地域社会をつくりだすことを目的としている。		補助金 49,500 千円
役員数（注）		
	うち市派遣職員	市職員〇B
22 人（21 人）	0 人	1 人
職員数（注）		
	うち市派遣職員	市職員〇B
15 名（9 人）	1 人	0 人

（注）平成 23 年 3 月末時点。（ ）内は非常勤・嘱託の人数。

公益社団法人東大阪市シルバー人材センターが行っている主な事業の概要は次のとおりである。

事業区分	概要
普及・啓発活動の推進	① 就業機会の拡充と会員確保のため、当センターの PR を実施する。 ② 会員の意識の向上と親睦の輪を広げていくため、情報交換・コミュニケーション手段を充実させる。 ③ 常に最新の情報を発信する。
就業開拓の拡充と会員就業の適正化	会員の就業機会の拡充を図るため、新規就業先の開拓や就業継続に取り組む。 就業機会の均等化を図るため、適正就業基準規程を施行し、ペア・ローテーション就業やワークシェアリングに取り組む。
会員獲得と「入会申込み講習会」の実施	発注者の要望に応えるために幅広い人材の確保に努めるとともに、センターの趣旨・目的を十分理解できるように入会説明会や入会講習会における講習内容の充実に努める。
技能講習事業	技能講習会を実施し、会員の技能習得・資質の向上を図り、発注者のニーズに対応し満足度を高める。

事業区分	概要
会員の安全就業対策	① 安全委員会において安全教育指導の実施に努める。 ② 新たな就業受注にあたり、危険・有害作業の有無等を事前に確認するとともに、就業中の会員に対し安全就業意識の指導を徹底。 ③ 会報「燻」の健康と安全のページに啓発記事を掲載。

2. 財政状態等及び市との取引

(金額単位：千円)

	平成 21 年度 決算	平成 22 年度 決算	平成 23 年度 予算
経常収益	764,187	768,618	796,304
うち市からの補助金	49,670	49,500	49,500
経常費用	751,151	749,180	803,339
うち人件費	65,449	62,976	71,852
当期正味財産増減額	13,036	19,438	△7,035
総資産	133,879	154,954	—
正味財産	72,078	91,516	—

【5】東大阪商工会議所

1. 法人の概要

設立年月	資本金（うち市出資又は出捐比率）	住所
昭和 12 年 12 月	—	東大阪市永和
事業目的		市との取引内容
商工会議所は、業種、業態、規模の大小を問わず地区内のすべての商工業者の利益を図るとともに、地域経済社会の振興・発展や社会福祉の増進に資することを目的としている。		平成 22 年度 補助金 33,267 千円 負担金 5,276 千円 受託料 14,742 千円
役員数		
	うち市派遣職員	市職員〇B
6 名	—	—
職員数		
	うち市派遣職員	市職員〇B
35 名	—	—

商工会議所は、「商工会議所法」に基づく地域の総合経済団体で、全国に 515 カ所あり、約 138 万人が加入する中小企業のための大きな組織である。

東大阪商工会議所は、昭和 12 年に設立され、地域商工業の振興・発展のため、約 7,000 会員の力を結集して、地域経済の活性化と新しい時代に対応する経営に役立つサービスを提供している。

「平成 22 年度 事業報告書」によると、平成 22 年度における主たる事業活動としては次のとおりである。

- ・ 中小企業施策等に関する意見活動
- ・ 新規ビジネスチャンスの拡大と販路開拓事業
- ・ 新産業の創造と活性化事業
- ・ 小規模事業者を対象とする経営改善普及事業
- ・ 人材確保と雇用対策事業
- ・ 中小商業活性化事業

第4 中小企業育成支援事業の参考となる類似自治体の視察報告

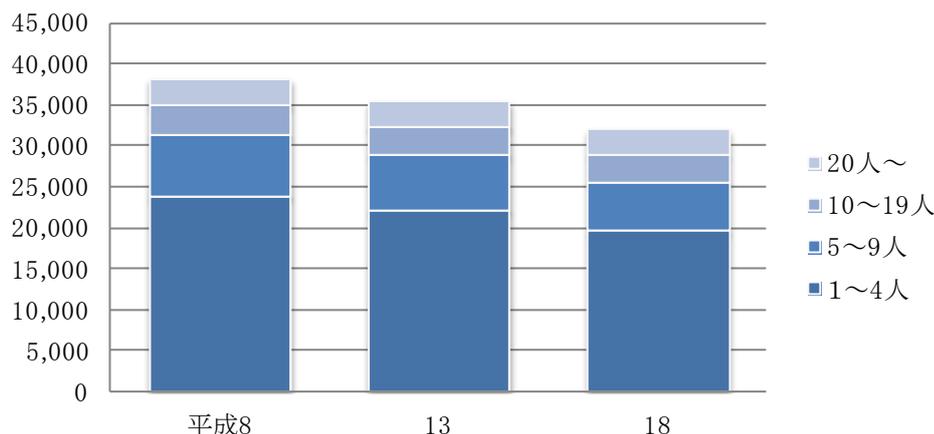
【1】大田区

1. 区の特徴及び視察対象として選定した理由

大田区は東京都の南部に位置する特別区のひとつであり、23区で最南部に位置する。多摩川をはさんで神奈川県川崎市と隣接しており、東部には羽田空港がある。東京湾の埋め立てによって区域を拡大してきた経緯があり、平成4年に羽田空港沖埋立工事が完了したことにより、23区の総面積の約9.6%を占める最も大きな区となった。平成22年国勢調査によると同区の人口は約69万人となっている。

また、下記グラフから明らかなおと、1事業所当たりの従業者数が10人未満の事業所が多く（平成18年度では80%）、東大阪市と同じく中小企業の集積地である。

大田区 従業者規模別事業所数の推移



(出所：平成18年大田区事業所・企業統計調査)

東京湾に面しているという点で内陸に位置する東大阪市とは異なるものの、東大阪市と並んで「ものづくりのまち」として全国的に有名であることから、視察対象として選定したものである。

2. 中小企業施策の特徴

大田区では「大田区産業振興基本戦略」を平成21年3月に策定している。そのものづくり産業振興施策のあり方の主な内容は次のとおりである。

項目	説明・内容
① ものづくり力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ ものづくり集積の維持強化のための立地政策の実施 ○ 工業立地支援の継続・強化 ○ 企業の技術高度化の促進・サービス機能の向上

項目	説明・内容
② 経営力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 窓口相談機能の強化 ○ ビジネスサポートサービスの充実 ○ 受発注コーディネートの充実 ○ 大田ブランドの発信
③ 成長力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海外市場開拓支援 ○ 新市場開拓支援（環境、医療・福祉、航空機、ロボットなど） ○ 羽田空港跡地とその周辺での成長のための拠点の整備 ○ 創業の促進
④ 人財力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人材育成拠点・データベース整備の検討 ○ 次世代ものづくり人材・若手技術者・女性技術者の育成 ○ 外国人の受け入れ環境の整備
⑤ 継続力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後継者の育成 ○ 事業承継支援 ○ 技術・技能の承継支援
⑥ 連携力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業間連携支援 ○ 産学公連携の推進 ○ 地域間連携による広域展開支援 ○ 国・都や金融機関、民間支援者との連携

3. 視察コメント（東大阪市と比較して）

（1）関連外郭団体、商工会議所とのかかわり・役割分担

大田区では公益財団法人大田区産業振興協会を外郭団体として設けている。区の産業経済部は施策の立案、補助金の交付及び立地政策を主に担当しており、具体的なソフト事業は当該財団法人が実施している。また、大田区には東京商工会議所の大田支部が設けられており、主として会員向けの事業を実施している。

なお、大田区においてはこれらの団体がすべて大田区産業プラザ Pio に入居していることもあり、毎月情報交換会を開催して施策のすりあわせを行っているとのことである。

この点、東大阪市と同様の取組みを行っている。

（2）羽田空港跡地を活用した特区構想

東京都は総合特別区域法（注）に基づいて、「アジアヘッドクウォーター特区」を総合特別区域に指定するよう国に申請を行っている（平成23年9月27日申請）。当該特区構想は、欧米の多国籍企業やアジアの成長企業などのアジア地域における業務管理や研究開発拠点を東京に誘致し、これらと国内企業（特に東京が誇る高い技術を有する中小企業やベンチャー企業）が刺激し合って、新技術・新サービスを創造する魅力的な市場を形成することを目的とするものである。

この中で大田区は、海外企業や研究開発拠点の誘致を促進するために、羽田空港跡地にアジアゲートウェイとしての機能と誘致企業をサポートする機能をあわせ持つ拠点を構築することを提案している。これは、大田区がもつ高度先端産業を支える基盤技術の集積という強みと、羽田空港跡地という空港への近接性を最大限に活用しようとするものであり、実現すれば区の中小企業にとって新たな市場の創造と開拓につながる大きなチャンスといえる。

東大阪市でも平成 23 年度から海外販路拡大のための事業を進めているが、本格的な進出は今後の課題である。

(注) 総合特別区域法とは、国際競争力の強化、地域の活性化のための包括的かつ先駆的なチャレンジに対し、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置などにより総合的に支援する「総合特区制度」を実現するために制定した法律（平成 23 年 6 月 22 日成立）。

(3) 住工共生問題への対応

京浜工業地帯の公害が社会問題化した時期に東京湾を埋め立てて工場を移転させた経緯があり、現在住宅と工場が混在している地域に残っている工場は基本的に騒音や振動をそれほど出さないものが多い。そのため、住工共生という意味では特に大きな問題が生じていないとの認識を持っているとのことであった。ただし、小規模な企業では、顧客からの発注に応えるために夜遅くまで周囲を気にすることなく機械を稼働させたいとの要望が多いことを考慮して、工場アパートの整備・運営やコーポラティブファクトリー（注）の立地促進などの取組みを行っている。

東大阪市においてはこのような取組みは現在のところ行われていない。

(注) コーポラティブファクトリーとは、200 坪程度の敷地に 3～5 社程度の企業を集合化することを目的とした集合工場であり、行政主導ではなく民間の活力を利用する点に特徴がある。具体的には、コーポラティブファクトリーの取得を希望する企業は大田区が設置するウェイティングサークルに登録し、事業コーディネーター（大田区内で事業を展開している建設事業者）と土地の選定や設計等について事業計画を策定する。大田区は建設費の助成や打ち合わせ会場の提供などを通じてその実現を支援するもの。

(4) 中小企業者に対して施策を網羅的に解説したガイドブック

大田区では区の産業経済部と公益財団法人大田区産業振興協会が共同で「View 2011 産業支援施策ガイドブック」を策定し、これを区内企業者に配布している。また同一の内容を市のウェブサイトでも公表し、ダウンロードが可能となっている。一方、東大阪市では該当するガイドブックの作成はない。

(5) 大田区への調査を通じて認識した東大阪市の特色

市場のグローバル化、産業構造の変化や少子高齢化の進行といった社会情勢の変

化を考えると、中小企業が生き残るための有効な施策として海外展開が重要性を増してくると思われる。東大阪市においても今後当該分野の事業を平成 23 年度から海外販路拡大事業として予算化しているが、今後、海外市場進出をどのように図っていくかが課題である。

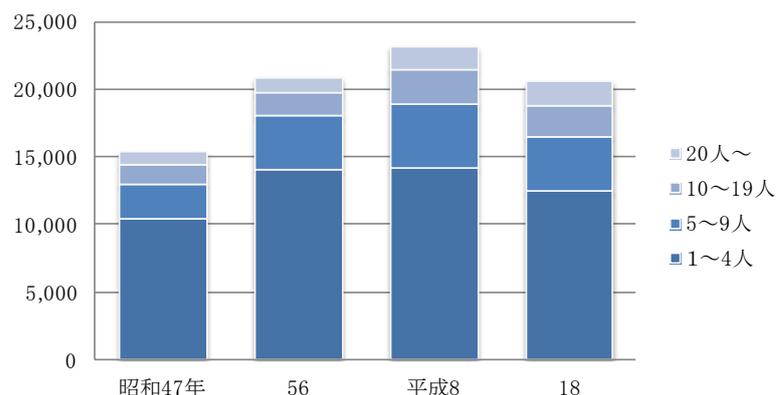
【2】川口市

1. 市の特色及び視察対象として選定した理由

川口市は埼玉県の南端に位置する県内有数の都市である。荒川を隔てて東京都に接し、江戸時代から鋳物や植木などの産業が発達した。その後、住宅都市化が進んでいる。平成 23 年 10 月に隣接の鳩ヶ谷市と合併し、人口約 58 万人となり、首都東京と隣接しているという利便性を活かしながら、固有の伝統ある“ものづくり”のまちとして、活力あるまちづくり・人づくりを目指している。

また、下記グラフから明らかなおおり、1 事業所当たりの従業者数が 10 人未満の事業所が多く（平成 18 年度では 80%を超過）、中小企業の集積地である。

川口市 従業者規模別事業所数の推移



(出所：平成 18 年川口市事業所・企業統計調査)

ものづくりのまち、鋳物産業を中心とした中小企業の集積地、海に接していない内陸のまち、という特色が東大阪市と類似するものと考え、視察対象として選定したものである。

2. 中小企業施策の特色

川口市では「川口市産業振興指針」を平成 23 年 4 月から策定している。その主な内容は次のとおりである。

項目	説明・内容
① 産業クラスターの構築に関する事項	中小企業が集積し、「ものづくりのまち」として長年培ってきた地域資源を有する市の強みを活かし、単独事業所では困難な「新たな分野への進出」、「仕事の受注」等を行うため、企業間連携を促進する。
② 川口ブランドの創出に関する事項	川口で生み出された技術・製品を国内外に積極的に発信し、川口ブランドを創出し国内外に発信する。

項目	説明・内容
③ 川口市の国内外にアピールする事項	地域貢献企業認定制度を活用した企業PR及び市内における生産品等のPR。
④ 事業承継に関する事項	産業が有する技術、経営ノウハウ及び人材を活用し事業承継をサポートする。

これらの指針の具体的な実施は平成 24 年度以降を予定しているとのことである。

3. 視察コメント（東大阪市と比較して）

(1) 関連外郭団体、商工会議所とのかかわり・役割分担

川口市では財団法人川口振興公社を外郭団体として設けており、主に工業事業者を中心とした施策を担わせている。一方、川口商工会議所は会員向け施策を中心とした事業を実施し、各事業実施主体の住み分けを行っているとのことである。また、各団体間では必要に応じて情報連携等を密に行っており、事業内容が特に重複しないように留意はしている、とのことである。

(2) 中小企業振興条例

川口市では平成 22 年に「中小企業振興条例」を制定した。これにより鑄物業に限らず、様々な業種の中小企業に対する支援も明確化された、とのことである。

一方、東大阪市は未制定であるが、平成 25 年 3 月議会上程へ向けて現在検討をすすめているとのことである。

(3) 中小企業が抱える課題への対応

主な課題の一つとして、「工場用地拡大の困難さ」がある。川口市は東京に隣接し、抜群に交通アクセスがよい立地であることに起因して宅地化が進み、工場適地がほとんどない状況である。また、工場跡地の利用については、マンションデベロッパーなどの開発事業者が高値で購入する例が多く見られることから、急激に工場の数が減少している。実際に市役所から眺める周辺地は高層マンションが多数立ち並んでいた。当該マンションがほぼすべて鑄物工場跡地であったとのことである。さらに、平成 22 年の企業向けアンケート調査の結果によると、80%が将来的にも川口で事業を続けたいと回答しているものの、将来川口を出るかもしれないと回答した企業の主な理由としては、現在の場所では事業所の拡張、建て替えができないという回答が一番であった。当該課題に対して、財団法人川口産業振興公社において工場用地のデータベース化と公表を行っており、広く工場進出に応じることができるよう仕組みを整えている。

一方、東大阪市においても広い工場適地がなく、川口市同様に海に接していることもないため、埋立地を造成する、といった対応を採ることもできず、現在に至っている。

(4) 住工共生問題への対応

特に J R 川口駅周辺においては鋳物工場の跡地（工場が拡大できないことや廃業による転居等の跡地）に住宅（主にマンション）が建設されており、住宅地と工場が接していることからの騒音等の住民から苦情の訴えがあるとのことである。既存近隣工場の生産環境の維持及び保全並びに生産環境と住環境の調和を図るため、都市計画法等で定められた地域において、工業系以外の建築物の建築を目的とした宅地開発等を行おうとするときは、川口市と事前に協議しなければならないこととしている。しかし、通常の一戸建て住宅の建設防止についての取組みは特にない。さらに住工コミュニティ活動支援補助金（町の美化活動など地元と協調する活動に対する補助）の交付を行っている。

一方、東大阪市においても同様の課題を抱えており、住宅開発時の事前協議制度や地域との調和を図るための事業への補助金制度は設けている。

(5) 中小企業者に対して施策を網羅的に解説したガイドブック

川口市では中小企業者に対して、「産業施策ガイドブック」を毎年作成し、業界団体 20 団体ほどに出向き、説明し 2,000 部ほどを配布している。市内にある銀行でも融資者への説明に使用して活用されている。また同一の内容を市のウェブサイトでも公表し、ダウンロードが可能となっている。

一方、東大阪市では該当するガイドブックの作成はない。

(6) 川口市への調査を通じて認識した東大阪市の特色

川口市がこれからめざす「ブランド化」、「海外進出」「企業間連携」についてはすでに東大阪市では施策が策定され、事業が実施されている。

第5 監査の結果及び意見

【1】（全般的事項1）経済部における企画・調整機能

1. 概要

市では主に「経済総務課」、「モノづくり支援室」、「商業課」、「労働雇用政策室」の4つの課・室をもって中小企業育成支援施策を担っている（各課の担当業務の詳細は報告書第2【3】を参照）。

2. 意見

（1）経済部における企画・調整機能を担う部門の明確化

一言で「中小企業育成支援」といっても製造業を営む中小企業のほか、卸売業や小売業等の商業を営む中小企業に対する育成支援業務もあり、また中小企業に勤務する市民の雇用確保・雇用推進も広く範疇に入る。こうした中で、市では「製造業」を営む企業への支援事業を「モノづくり支援室」が、「商業」を営む企業への支援事業を「商業課」が、勤労者・離職者への支援事業を「労働雇用政策室」がそれぞれ対象を限定した事業を企画し、実行している。市の事務分掌規則においては幅広い業種を対象とした事業を企画・実施する担当部門として「産業」というくくりでモノづくり支援室が所管となっているものの、製造業が中心となりがちであり、各課が主張する事業企画に対して全体最適を求めて調整を担う部門を経済部内に設けていない。

確かに、部長主催のもと部内の課長職以上が参加する「経済部部課長会議」を月2回開催し、情報共有を図り、意見交換を行うことで、事業等の企画を策定している。

しかし、現在事業担当課が中小企業支援等の施策を対象業種別に事業担当課が企画・遂行しているが、それだけではなく、幅広い視点で検討し、企画・調整を行い、さらには事業実施状況のモニタリング機能につき責任をもって担う部門も必要であると考える（意見番号1）。例えば、報告書第5【18】において商工会議所への製造業支援事業と商業支援事業の補助金の割合に関する指摘をしているが、こうした課題も各担当事業課（モノづくり支援室と商業課）が当事者として検討するだけでなく、第三者的な部門が間に入って調整することで速やかに解決できるのでは、と考える。

現在、市の経済部においてはこのような機能を担っている課は設けられていないが、経済総務課が担うことも一つの方法と考える。

【2】（全般的事項2）事業の定期的な見直しについて

1. 概要

昨今の厳しい財政状況のもとで新たな事業を展開していくためには、一方で既存の事業を縮小・廃止することも避けることはできない。経済部のうち、実施事業が一番多い「モノづくり支援室」における事業について、当観点に基づいて検討した。

平成 22 年度においてモノづくり支援室が所管する事業（予算措置されているもののみ）の継続年数は次のとおりである。

（金額単位：千円）

事業名	開始年度	継続年数			
		5年以内	6年～ 10年	11年～ 15年	16年 以上
産業施設管理費	昭和 55 年				○
産業技術支援センター管理経費	平成 9 年			○	
中小企業振興会運営補助事業	平成 16 年		○		
東大阪デザインプロジェクト事業	平成 22 年	○			
クリエイション・コア常設展示場出展支援事業	平成 15 年		○		
産業振興 PR 経費	平成 8 年			○	
ビジネスセミナー開催経費	平成 16 年		○		
モノづくり開発研究会支援事業	平成 16 年		○		
モノづくり教育支援事業	平成 14 年		○		
モノづくり立地促進事業	平成 15 年		○		
異業種交流促進事業	平成 7 年			○	
見本市等出展事業	平成 15 年		○		
技術交流プラザ事業	平成 12 年			○	
創業促進インキュベーション支援事業	平成 15 年		○		
中小企業情報提供事業	※				○
中小企業都市連絡協議会経費	平成 9 年			○	

事業名	開始年度	継続年数			
		5年以内	6年～ 10年	11年～ 15年	16年 以上
東大阪ブランド推進事業	平成14年		○		
東大阪市少年少女発明クラブ補助金	平成8年			○	
東大阪市企業・従業員表彰事業	昭和59年				○
モノづくりワンストップ推進事業	平成16年		○		
環境ビジネス事業	平成22年	○			
モノづくりのまち東大阪技術力アピール事業	平成20年	○			
商工会議所補助金・委託料	昭和42年				○
産業技術支援センター整備事業	平成9年			○	
事業数		3	10	7	4
平成22年度執行額		8,853	216,171	85,464	34,332
(上記のうち、執行額が1,000千円以上のもの)					
事業数		2	9	4	3
執行額		8,253	215,821	84,047	34,177

(注) 事業名に色を付しているものは平成22年度の執行額が1,000千円以上のもの。
 ※ 開始年度を明確に特定できなかったが、16年以上継続して実施されている。

2. 意見

(1) 一定期間継続した事業をゼロベースで見直す仕組みを構築すべき

市の中小企業支援施策を中心となって推進するモノづくり支援室が所管している事業の多くは平成14年から平成16年度にかけて開始されたものが多い。これは、クリエイション・コア東大阪の北館及び南館がそれぞれ平成15年8月及び平成16年8月に開設されたことなどが影響しているものと思われる。一方、中小企業情報提供事業や東大阪市企業表彰事業のように昭和の時代から脈々と受け継がれている事業も存在する。

むろんモノづくり支援室においても過年度に実施した事業を安穏と繰り返しているわけではなく、平成23年度においては上記の環境ビジネス事業のさらなる展開、企業間連携による研究・開発を支援するモノづくり研究活性化事業及び海外販

路拡大事業などを新たに実施している。

ここで、前述したとおり、昨今の厳しい財政状況のもとで新たな事業を展開していくためには、既存の事業を縮小・廃止することが不可欠である。中小企業の育成支援について即効性のある事業の創出は難しく、事業の効果を検証することも容易ではない、という面はあるものの、「政策実績年間報告書」（報告書第5【5】に記載）における事業の評価の仕組みも十分に活用できず、現在に至っている事業も存在する。そのため、本来廃止・縮小すべき事業を廃止・縮小することができず、より注力すべき事業に必要な予算が十分に配分されなくなっているリスクが多分にある。

このような事態を避けるため、モノづくり支援室が所管する中小企業支援事業については、事業開始後、一定の期間を設定し、当該期間経過後に事業の廃止も視野に入れた見直しを行う仕組みを導入すべきである（意見番号2）。なぜならば、おおよそ何らかの効果があることは想定されるがその測定が著しく困難であるような事業については、これを通常の PDCA サイクルのなかで廃止することが難しく、結果として適切な評価が行われることなく長期にわたって実施されてしまうことになりかねないためである。具体的には、仮に「一定の期間」を10年とした場合、中小企業支援に即効性のない事業、言い換えると効果の発現について関連性が希薄なもしくは、直接的に測定することが困難な次の事業は廃止することも視野に入れた見直しが必要となる、と考えられる。

（金額単位：千円）

番号	事業名	継続年数 (開始年度)	内容	平成22年度決算における 事業費
1	異業種交流 促進事業	17年（平成 7）	異業種交流グループ間の情報交換や交流を図る目的で結成された東大阪市異業種交流グループ連絡協議会の活動支援を目的として補助金を交付する事業。	250
2	東大阪市少 年少女発明 クラブ事業	16年（平成 8）	次代を担う青少年を対象として創作の楽しさを体得させ、科学的な考え方を養い、創造性豊かな人間形成を図りクラブ活動支援を目的として補助金を交付する事業。	568

番号	事業名	継続年数 (開始年度)	内容	平成 22 年度決算における 事業費
3	東大阪市企業・従業員表彰事業 (注)	28 年 (昭和 59)	新技術、新製品の研究開発等、技術革新の対応に積極的な企業及び健全経営を維持し、且つ、経営意欲が旺盛な中小企業の表彰を行うことで市内製造業全体の発展を目指す事業。	155
	合計			973

(注) 「東大阪市企業・従業員表彰事業」のあり方に関する検討は、報告書第 5 【15】を参照。

なお、見直しにあたっては、「限られた予算を投入することを合理的に説明できる程度に中小企業の育成支援に役立っていると明確に判断できるかどうか（重点化・優先性があるかどうか）」という観点から、「政策実績年間報告書」を活用したうえでその継続の妥当性及び継続する場合の内容を検討すべきである。さらに、こうした検討の仕組みは全庁的な事業評価制度として構築し、活用していくことが求められる。

さらに、「異業種交流グループ連絡協議会」に対する補助金、「東大阪市少年少女発明クラブ」に対する補助金は、いわゆる団体に対する補助金である。こうした補助金については市が策定した「団体に対する補助制度運用基準」の適用が求められ、当該基準の「3. 補助の終期を3年以内とする」に対応せず、補助終期を定めておらず、現在に至っている。当該「団体に対する補助制度運用基準」への準拠にも留意していくことが求められる（「団体に対する補助制度運用基準」については報告書第 5 【7】を参照）。

【3】（全般的事項3）類似事業の見直し

1. 概要

市では製造事業者に対する支援事業は「モノづくり支援室」が、商業事業者に対する支援事業は「商業課」が担当し、勤労者・離職者個人に対する支援事業は「労働雇用政策室」が担当している。それぞれの事業の対象者は相違するものの、実施事業は類似のものが見られる。また、市の経済部以外の部門が実施する事業（施設運営事業含む）においても経済部実施事業と類似していると考えられる事業が見られる。

一方、市が出捐した外郭団体等に市の中小企業支援事業の一部を担わせ、役割を分担している（関連図は報告書第2【3】参照）が、外郭団体等で実施する自主事業等の一部には、市が実施している事業と同じ事業内容で重複しているように思われるもの、又は類似していると思われるものがある。

以上より、これらの事業の事業実施主体を一つにまとめて効率的・効果的に運用することが可能なのか、又は、重複して事業を実施する意義について検討する。

2. 意見

（1）類似事業の目的、役割を明確にし、市民に説明すべき

市及び関連する外郭団体等の実施事業の一覧を閲覧し、さらに市担当者のインタビューにより、重複していると思われる事業は次のとおりである。詳細は報告書において別途検討している。

【市の各課又は外郭団体等で重複して実施していると推測された事業/施設】

区分	（担当部門・団体名）事業名等	（参考）報告書記載箇所
表彰事業	（モノづくり支援室）東大阪市企業・従業員表彰事業 （労働雇用政策室）東大阪市企業・従業員表彰事業	第5【15】
企業からの相談受付事業	（経済総務課）緊急融資等テレフォン相談事業 （財団法人東大阪市中小企業振興会）相談事業 （東大阪商工会議所）小規模企業相談事業 （産業技術センター（指定管理者：財団法人東大阪市中小企業振興会）相談事業	第5【22】
研修事業	（商業課）東大阪あきんど塾 （財団法人東大阪市中小企業振興会）ビジネスセミナー （東大阪商工会議所）研修事業	第5【24】
パソコン講座実施事業	（財団法人東大阪市雇用開発センター）ワークサポート事業 （財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンター）労働福祉増進事業 （財団法人東大阪市中小企業振興会）ビジネスセミナー	第5【27】

区分	(担当部門・団体名) 事業名等	(参考) 報告書 記載箇所
労働相談事業	(労働雇用政策室) 労働相談事業 (財団法人東大阪市雇用開発センター) 地域就労支援事業 (財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンター) 労働相談事業 上記のほか、労働基準監督署、ハローワークが実施している労働相談事業がある。	第5【30】
市内F地域住民に対する講座提供施設	(労働雇用政策室) 勤労市民センター (教育委員会) 市民会館 (教育委員会) 青少年女性センター (教育委員会) 社会教育センター	第5【30】
中小企業金融事業	(経済総務課) 中小企業融資事業 (東大阪商工会議所) 小規模事業者経営改善資金融資制度 (マルケイ融資)	第5【21】

それぞれ個別詳細に検討したところ、一部の事業を除き、それぞれの事業目的が相違する等により、事業を区分すること、事業をそれぞれ実施することにつき理由があると考え。しかし、一部の事業（研修事業、パソコン講座実施事業）については見直しへの取組みが必要と考える（報告書第5【24】、【27】参照）。

一方、特に研修事業等といった市民からの申し込みを受け付けて実施する事業については、市は各事業の実施する目的と役割を市民に十分に説明を行う必要があると考える。十分に市民に説明がなされない場合には類似事業の利用へ誤って誘導され、市民が期待した効果が得られないリスク（例えば、市民が期待した研修による知識の蓄積が得られなかった等）があるかもしれない。以上より、こうした複数の部門・関連団体で実施する類似事業については各々の役割を事業担当者に認識させ、市民に対しそれぞれの目的と役割の十分な説明を行うことが重要と考える（意見番号3）。

【4】（全般的事項4）政策実績年間報告書について（担当：政策推進室）

1. 概要

事務事業の効率的な運営と市民サービスの向上を図るためには、事業の成果や問題点を把握し、翌年度以降に活かしていく必要がある。その手法として市では平成20年度よりPDCAマネジメントシステムを採用している。PDCAマネジメントシステムとは事務事業の目的・目標を明確にした年間計画（PLAN）を立て、達成度を管理しながら実施（DO・CHECK）し、評価・見直し（ACT）を行う、という管理手法である。

当該手法に基づき、「第2次総合計画（前期基本計画第4次実施計画）」に掲げられている事業について、毎年、各事業実施担当課では「政策実績年間報告書」を作成している。

2. 意見

（1）政策実績年間報告書の作成基準を整備すべき

経済部は、実施している事業ごとに「政策実績年間報告書」を作成している。

しかし、「第2次総合計画（前期基本計画第4次実施計画）」に掲げられていない事業については、平成22年度政策実績年間報告書を作成していなかった。

前期基本計画第4次実施計画の冒頭部分に、「この計画は、（中略）現在策定作業を進めている、平成23年度から平成32年（2020年）を目標年次とする後期基本計画への架け橋となる計画でもあります。」との記載があるが、当該実施計画策定以降の新規事業については、当該実施計画に掲げられていないため後期基本計画の架け橋となる重要な事業であるか否かの吟味もなされないまま、政策実績年間報告書は作成されていない状況にある。

例えば、平成22年度において、労働雇用政策室が実施している事業で政策実績年間報告書が作成されていない事業は次のとおり8事業ある。しかし、そのうち7事業は別途市が作成している「第2次総合計画前期基本計画 施策一覧」の中で第2次総合計画との関連が明確となっているものであり、残り1事業も政策実績年間報告書の作成を省略すべきでなかったと考えられる。

(金額単位：千円)

事業名	事業概要	第2次総合計画との関係 (注1)	平成22年度 事業費(決算)	平成23年度 事業費(予算)
グリーンガーデンひらおか管理経費	グリーンガーデンひらおかの管理事業。	勤労者福祉推進事業の充実 (注2)	18,504	18,700
電波障害対策事業	地デジ化による、勤労者サービスセンターの電波対策経費。	勤労者福祉推進事業の充実 (注3)	2,721	0
東大阪市企業・従業員表彰事業	障害者雇用等の社会貢献度の高い市内企業及び同一事業所で永年に渡り勤務する従業員を表彰。	労働環境の整備 (注2)	81	194
雇用問題企業啓発事業	「企業はいま」という冊子を作成し、市内企業などに配布し、啓発。	労働環境の整備 (注2)	349	640
中高年令等雇用対策経費	財団法人東大阪市雇用開発センターに学校警備や市内施設の清掃業務などを委託し、中高年齢者等の雇用を図っている。	就労機会の確保 (注2)	225,969	216,900
労働関係団体補助金	労働権の確立を目指して積極的に取り組んでいる労働団体に対し助成。	労働環境の整備 (注2)	1,000	1,000
勤労者福祉サービスセンター整備経費	国の交付金制度を活用し、平成22年の補正予算が急遽付いたものである。ただし、執行時間がなく平成23年度へ繰り越し、勤労市民センターの非常用照明の改修予定。	勤労者福祉推進事業の充実 (注2)	0	5,600

事業名	事業概要	第2次総合計画との関係 (注1)	平成22年度 事業費(決算)	平成23年度 事業費(予算)
緊急雇用創出事業	他の部局で行っている事業を取りまとめている事業で、労働雇用政策室としての事業ではない。	就労機会の確保(注2)	285,416	265,957
合計			534,040	508,991

(注1)「第2次総合計画前期基本計画施策一覧」の中で位置づけられた分類又は監査人による分類。

(注2)「第2次総合計画(前期基本計画第4次実施計画)」には記載されていない事業であるものの、市の「第2次総合計画前期基本計画施策一覧」の中に記載されており、前期計画の一部であることは明確であるもの。

(注3)「第2次総合計画(前期基本計画第4次実施計画)」及び「第2次総合計画前期基本計画施策一覧」に記載されていないものの、関連する「勤労者サービスセンター管理経費」「勤労者サービスセンター整備経費」が第2次総合計画において「勤労者福祉推進事業の充実」に分類されていることから、自ずと「勤労者福祉推進事業の充実」に分類されると考えられる。

これらの事業については、事業の成果をどのように把握し、どのように評価されているのかについては何ら公表されておらず、不明瞭な状態となっている。

こうした8事業について、政策実績年間報告書の作成対象にし、実施計画に記載するかどうか判断すべきである。さらに今後のあり方としては、PDCA マネジメントシステムの結果を実施計画に適時・的確に反映していくことを前提に、実施計画に掲載された事業の全てについて政策実績年間報告書を作成・評価することが望ましいと考える。

実施計画に掲載される事業は、後期基本計画推進の観点から、特に重点的に取り組まなければならない事業であり、PDCA 手法により事務事業管理を行い、より効果的な事業展開を図っていく必要があると考える。実施計画に掲載すべき事業については、新規や完了・廃止などを的確に反映していくことができるように作成基準を整備すべきである(意見番号4)。

(2) 政策実績年間報告書の記載を徹底させるべき

中小企業支援事業に関する43事業(廃止又は移行された事業を除く)の政策実績年間報告書を閲覧したところ、空欄箇所が散見されたため、どれだけの空欄があるかを調査した結果、次ページのとおりであった。

所管課	政策実績年間報告書					
	事務事業名	社会状況の変化 (関係法令等)	外部意見 及びその対応	不適合の状況 及び是正結果	課題・問題点	来年度に向けた 改善策
経済総務課	緊急経済・雇用対策推進事業	○	×	×	○	○
	中小企業融資事業	○	×	×	○	○
モノづくり 支援室	景気浮揚対策事業	—	—	—	—	—
	中小企業振興会運営補助事業	○	○	○	○	○
	モノづくり親善大使	×	×	×	○	○
	クリエイション・コア東大阪支援事業	×	×	×	○	○
	製品化促進事業	×	×	×	○	○
	産業技術支援センター整備事業(機器整備)	○	○	×	○	○
	産業技術支援センター整備事業(建替)	×	×	×	×	×
	モノづくり商談会開催事業	○	×	×	×	×
	モノづくりクラスター推進事業	○	×	×	×	×
	東大阪ブランド推進機構補助事業	×	×	×	○	○
	もうかりメッセ東大阪開催事業	×	×	×	○	○
	東大阪テクノスター表彰制度	×	×	×	○	○
	モノづくり教育支援事業	×	○	×	○	○
	東大阪少年少女発明クラブ補助金	×	×	×	×	○
	ビジネスセミナー開催事業	×	×	×	○	○
	産業技術支援センター整備事業(技術研修)	×	×	×	×	×
	技術交流プラザ事業	×	○	×	○	○
	中小企業情報提供事業	×	×	×	○	○
	モノづくり立地促進事業	×	×	×	○	○
	中小企業都市連絡協議会	×	×	×	○	○
集合工場の建設	×	×	×	○	○	
創業促進インキュベーション支援事業	×	×	×	×	×	
商業課	観光振興事業	×	×	×	○	○
	東大阪市商業振興ビジョン策定事業	—	—	—	—	—
	空き店舗活用促進事業	×	×	×	○	○
	共同施設設置助成事業	×	×	×	×	×
	中小企業振興補助事業	×	×	×	×	×
	小売商業団体連合会補助金・委託料	×	×	×	×	×
	商店街・小売市場集客力強化事業	—	—	—	—	—
	小売商業活性化推進モデル事業	—	—	—	—	—
	商店街・小売市場人材育成事業	×	×	×	○	○
	地域密着型支援事業	×	×	×	×	×
	地域資源活用・広域集客型支援事業	×	×	×	○	○
	元気グループ推進支援事業	×	×	×	○	○
商業振興コーディネート事業	×	×	×	×	×	
労働雇用 政策室	ワークサポート(労働相談・就労支援)事業	○	×	×	○	○
	モノづくり若年者等就労支援等就業事業	○	×	×	○	○
	人材確保事業	○	×	×	○	○
	障害者雇用促進事業	○	×	×	○	○
	雇用開発センター運営補助事業	○	×	×	○	○
	シルバー人材センター運営補助事業	○	×	×	○	○
	若年者トライアル雇用事業	○	×	×	○	○
	勤労者福祉サービスセンター運営管理事業	○	○	×	○	○
障害者就業啓発事業	○	×	×	○	○	
若年者自立支援援助事業(ふるさと雇用再生基金)	○	×	×	○	○	
事業(廃止事業、移行された事業は除く)	43	43	43	43	43	
コメントあり(○の数) B	16	5	1	32	33	
コメントなし(×の数) C	27	38	42	11	10	
空欄の比率 C÷A	62.8%	88.4%	97.7%	25.6%	23.3%	

注1:平成21年度をもって事業廃止。
注2:建設する財源がなく、事実上頓挫している、とのこと。
注3:集合工場のあり方検討委員会は平成22年度に解消している。
注4:平成22年度より地域密着支援事業に移行している。

どの記載欄も空欄の比率が大きいことがわかる。上述のように市においてはPDCAマネジメントシステムを導入しているが、この「C(評価・見直し)」の部分にあたる「課題・問題点」、「来年に向けた改善策」につき、空欄の比率がそれぞれ25.6%、

23.3%にも上っており、課題や問題点が全くない事業というのは通常考えられない。

単に記載があれば良いというものではないが、全く記載がないということはそもそも評価・見直しを行っていないことに他ならず、PDCA マネジメントシステムが適切に運用されているとは言い難い。報告書を作成する職員の負担も考慮し、記載事項を減少させるなどの工夫や、作成することにより実感や達成感が得られるような工夫を行い、記載すべき事項については、記載を徹底させるべきである（意見番号5）。

なお、他市において、職員の記載に対する意識を高める方法として、第3者機関による外部評価を導入しているところもある。第3者機関に見てもらうためには、まず職員側でしっかり記載しないことには外部評価に繋げることができないため、自ずと記載に対する姿勢が変わってくるためである。

こうした外部評価の導入は、職員の記載に対する緊張感を高めるだけでなく、市政に対する客観的な意見を収集することが可能であり、自己満足に陥りがちな庁内評価を補完する仕組みとなり得る。こうしたことから、外部評価に係る仕組み作りについて検討してみる余地は十分にあると考えられる。

(3) 該当がない場合は、「該当なし」と記載すべき

「不適合の状況及び是正結果」の空欄の比率が97.7%と非常に高い水準となっている。政策実績年間報告書の冒頭部分において、「不適合とは、事業の妨げとなる不足の事由が発生した場合や予定どおりに事業が遂行されていない状態、又は、目標の推移が計画の許容限度を超えて下回っている状態などを指します。」との記載がある。現在の報告書では、不適合の状況がなかったため空欄となっているのか、単に記載漏れで空欄となっているかの区別がつかない状況であった。この経緯について、事業担当課に確認すると、「該当なし」と記載していたにもかかわらず取りまとめを行った政策推進室において削除し、空欄としていた、とのことである。

不適合の状況がない場合は、「該当なし」と記載すべきである（意見番号6）。

一方、そもそも不適合とは、市の「事務事業管理マニュアル Ver. 2」によると、「①事業目的と事務事業の実態が乖離してきた場合」、「②事務事業の妨げとなる不測の事態や事故が発生した状態」、「③予定通りに事務事業が遂行されていない事態」、「④目標の推移が計画の許容限度を超えて下回っている事態」のことを指す、としている。また、どのような時点で不適合となるのか、その基準を事業ごとに予め作成する「年間事業計画書」の中で明らかにしておくことが求められている。

平成22年度の政策実績年間報告書の当欄が「空欄」であるもの、言い換えると「該当なし」とされた事業の比率が97.7%と大部分を占めている。各担当課においては、不適合の欄の意義を十分に理解したうえで「該当なし」と記載したのであるが、今後、さらに不適合の欄の意義を十分に理解したうえで、記載を行うよう

に心がけていただきたい。

(4) 今年度の対応状況、達成度合いの記載欄を設けて記載を徹底させるべき

現在の政策実績報告書には、過年度以前の「課題・問題点」、「来年度に向けた改善策」について、今年度どのような対応をとったのか、実際に実行できたのか、達成度はどの程度であったのかについて記載する欄がない。「課題・問題点」を把握し、「来年度に向けた改善策」を構築したとしても、翌年度以降に何の検証もされなければ意味のないものとなる。政策実績年間報告書を実質的に有意義なものとするために、今年度の対応状況や達成度合いの記載欄を設けて記載を徹底させるべきである（意見番号7）。

(5) 政策実績年間報告書と市政マニフェスト実施状況一覧表の書式統一を検討すべき

市政マニフェスト実施状況一覧表の記載事項は、「公約項目」、「公約を実行するための施策、事業内容」、「実績」、「施策、事業の進捗状況」となっており、政策実績年間報告書の記載事項を包含する内容となっている。

市の説明によると、①市政マニフェスト実施状況一覧表は市民にわかりやすいような文章表現をする必要がある、②市政マニフェスト一覧表には経年実績を記載する必要があるため、政策実績年間報告書と市政マニフェスト実施状況一覧表の書式を統一することは困難とのことであった。しかし、①に関しては、政策実績年間報告書においても市民にわかりやすいような文章表現にすること、②に関しては、政策実績年間報告書において経年実績の記載欄を設けることによって対処することは可能である。

現在、記載内容が重複する書類を作成しており、不効率な状況となっているため、事務の効率化、職員の負担を軽減できるように書式の統一を検討すべきである（意見番号8）。

【5】（全般的事項5）事業評価指標設定の考え方

1. 概要

上記【4】で政策実績年間報告書に関して指摘を行ったが、事業の見直しにあたり事業評価の指標を適切に設定することも重要なポイントの一つである。経済部の実施事業において、「政策実績年間報告書」に記載されている評価指標は、次の表の例のように、業務結果の数量的な評価（アウトプット評価）が中心となっている。

担当課名	事業名	事業評価指標
経済総務課	中小企業融資事業	「融資実行件数（件）」及び「信用保証料補助件数（件）」
モノづくり支援室	中小企業振興会運営補助事業	「ワンストップサービス相談件数（件）」、「クリエイターズプラザ稼働率（%）」
	モノづくり立地促進事業	「立地促進補助金 補助件数（件）」
労働雇用政策室	ふるさと雇用再生特別基金事業	「アウトリーチ（家庭訪問・出張相談）件数（回）」

（注）事業費 50 百万円以上の「政策実績年間報告書」を作成している事業

2. 意見

（1）アウトカム評価による指標の設定

そもそも、経済部が実施する事業は市の他部門が実施する事業と相違し、市民生活に直結した事業は比較的少なく、その事業実施の必要性につき十分に検討を行うことが必要と考えられる。こうした経済部の事業に対する事業評価の指標としては、従来行われている年次ごとの業務結果の数量的な評価（アウトプット評価）に加え、業務成果の持つ本質的な価値にまで言及した「アウトカム評価」が有用であると考えられる。「アウトカム評価」とは業務の成果が、その業務の効果を受ける対象者（企業、市民等）にとって実際にどのような形でどの程度役立っているか（活用状況がどうか）という観点で、業務を評価する方法とされている。

具体的には報告書第5【21】に記載している「中小企業融資事業」における評価指標については「融資実行件数」「信用保証料補助件数」としているが、融資回収率を併せて評価指標とする等、相反する複数の指標をもとに事業のバランスを図ることも考えられる。経済部の実施事業につき、可能な限りアウトカム指標への見直しに取り組むべきと考える（意見番号9）。

なお、多くの自治体において、「アウトカム評価」を更に推進するため、市民意識調査（市民意識調査）の活用がなされている。経済部は市民生活に直結した事業が比較的少ないものの、活用できる調査項目は存在するため、積極的な活用を期待したいところである。

こうした市民意識調査の活用を行っている自治体の中には、各施策における市民満足の把握は市政を考えていくには不可欠な取組みであると位置づけ、毎年実施しているところもある。毎年とまでいかなくとも、市政を考えていく上で、隔年で市民満足を把握する仕組みを検討していくことが望まれるところである。

【6】（全般的事項6）施設稼働率の算出方法のあり方

1. 概要

施設の利用状況を把握するための指標として、「稼働率」を把握することは大変有意義である。

今回、監査の対象とした経済部においても多くの施設を有しており、各施設において稼働率の算出がなされていた。

2. 意見

（1）適切に稼働率を算定すべき

稼働率の算定結果は、時系列比較における各施設の利用状況の改善・悪化の状況把握のためにも有効であるが、他施設との比較による利用状況の分析においても有効である。したがって、稼働率の算出は、適切な方法で行うべきであり、かつ同一の方法で行うべきである。

施設名	稼働率の算定の方法
産業技術支援センター	利用実績は事業報告書において報告しているが稼働率を算出していない。
勤労市民センター	貸し出しを行った時間数÷開館の時間数、で算出。
クリエイション・コア 東大阪（クリエイターズプラザ）	実働日数÷開館日数＝利用率、で算出。詳細は下記参照。
グリーンガーデンひら おか	利用件数÷総利用可能件数、で算出。

例えば、クリエイション・コア（クリエイターズプラザ）における利用状況について詳細に検討したところ、次の状況であった。下記表は平成 22 年度のクリエイターズプラザ貸室事業の利用状況である。

【クリエイターズプラザ貸室事業の利用状況】

		交流室A	交流室B	研修室A	研修室B	研修室C
開館日数	実働日数	139	138	40	183	220
308	利用率	45.1%	44.8%	13.0%	59.4%	71.4%

クリエイターズプラザの貸室事業においても利用率を把握しているが、「実働日数÷開館日数＝利用率」という算式で算定されている。そのため、午前、午後、夜間のうち1回でも利用があれば、その日の利用率は100%と計算されることになる。

このような算式によって算定された利用率は、本来の稼働実態を適切に表しているものとは考えられない。実働日数ではなく利用可能コマ数に基づく利用実態を適切に表す利用率の算定を行い、稼働実態を適切に把握し、その結果をもとに施設の利用促進を図っていくことが望まれる（意見番号10）。

【7】（全般的事項7）補助金のあり方

1. 概要

経済部においても中小企業育成支援の目的のため、多くの補助金制度を設定している。

（金額単位：千円）

課名	平成 21 年度決算	平成 22 年度決算	平成 22 年度補助金の 主な内容
経済総務課	29,726	14,416	創業融資利子補助金 10,987 千円
モノづくり支援室	243,270	246,252	中小企業振興会運営補助金 123,000 千円
商業課	150,720	42,269	地域密着型支援事業補助金 14,795 千円
労働雇用政策室	133,334	151,219	雇用開発センター補助金 73,290 千円
合 計	317,433	454,156	

（1）補助金の交付事務に関する規程

市においては「東大阪市補助金等交付規則」を定めており、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めている。さらに、当規則を補完するものとして、補助先が団体であるものに対しては、平成 20 年 11 月に「団体に対する補助制度運用基準」を設定している。

（2）団体に対する補助制度運用基準

当基準を設定した趣旨としては、次のとおり記載されている。

団体に対する補助金は、地方自治法第 232 条の 2 に基づき、地方公共団体が公益上必要があると認めた特定の事業等を助成・奨励するために、対価なくして支出する給付金であり、団体が自主的に公益的事業を行う事に対する行政からの支援である。その財源の多くには市民の税金が使われていることから、必要性について市民の理解が十分に得られるものであると同時に、適正な手続によるものでなければならない。

その概要は次のとおりである。なお、これらの基準により難しい場合は、理由等を公開し透明性を確保する、とされている。

	運用基準	備考
1	事業補助とする	補助目的及び対象の明確化を図る
2	予め補助対象となる項目や使途、費目を定める	補助対象事業に複数の取組みが含まれている場合、個々の取組みについて補助対象とすべきか精査する
3	補助の終期を3年以内とする	継続が必要な場合は継続時点において終期を再設定する
4	対象経費の補助率の上限は1/2とする	1/2を超える場合は、政策的な必要性を明確にする
5	再補助やそれに類する分配行為は認めない	事務負担の軽減効果が大きいこと等を理由に再補助を認める場合は、再補助基準及びチェックシステムを確立し、透明性を確保する
6	実績報告への領収証等（写し）添付を義務付ける	提供された実績報告（添付書類含む）を審査し、精算すべきか判断（補助金等交付規則第15条）
7	事業広報や購入備品等に補助事業であることの表示を義務付ける	（表示例）「平成〇〇年度東大阪市△△補助金補助事業」

2. 意見

（1）「団体に対する補助制度運用基準」の準拠の徹底

今回の監査の対象とした事業のうち、団体に対する補助金は次のとおりであり、「団体に対する補助制度運用基準」に必ずしも準拠していない状況が判明した（一例として報告書第5【29】において労働関係団体補助金について詳細に検討している）。

【経済部における団体に対する補助金制度一覧（平成22年度）】

（金額単位：千円）

担当課	補助金名	交付先	平成22年度 交付額（決算）
モノづくり支援室	中小企業振興会運営補助金	財団法人東大阪市中企業振興会	123,000
	ビジネスセミナー開催事業	財団法人東大阪市中企業振興会	1,461
	モノづくり開発研究会補助金	東大阪市モノづくり開発研究会	350
	東大阪異業種交流グループ連絡協議会活動補助金	東大阪商工会議所	250
	東大阪ブランド推進機構補助金	東大阪ブランド推進機構	2,169
	東大阪市少年少女発明クラブ補助金	東大阪市少年少女発明クラブ	568
	商工振興事業補助金	東大阪商工会議所	14,267
	テクノメッセ東大阪開催事業補助金	東大阪商工会議所	10,000
	売りメッセ東大阪事業補助金	東大阪商工会議所	2,500
	東大阪市モノづくりワンストップ推進事業補助金	財団法人東大阪市中企業振興会	19,955
商業課	空き店舗活用促進事業補助金	市内商店会4件	7,165
	情報収集発信事業補助金	東大阪市小売商業団体連合会	1,000
	中小企業振興会（共設）	市内商店会9件	10,265
	人材育成塾補助金	東大阪あきんど塾	163
	商工会議所補助金	東大阪商工会議所	3,800
	商店街環境整備維持管理事業補助金	東大阪市小売商業団体連合会	3,000
	商業振興補助金	東大阪市小売商業団体連合会	1,088
	地域密着型支援事業補助金	市内商店街等26件（延べ件数）	14,795
	元気グループ推進支援事業補助金	市内元気グループ1件	500
地域資源活用・広域集客支援事業補助金	市内商店街1件	493	
労働雇用政策室	労働関係団体補助金	東大阪労働団体連絡協議会	1,000
	勤労者総合福祉推進事業運営補助金	財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンター	20,900
	シルバー人材センター補助金	公益社団法人東大阪市シルバー人材センター	49,500
	人材確保事業補助金	東大阪商工会議所	2,700
	雇用開発センター補助金	財団法人東大阪市雇用開発センター	73,290
合 計			364,179

【上記の各補助金制度における「団体に対する補助制度運用基準」準拠状況】

(単位:千円、パーセント)

	団体に対する補助金			
		うちモノづくり支援室	商業課	労働雇用政策室
平成22年度決算(金額)	364,179 (100)	174,520	42,269	147,390
(件数)	25 (100)	10	10	5
事業補助でない	266,690 (73)	123,000	0	143,690
	4 (16)	1	0	3
補助対象が 予め明確でない	128,088 (35)	123,000	4,088	1,000
	4 (16)	1	2	1
補助終期が3年内と取 り決めていない	341,226 (94)	174,520	19,316	147,390
	21 (84)	10	6	5
補助率1/2以上	342,588 (94)	173,352	22,846	146,390
	16 (64)	7	5	4
再補助をしている	4,088 (1)	0	4,088	0
	2 (8)	0	2	0
実績報告書への証憑 添付をしていない	295,193 (81)	147,503	3,000	144,690
	11 (44)	6	1	4
事業広報等への表示 をしていない	334,462 (92)	147,503	42,269	144,690
	20 (80)	6	10	4

(注)表中の()は平成22年度「団体に占める補助金」全体に占める割合。

市では『「団体に対する補助制度運用基準」に準拠しない補助金の交付であっても補助金支出時において所定の支出手続を行うことで認められる』と判断しているとのことである。しかし、補助金支出を承認する書類においては「団体に対する補助制度運用基準」に準拠していないものや準拠していない場合に承認を求める合理的な理由につき明確に記載していないものが多く見られた。

補助金の交付にあたっては「団体に対する補助制度運用基準」に厳正に対応すべきであり、対応できない場合はその理由を明確にすることが求められる(意見番号11)。

報告書第5【18】において指摘したとおり、特に商工会議所等のように財務状況から判断して、運用基準の厳格な適用を実施しても事業の遂行に支障をきたすおそれのないと推定される補助先の団体に対しては、当基準の遵守を早急に求めていくことが必要であると考えます。

(注)ただし、報告書第5【18】に記載したとおり、市では「商工会議所補助金査定方針」を策定し、かつ毎年見直しを進めているところである。

さらに、「団体に対する補助制度運用基準」についての全庁的な運用実態についてモニタリングを実施し、市全体での補助金支出の適正化に向けた取組みを強化すべきである。「団体に対する補助制度運用基準」に準拠すべく、各課のチェック体制、及び行財政改革室等による全庁的なチェック体制の仕組み作りが早急に求められる。

(2) 補助金交付事務の厳格化

補助金交付事務に関しては報告書において次のとおり指摘が見られた。

「監査の結果」 又は「意見」	補助金名称	報告書記載箇所
補助金の精算の精緻化	中小企業振興会運営補助金	報告書第5【16】
補助金の精算手続の早期化	中小企業振興会運営補助金	
	シルバー人材センター運営補助金	報告書第5【26】
	雇用開発センター運営補助金	報告書第5【27】
運営費補助金の使用実績が不明確	シルバー人材センター運営補助金	報告書第5【26】
	雇用開発センター運営補助金	報告書第5【27】
補助の効果が不明	労働関係団体補助金	報告書第5【29】
実施報告書のチェックが不十分		

そもそも、これらの6つの補助金の各制度においては「補助金交付要綱」の制定がない。「補助金交付要綱」を制定し、交付事務の詳細を規定することにより、こうした不備を防ぐことができたのではないかと考える。各補助金制度に対して原則としては「補助金交付要綱」を設けることを検討すべきである。

さらに、今回の監査においては一部の事業のみを検討対象としたが、他の補助事業においても同様のことがないか確認いただきたい（意見番号12）。

【8】（全般的事項8）関連外郭団体への職員派遣（担当：人事課/各所管課）

1. 概要

市では、平成21年1月の大阪高等裁判所判決で違法とされたこと（いわゆる神戸判決）や「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」（以下、「派遣法」という）の立法趣旨を踏まえ、「東大阪市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」を設け、市職員を派遣することができる旨を規定している。派遣先としては第2条に規定がある。当規定に対応する団体名と実際の派遣職員数については、次のとおりである。

（注）神戸判決について…外郭団体に派遣された公務員の給与を自治体が直接支給することは禁じられているが、地方自治法の例外規定として「公益上の必要性」を満たせば補助金支出が可能としている。また「派遣法」でも、派遣先業務が給与支給可能業務である場合などに限り認められている。しかし、神戸市が外郭団体に対して市職員派遣人件費に充てるために交付した補助金について、大阪高等裁判所判決では、「市は公益性をまったく審査せず補助金を出しており、直接の給与支給と言われてもやむを得ない」として、市長と団体に補助金を返還させるよう命じている。

第2条第1項	内容	該当する団体（報告書の対象とする団体名のみ抜粋）（注）	平成22年度派遣職員数
第1号	本市が基本金その他これに準ずるものを出資し、かつ、本市の区域内に主たる事務所を有する団体で、市長が定めるもの	財団法人東大阪市雇用開発センター	1人
		財団法人東大阪市中心企業振興会	2人
		財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンター	3人
第2号	前号に掲げるもののほか、その業務の全部又は一部が本市の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、本市がその施策の推進を図るための人的援助を行うことが必要であるもので、市長が定めるもの	公益社団法人東大阪市シルバー人材センター	1人

（注）「東大阪市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則」第2条より。

ここで、市派遣職員のあり方について検討する。

2. 意見

（1）派遣の引き上げ方針への対応

市では「人的関与のあり方について」をまとめ、方針を明確にしている。当文書において、「外郭団体の自立的な運営を促すためにも、必要最小限の人的関与とすること」、「各外郭団体が抱える課題や法人運営上必要な場合に限り派遣を行うものとし、自立的な法人運営を図るという観点から基本的には派遣職員は引き上げるも

のとする」とある。

しかし、3人も派遣されている「財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンター」の派遣職員数は見直すべきと考える（報告書第5【30】2.（2）参照）。

一方、それ以外の団体においては、市と団体との連絡を密にとり、市と密接な関連のある事業を実施するために、各団体当たり1人の派遣職員は必要という考えもあるが、「今後は、本当にプロパー職員において実施不可能な業務であるのか、という点で十分に検討を行ったうえで、さらなる派遣職員数の見直しを行い、職務権限や責任にふさわしい人材を民間も含めて広く求め、積極的に登用されるよう努めるべきである（意見番号13）。」

（2）人件費の内容別に市、団体の負担関係があることについての考察

「東大阪市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」第4条において「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。」とある。これを受け、市では市派遣職員の「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当」を市が、それ以外の手当（残業手当など）については各団体が負担している。

確かに条例に準拠した負担関係となっているが、次の点で、人件費の内容に応じて市又は各団体の負担区分を設定する考え方については再検討を行うべきと考える。

本来、市派遣職員が各団体へ派遣することができる要件としては派遣法第2条に明らかになっているとおり、業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものである。一方、派遣法第6条第2項においては派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務等である場合には、地方公共団体は、条例で定めるところにより、給与を支給することができる」とあり、業務内容に応じて市又は団体が人件費を負担する関係が取り決められている。

ここで、経済部所管の各外郭団体の派遣職員の担当業務の実態は次のとおりである。

団体名	平成22年度派遣職員数	派遣理由（「派遣職員の取扱いに関する取決め」より従事業務を記載）	各担当者の業務内容
財団法人東大阪市雇用開発センター	1人（ただし平成23年9月末で退職）	（1）中高年令者等に適する仕事に関する調査・研究、（2）中高年令者等の労働相談並びに職業指導、（3）仕事の開発及び提供、（4）受託事業の充実と拡張、（5）職員の能力開発、訓練及び研修、（6）財団法人東大阪市雇用開発センターの運営及び内部管理に関する業務	事務局長
財団法人東大阪市中小企業振興会	2人	（1）商工業の実態調査業務、（2）情報の収集及び提供、（3）中小企業融資の相談業務、（4）中小企業融資あっせん及び信用保証業務、（5）中小企業事業資金の貸付業務、（6）東大阪市立産業技術支援センターの管理、（7）財団法人東大阪市中小企業振興会の運営及び内部管理に関する業務、（8）その他、財団法人東大阪市中小企業振興会の目的達成に必要な事業	事務局長 事務局次長
財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンター	3人	（1）労働福祉増進事業、（2）中小企業勤労者総合福祉推進事業、（3）勤労市民センター管理運営事業、（4）財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンターの運営及び内部管理に関する業務	事務局長
			事務局次長
			事務局主査
公益社団法人東大阪市シルバー人材センター	1人（ただし平成23年3月末で退職）	（1）普及・啓発活動の推進、（2）仕事の開拓と就業の適正化、（3）会員の安全就業対策、（4）自主財源の確保、（5）技能講習事業等の充実、（6）会員の福利厚生事業充実、（7）事務処理の効率化と迅速化、（8）関係機関との連携強化、（9）公益社団法人東大阪市シルバー人材センターの運営及び内部管理に関する業務	事務局長

各派遣職員が担う業務は各団体の業務全般を指しており、財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンターの1名を除き、各団体の事務全般を担う事務局長や事務局次長に就任している実態から鑑みても団体の事業全般にかかわっているといえる。

市補助事業や市受託事業に関連する事務を担当している場合であれば、市の事務や事業と密接な関連を有すると説明は可能であるが、各団体の運営のための事務（例えば理事会開催事務など）や「公益社団法人東大阪市シルバー人材センター」の上記表の「（7）自主財源の確保」といった各団体の自主事業に関する事務を担当している場合においては、市の事務や事業と密接な関連を有するとは説明し難く、当該職員の給料等の人件費を市が不必要に過大に負担しているといえる。

厳密に業務内容に即した人件費負担関係を整理すべきと考える（意見番号14）。

【参考】 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律より

(職員の派遣)

第二条 任命権者(地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。)は、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの(以下この項及び第三項において「公益的法人等」という。)との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員(条例で定める職員を除く。)を派遣することができる。(以下、第3項まで略)

4 前項の規定により第一項の取決めで定める職員派遣に係る職員の派遣先団体において従事すべき業務は、当該派遣先団体の主たる業務が地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有すると認められる業務である場合を除き、地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有すると認められる業務を主たる内容とするものでなければならない。

(派遣先団体の業務への従事等)

第四条 派遣職員は、その職員派遣の期間中、第二条第一項の取決めに定められた内容に従って、派遣先団体の業務に従事するものとする。

2 派遣職員は、その職員派遣の期間中、職員派遣された時就いていた職又は職員派遣の期間中に異動した職を保有するが、職務に従事しない。

(派遣職員の給与)

第六条 派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない。

2 派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる。

【9】（全般的事項9）公益法人制度改革への対応

1. 概要

平成20年12月に公益法人制度改革関連三法が施行された。従来の公益法人は、平成25年11月30日までの間に、新公益法人制度に基づく一般社団・財団法人（以下、「一般法人」という。）又は公益社団・財団法人（以下、従前の公益法人と区分して、「公益認定法人」という。）に移行しなければ、その法人は解散したものとみなされる。

今回の監査の対象とした経済部の財務事務に関連する市外郭団体は、「財団法人東大阪府中小企業振興会」、「財団法人東大阪府雇用開発センター」、「財団法人東大阪府勤労者福祉サービスセンター」、「公益社団法人東大阪府シルバー人材センター」である。このうち「公益社団法人東大阪府シルバー人材センター」は法人名称で明らかになっているとおり、既に公益認定法人へ移行済みである。しかし、残り3団体は移行未了である。準備を進めている団体もあるものの、これらが新しい制度のもとでの公益認定法人へ移行するのか、一般法人へ移行するのか、により、法人の経営環境も大きく異なってくる。

一般的にいわれる公益認定法人と一般法人のメリット・デメリットは次のとおりである。

	公益認定法人	一般法人
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 「公益法人」の名称を使用することが可能であり、公益目的事業をスムーズに遂行することができる。 ● 収益事業以外は法人税非課税であり、公益目的事業は収益事業から除外される。また、税務上の「特定公益増進法人」に該当し、寄付を行う側の税務メリットが享受できることから、広く一般の寄付を募集しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種の公益認定基準を満たす必要がない。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種の公益認定基準を満たさなければならない。 ● 公益認定申請時だけではなく、将来も永続的に公益認定基準を満たすことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「非営利型」に該当すれば収益事業のみ法人税課税。該当しなければすべての所得が課税対象。 ● 受取利子等に係る源泉所得税課税の対象となる。 ● 公益目的財産額がゼロになるまで行政庁（大阪府）の監督下に置かれ、「公益目的支出計画」を作成する必要がある。

なお、市においては平成20年9月に「東大阪府外郭団体統廃合等方針」を策定し、「公益法人制度改革への対応」において次のとおりまとめている。「本市の外郭団体においては公益認定を受けることを前提とするが、今後の情勢を見極めつつ非営利型の一般社団法人・一般財団法人として活動していくことについても柔軟に対

応していくこととする。」

2. 意見

(1) 新制度への移行と市の将来の財源負担のあり方

各団体がどのような法人形態へ移行するのか、についての検討は各団体が行うものであり、市が中心的立場を担うわけではない。しかし、各団体が平成 25 年 11 月末までに適切に移行手続を行わなければ、自動的に解散となり、市が期待する役割を担う団体の一つが消滅する恐れがある。各団体の移行手続が適切に進むよう、市の各団体の所管課として移行手続の進捗状況を定期的にモニタリングする等、留意することが求められる（意見番号 15）。

(2) 財団法人東大阪市中企業振興勤労者福祉機構が取り組む事業について十分に吟味し、その結論及び当該結論に至った理由を市民に公表すべき

平成 24 年 2 月に「財団法人東大阪市中企業振興会」を存続法人、「財団法人東大阪市中企業振興勤労者福祉サービスセンター」を消滅法人として吸収合併が行われ、現在は「財団法人東大阪市中企業振興勤労者福祉機構」となっている。両団体の事業、事業所等は全て新団体（中小企業振興勤労福祉機構）に継承され、平成 24 年 7 月の公益財団法人移行申請を目指すという。

この合併は「東大阪市中企業振興会等統廃合方針（平成 20 年 9 月）」に従って行われたものであり、下記文章は、当該統廃合方針の該当部分を抜粋したものである。

○東大阪市中企業振興会及び東大阪市中企業振興勤労者福祉サービスセンター

<平成 23 年度末 統廃合>

中小企業振興会の業務は経営の視点から、勤労者福祉サービスセンターの業務は勤労者の視点から、ともに中小企業活性化を目的として設立され事業展開しており、設立の趣旨は異なるものの目標とするところは同一である。また、経済関係の国庫補助金の動向が、市への補助から外郭団体への補助にシフトする方向にあり、両団体をより効率的・効果的に中小企業の振興及び労働雇用施策を展開する団体とすべく統廃合する。

なお、勤労者福祉サービスセンターの現行業務である「ゆとりと共済事業」は、他の中小企業者向け福利厚生事業の加入条件等を考えれば、継続する意義は十分にあると考えられるが、勤労市民センターの管理運営は、事業との一体性を保つ必要性はあるものの、効率的な管理運営の観点から民間事業者等での指定管理も検討する必要がある。

上記の統廃合方針の中に、「ゆとりと共済事業は、他の中小企業者向け福利厚生事業の加入条件等を考えれば、継続する意義は十分にあると考えられる」との記

載がある。しかし、「報告書第5【30】(5)」にも記載したとおり、加入率が2.1%と低水準にありながらその現状分析もなされていない状況で、新団体において共済事業を本当に継続させる意義があるのか疑問である。

また、「報告書第5【19】(2)」にも記載したとおり、老朽化している産業技術センターのあり方について根本的に見直さざるを得ない状況が迫っている。

このような現状の中で、設立の趣旨が異なる団体が一つとなって、今後どのような方針で事業を行っていくのかについては大変重要であると考え。市においては今後の方針について協議を行っているものの、合併時点において、基本計画など(事業計画)は作成されておらず、どの事業、事業所等を存続、廃止するのかについては確定できていない。

市の担当者によれば、平成24年7月に公益認定法人への移行を予定しており、それまでにはどの事業を統廃合するのかについて決定したいとのことであるが、今後、どの事業、事業所等を存続させるのかについては十分に吟味し、その結論、及び当該結論に至った理由を市民に公表すべきである(意見番号16)。

【10】（全般的事項 10）市職員が事務局を担う団体との関係（担当：商業課/モノづくり支援室/労働雇用政策室）

1. 概要

市経済部では市役所庁舎内において次の団体の事務局を設置し、市経済部職員が事務局業務を担っている。

団体名（事務局を担う市担当課名）	団体の活動目的（主な事業）	団体事務局業務を担当する市職員人数	団体事務局業務を担当する職員に兼務発令の有無	団体事務局スペースに対する使用料を市が徴収しているか	左記以外の市と団体との関係
東大阪観光協会（商業課）	市の観光啓発や振興等（観光案内冊子等の作成）	0.2 人程度	無	徴収していない	市委託料(注)
東大阪ブランド推進機構（モノづくり支援室）	東大阪市から誕生した製品の魅力を都市ブランドとして発信し、認定された製品の販路開拓や都市イメージの向上を図る（東大阪ブランド商品のPR活動事業等）	0 人（団体雇用職員が別途2人）	無	徴収していない	無
東大阪物産観光展示協力会（モノづくり支援室）	近鉄奈良線布施駅構内の展示ケースに当会会員企業の製品を展示し、市民にアピールする。	ほぼ0人	無	徴収していない	無
東大阪市企業人権協議会（労働雇用政策室）	同和問題等の人権問題解決のため（研修会開催等）	0.3 人程度（再任用職員）	無	徴収していない	無

（注）詳細は報告書第5【14】参照。

2. 結果

（1）市職員が各団体の事務局業務を行うことの整理が必要

市職員が各団体の事務局業務も兼務することにつき、兼務の承認手続がなされていない。この点、市の「職務に専念する義務の特例に関する条例」第2条及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」に反している（注）。さらに、市の事務分掌規程において各団体の事務を担うことは明記されていない。市は各職員の兼務状況に対して、整理を行うべきである（結果番号1）。

(注)「職務に専念する義務の特例に関する条例」第2条：職員は次の各号の位置に該当する場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。(以下、記載略)

「職務に専念する義務の特例に関する規則」：職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第4号の規程に基づき、職員があらかじめ義務を免除される場合は、次に掲げる場合とする。(1) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合(2) 地方公務員法第46条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合(3) 地方公務員法第49条の2第1項の規定による不服申立て(審査請求又は意義申立て)をし、及びその審理に出頭する場合(4) 地方公務員法第55条第11項の規定による不満の表明又は意見の申出をする場合(5) 職員が国、地方公共団体若しくは地方公共団体の協議会又は本市の行う行政事務と関連のある事業を行う法人の事務に従事する場合(6) 職員が本市が主催する後援会、研修会等において講演、講義を行う場合(7) 職員がその職務上の教養に資する後援会等を聴講する場合(8) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合(9) 妊娠中の女子職員が通勤に利用している交通機関の混雑の程度が母子の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合(10) 前各号に準ずる特別の理由がある場合

3. 意見

(1) 市と各団体との間の費用負担関係が不明確

上記1.の概要に記載した各団体と市の間では次の点で費用負担関係が不明確である。

まず第1に、人件費の点である。当該団体の人件費分は市が全額負担しており、各団体に対して費用負担を求めている。

第2に事務局スペースの賃借料の点である。各団体の事務局は市役所庁舎内に配置され、団体事務局としての執務スペースや書類等の配置スペース分につき、本来市から賃借手続(又は目的外使用許可手続等)を行うことが求められる。

各団体の実施業務内容は、市の業務に強い関係があるとはいえ、別団体に対して特別な配慮をすることにつき、市は十分に説明及び手続を行っていない。

市は経済部内の上記各団体だけではなく、全部門において同様の関係のある団体がないか調査のうえ、各団体との関係、費用負担関係を明確にし、合理的に市民に説明できるようにすべきである(意見番号17)。

(2) 市職員が各団体の事務局業務を行う場合のルール化を図るべき

上記2.結果(1)において、市職員が各団体の事務局業務を行うことの整理の必要性について指摘したが、これに対して、市では「東大阪市補助金等交付規則」を補完するものとして「団体に対する補助制度運用基準」を設けており、当基準において「市職員が支出先団体の事務局業務を行う場合の注意事項」をまとめている。当注意事項においては、次のとおり記載されている。

市職員が団体の事務局業務を行う場合、その事業活動に対する市の影響力が発揮されやすいが、一方で本来、自主的・自発的に活動すべき団体の自律を阻害する恐れがある。また、団体の会計は市の会計から独立しており、機動的・弾力的な執行が可能である反面、ややもすれば本来市の会計で執行すべき予算との境界が不明確となり、結果的に不適切な会計処理を生じさせる恐れもある。

そのため、市職員が団体の事務局業務を行う場合は、法律等に定めのある場合を除き、事業を設定するとともに、公務と団体事務を明確に区分して執行し、団体会計の取扱いにおいては、不適切な会計処理を未然に防止するため、帳簿や残金について複数の者が定期的に確認するなどのチェック体制をとるものとする。

そもそも当該注意事項は「団体に対する補助制度運用基準」に記載されており、補助先の団体しか適用されない、と解釈されているが、補助先に限らず、市職員が団体の事務局業務を行う場合全てに適用できるよう整備すべきである。

さらに、各団体の業務について、市の業務（公務）としての必要性について十分に検討することが必要である。同時に本来独立した団体である各団体の自律性を損なっていないか、配慮することも重要である。

上記の検討のうえ、市職員が事務局業務を担う必要があると判断した場合は、団体の業務につき市職員が業務内で担うべきものであることを事務分掌規程等で明らかにしていくことが求められる。一方、団体会計の扱いにおいては、帳簿や残金について複数の者が定期的に確認するなどのチェック体制をとっているか全市レベルでのモニタリング体制の整備が必要と考える（意見番号18）。

【11】（全般的事項 11）中小企業への実施事業の情報発信

1. 概要

市において中小企業に対する施策、実施事業は数多く行われており、中小企業に対しては、各企業がどの補助制度を利用できるのか、どの融資制度を利用できるのか、といった点でわかりやすく伝達することが重要と考えられる。

ここで、中小企業に対する情報開示について他市比較を行い、検討した。なお、市が実施している「中小企業情報提供事業」に対する検討は報告書第5【20】を参照。

2. 意見

（1）中小企業への実施事業のさらなる情報発信

市及び、市と同様に中小企業集積地である大田区、川口市の中小企業への制度説明・情報提供の方法の概要（主なもの）は次のとおりであった。

	東大阪市	大田区	川口市
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市担当者による個別企業訪問等を通じた個別の情報提供 ・市ウェブサイトにおいて中小企業育成支援施策を公表。 ・ウェブサイト以外に月1回ファックス（中企便り）により案内（月12,000通発送）。 ・中企便りと同内容によりEメールにより事業案内を発送（月1,600通発送）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市ウェブサイトにおいて Q&A 方式で中小企業育成支援施策をわかりやすく説明。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「産業施策ガイドブック」を毎年作成、配布している。 ・当該ガイドブックは市だけでなく、国、県等の他の公的機関による制度も併せて紹介。 ・市ウェブサイトにおいて情報を公表。

東大阪市のウェブサイトにおいて「中小企業・勤労者支援」とリンクがあるものの、その下の階層については、「東大阪産業振興センター」「クリエイターズプラザ」「技術交流プラザ」「商業団体への助成」「雇用開発センター」「産業技術支援センター」「シルバー人材センター」「情報公開」といったリンクを明示しているだけで、どのリンクをクリックすればよいのか、わかりづらいと感じられる。確かに各リンクをクリックすると、その掲載内容は充実しており、例えば「技術交流プラザ」における登録企業数は約1,100社に及んでおり、活用されていることが伺えるが、さ

らに活用度を向上させるための工夫、初めて市のウェブからアクセスする者がアクセスしやすくするための工夫が求められる（意見番号 19）。

【東大阪市のウェブサイトより一部抜粋】



一方、市だけではなく、国、府、独立行政法人等といった他の公的機関による制度も併せて理解することにより、さらに中小企業における事業の活用度を向上させることができる、と考えられる。市だけではなく、国、府等の事業も併せて紹介すべきと考える。さらに、インターネットによる情報収集が行いにくい市民に対応するためには、ファックスによる情報提供も行われているが、事業の一覧性がわかりづらいため、ガイドブック方式による情報開示も検討する余地があると考える（意見番号 20）。

【12】（全般的事項 12）住工共生問題（担当：モノづくり支援室）

1. 施策の概要

市は「中小企業のまち」として有名であるが、その最大の特徴は内陸部にありながら大規模な工業集積を実現している点にある。溶接、研磨、プレス等といったさまざまな基盤的技術産業に特化することにより独自の技術を向上させた小規模企業が有機的に結合し、市内に「ものづくり」に関する分業システムを構築している。このような分業システムが有効に機能するためには、あらゆる基盤的技術産業を域内で調達できることが不可欠であり、そのためには工業集積の維持が極めて重要である。ところが、長引く経済不況などによって廃業された工場跡地に住宅が建設され、住宅が工場のすぐ近く建てられることが多くなっている。工場と住宅の混在は時に感情的な対立を招き、操業環境及び住環境のいずれにとっても悪影響を及ぼすことが少なくない。工業団地を建設するような大規模な工場適地は市内に残っていないため、工業集積を維持するためには、既存の工場が将来にわたって操業できる環境を整備することが重要となる。

市では、「住工共生」に関する地域整備の基本的な考え方として、「市全体として住工共生の都市づくりをめざす～都市レベル（マクロ）の共生」「職住が近接して共生する住工共生の地域整備をめざす～地域・地区レベル（ミクロ）の共生」を基本理念としている。その上で、「東大阪モノづくり戦略地域」及び「重点地区」を設定し、次のように施策の方向性を明確にしている。

住工共生の地域整備に向けた施策の方向

区分	概要等
東大阪モノづくり戦略地域 （工業専用地域、工業地域、準工業地域のうち工業系土地利用の比率が高い地域）	大都市工業集積地としての機能維持・発展を先導・牽引する地域として戦略的な整備を進める。 具体的な施策例として、①立地促進補助金の拡充（売却時に工場としての土地利用を承継した場合の奨励金の支給）などによる工業集積の維持、②補助金制度の創設（相隣環境上の摩擦防止の向上の設備投資等への補助金の交付）などによる工場の安定的な操業環境の確保、など。
重点地区 （「東大阪モノづくり戦略地域」の中でも東大阪市のモノづくり産業を牽引する相当程度の工業集積が見られ、協議会・自治会等による住工共生	重点地区として、都市計画と産業振興のパッケージによる重点的な施策の展開を図る。 具体的な施策例として、①立地促進施策（市内の工業地域で新たに製造業を営む場合に一定期間の補助を行う）の要件の緩和、②地域で合意した操業環境確保のためのルールを都市計画的手法（地区計

に向けた地域づくりの取組み がある地域（高井田地区）	画、特別用途地区など）による担保、③住宅等の開 発時の近隣説明内容の充実化、など。
-------------------------------	--

（出所）住工共生のまちづくりビジョン（平成 21 年 4 月）

2. 意見

（1）「住工共生のまちづくりビジョン」の実現に向けた取組みを強化すべき

平成 21 年 1 月に東大阪市住工共生地域整備調査検討委員会から「住工共生の地域整備に向けて＜最終報告＞」が提出されている。そこでは、今後の施策の方向性として、「本市におけるモノづくり産業は重要な存立基盤であることを鑑み、都市経営上の柱に工業集積の維持・発展を据え住工共生の地域整備を進めていくため、市の取組み姿勢を明確化する（P. 27）」ことや、「対話の土壌となる地域の組織化と活動への支援とともに、操業環境確保のためのルールに基づき、その実現に向けて必要な各種規制や産業施策の補助要件などの緩和を行う（P. 32）」が掲げられている。また、それぞれの実現に向けた課題として、「モノづくり産業の振興を核とした都市経営戦略の明確化と、総合的な施策展開の方向性を総合計画等の上位計画へ反映させていく、あるいは条例化を行っていくために、庁内での合意形成と体制づくりとあわせて、モノづくり産業を核とした都市戦略に対しての地域での機運の醸成（P. 27）」及び「産業振興部局と都市計画部局などとの庁内連携体制の構築や支援体制・施策メニューの充実（p. 32）」が挙げられている。

市では、当該報告を受けて平成 21 年 4 月に「住工共生のまちづくりビジョン」を策定し、補助制度の拡充などの対応を行っているものの、必ずしも十分な効果が上がっているとはいえない状況にある。

このような中、重点地区とされている高井田地区においては、平成 23 年度に入って、関係課・室で、対象地域における地権者等関係者のインタビューを実施するなど、庁内での連携体制づくりや、地域での住工共生へ向けた施策の実現可能性などについて調査がすすめられつつある。

市の最大の特徴である工業集積を維持するために、「住工共生の地域整備に向けて＜最終報告＞」及びそれを受けて策定された「住工共生のまちづくりビジョン」の実現に向けて今後、迅速かつ、着実に進むよう取組みを強化すべきである（意見番号 21）。

【13】（全般的事項 13）産業施設使用料に係る未収金（担当：商業課/モノづくり支援室）

1. 概要

産業施設とは、産業の育成と振興を図るため設置された施設であり（東大阪市営産業施設条例第1条）、同条例第2条によると作業場、倉庫、事業所及び車庫の4種類が設置されている。

種類	内容
作業場	製造、加工、修理等の事業の用に供するもの
倉庫	物の収納及び保管の用に供するもの
事業所	店舗、事務所その他これらに類する施設の用に供するもの
車庫	自動車の格納の用に供するもの

なお、産業施設に対しては平成20年包括外部監査において、空室問題、多額な産業施設使用料滞納額、施設維持のあり方、不適切な使用実態が指摘され、さらに平成22年度包括外部監査において、多額な産業施設使用料滞納額について指摘がなされたところである。当該指摘の対応（措置）については報告書第6も参照いただきたい。

2. 意見

（1）使用料の回収管理を適切に実施すべき

産業施設の使用料に係る未収金が次のとおりある。平成20年度の包括外部監査において指摘されているところであるが、未収金残高がここまで多額に膨れ上がったのは納付指導や督促が適切に行われてこなかったことが原因である。当年度の包括外部監査実施期間中に産業施設の債権に係る回収マニュアルが策定されたため（平成24年1月作成）、今後はこれに従って適切な債権管理を行うことが必要である（意見番号22）。

産業施設に係る未収金残高

(金額単位：千円)

所管課	施設名称	平成 22 年 3 月末	平成 23 年 3 月末
商業課	荒本車庫、荒本第 6 事業所、蛇草第 4 事業所	11,425	11,877
		【平成 24 年 2 月現在の状況】 未収金については分割納付により回収及び分割納 付相談を進めているところである。	
モノづく り支援室	荒本第 1～第 3 作 業所、蛇草第 1～ 第 5 作業所、蛇草 倉庫	39,469	43,049
		【平成 24 年 2 月現在の状況】 経済部で作成した使用料収納マニュアルを活用 し、回収に向けた取組みを進めている。	
合計		50,894	54,926

【14】 観光振興事業（担当：商業課）

1. 事業の概要

（金額単位：千円）

事業名	概要	
観光振興事業	東大阪観光協会と連携し、市の観光スポットを紹介する観光マップや生駒山のハイキングマップを作成している。また、ホームページも作成し、市の観光に関する情報発信に努めている。なお、平成 23 年度では当事業において観光関連団体が実施する観光振興事業に対し補助金（平成 23 年度予算 500 千円）を交付し、市のイメージアップ、地域経済の活性化等を図っている。	
平成 21 年度事業費（決算）	平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（予算）
2,000	1,700	2,200

平成 22 年度の事業費 1,700 千円は「東大阪観光協会」（以下、「協会」という。）が実施する事業に対する委託料である。

なお、協会の事務局は市役所の商業課内に配置され、協会事務局の業務は市職員 2 人と事務局専任のアルバイト職員 1 人が担っている。

2. 結果

（1）市職員が協会の事務局業務を行うことの整理が必要

協会の事務局は市役所の商業課内に配置され、協会事務局の業務は市職員等が担っている。独立した団体である協会の自律性を損なう恐れがあり、本来、当団体の職員ではない市職員は協会の事務局業務を行うべきではないと考える。

そもそも、業務を兼務することにつき、兼務の承認手続がなされていない。この点、市の「職務に専念する義務の特例に関する条例」第 2 条及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」に反している。

市として、協会との関係を明確にし、合理的に市民に説明できるようにすべきである（結果番号 2）。

なお、当協会も含め、市役所経済部内に事務局を配置している団体との関係については報告書第 5【10】で検討している。

3. 意見

（1）市と協会との間の費用負担関係が不明確

現在の市と協会との関係においては、上記「2. 結果」に記載した課題とともに、「費用負担関係が不明確」という課題も抱えている。

第一に人件費の点についてである。市役所商業課職員 2 人と事務局専任アルバイト職員 1 人が協会事務局の担当であり、市役所職員の協会業務の割合は 10%であ

るため、0.2人分(=2人×業務割合10%)が協会のために稼働している。しかし、当該0.2人分の人件費は市が全額負担しており、協会に対して費用負担を求めている。

第二に、事務局スペースの賃借料の点についてである。協会の事務局は市役所商業課内に配置され、協会の専従者アルバイト1名の執務スペースや協会の書類等の配置スペース分につき、協会が本来市から賃借することが求められる。しかし、当該スペース分について市は賃借料を徴収しておらず、かつ行政財産である市役所庁舎の一部分の目的外使用許可手続はなされていない。

各団体の実施業務内容は、市の業務に強い関係があるとはいえ、別団体に対して特別な配慮をすることにつき、市は十分に説明及び手続を行っていない。

市は協会との費用負担関係を明確にし、合理的に市民に説明できるようにすべきである(意見番号23)。

(2) 委託料返金手続の遅れ

市が協会へ委託した業務内容は市と協会が締結した「観光振興事業委託契約書」において明らかにされている。一方、業務完了後において市は協会から「委託業務完了報告書」の提出を受けており、業務内容が契約内容に従ってなされたか、確認している、という。

しかし、「観光振興事業委託契約書」に記載された業務内容と「委託業務完了報告書」に記載された実際に実施した業務内容が次のとおり一部相違していた。

業務内容の一部 (観光振興事業委託契約書より)	業務内容の一部 (委託業務完了報告書より)	事業費	担当課からの説明による相違した理由
記載なし。	写真コンテスト (審査会・表彰式・展示会経費)	(委託業務完了報告書における事業費) 103,886円	本来自主事業(会費や協賛金収入をもって行う事業)として実施する予定であったものが、業務報告書で誤って記載したため。

当該業務(写真コンテスト)については、会費や協賛金収入をもって行う事業であったはずが、市が委託を行っていないにもかかわらず誤った業務完了報告書が提出されており、市は業務報告を受けた平成23年5月の時点で返金精算(103,886円)を求めるべきであった。しかし、平成23年12月に返金を受けており、7ヵ月間もの手続が遅れていた。今後同様のことがないよう、業務の委託内容と業務完了報告の結果(事業費を含む)を厳正にチェックするとともに返金を受けることが明らかになった時点で速やかに返金を受けるよう、手続を行うことが求められる(意見番号24)。

(3) 随意契約の妥当性

協会と市との間では平成 22 年度に「観光振興事業委託契約」を締結し、「(1) ハイキングコースの案内板の補修業務、(2) 観光に関する各種案内業務、(3) 観光施設の整備及び維持管理に関する支援業務、(4) 観光パンフレット等作成業務」につき委託している(契約額 1,700 千円)。当該契約は随意契約手続によっている。

随意契約締結時には、次のとおり随意契約を行うこと理由書を担当課で作成し、承認手続を行っている。

(随意契約理由)

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号(監査人注)の規定による。

(委託先選定理由)

1. 東大阪観光協会が市内のハイキングコース及び観光施設・文化財に精通しており、かつ公益的な事業を目的とする団体である為。
2. 当該事業について、他に委託が適当と思われる委託先が存在しない為。

(注) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

さらに、東大阪市財務規則第 108 条(注)の適用により、協会以外の者から見積書を提出させることが困難と判断し、他の業者から見積書を入手していない。

(注) 東大阪市財務規則第 108 条

第 108 条 令第 167 条の 2 の規定により随意契約によるるときは、契約の目的、内容その他契約について必要な事項を示して 2 人以上の者から見積書を提出させなければならない。ただし、予定価格が 50,000 円以下であるとき又は契約の相手方が 1 人の者に特定されるとき若しくは 2 人以上の者から見積書を提出させることが困難なときその他 2 人以上の者から見積書を提出させることを要しないと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。

しかし、今回の監査にあたって契約書に記載された業務内容を閲覧したところ、(1) ハイキングコースの案内板の補修業務、(2) 観光に関する各種案内業務、(3) 観光施設の整備及び維持管理に関する支援業務、(4) 観光パンフレット等作成業務であり、他の民間業者においても十分に実施可能なものである、と考えられる。以上より、随意契約ではなく競争入札方式により契約相手を選定すべきであると考える(意見番号 25)。

【15】 中小企業に対する表彰制度（担当：経済総務課/モノづくり支援室/労働雇用政策室）

1. 事業の概要

経済部においては次の4つの表彰制度が設けられている。

（金額単位：千円）

	概要・目的（下線は筆者記入）	選考担当課	事業費 （注）
優良企業表彰	<u>経営の健全化を図るとともに、技術革新に積極的に取り組んでおられる企業</u> を称揚することで、市内製造業全体の発展を目指す。昭和59年度から始まり表彰対象は100社を超えている。	モノづくり支援室	（平成21年度）135 （平成22年度）155 （平成23年度）232
東大阪テクノロジー表彰	「モノづくりのまち」東大阪の企業の中で <u>高度な技術を有し、その技術を活かして企業貢献するとともに、他の従業員にも元気を与えられる人を表彰</u> 。次代に繋がるモノづくり人材の育成・確保を図り、今後も本市が「モノづくりのまち」として発展していくことを目指すもの。平成21年度から制度開始。		
優良社会貢献事業所表彰	<u>障がい者雇用等に理解があり、社会貢献度の高い事業所を表彰</u> することにより、事業所の資質及び従業員の勤労意欲の向上を図り、労働力の定着性を強化し、もって本市経済の振興並びに社会的機運の醸成を図るもの。平成21年度から制度開始。	労働雇用政策室	（平成21年度）527 （平成22年度）81 （平成23年度）194
優良永年勤続従業員表彰	事業所に <u>永年にわたり従事する従業員を表彰</u> することにより、資質及び勤労意欲の向上を図り、労働力の定着性を強化し、もって本市経済の振興を図るもの。平成6年から制度開始。		

（注）上から順に平成21年度決算、平成22年度決算、平成23年度予算である。

なお、上記表すべての表彰に関する事務は経済総務課が担当しており、その事業費の推移は次のとおりである。

平成 21 年度事業費(決算)	平成 22 年度事業費(決算)	平成 23 年度事業費(予算)
0	669	762

2. 意見

(1) 「東大阪テクノスター制度」のあり方について

「東大阪テクノスター制度」の開始の経緯としては、「東大阪市中小企業振興対策協議会」にて、社長に対するアンケートをしたところ、「高度熟練工ではなく利益を生み出す(工程の段取りや組合せを効率的に行う)ことができる人材を育成し、高付加価値型企業へ転換したい」という意見が多かったことを受け、こうした従業員を表彰する制度を設けたことから始まる。しかし、開始したところ、応募状況は平成 21 年度 5 件、平成 22 年度 1 件、平成 23 年度 1 件、と僅少なものであった。このように少ない応募件数であった理由としては表彰されると、当該表彰者はヘッドハンティングされ流出する、給与評価を上げなければならない、といった経営者側の懸念が絡み、企業からの推薦が少なかったのではないかと考えた。

また、テクノスターとして選定された者が当該中小企業や市へどのように貢献したのか、という点では特にフォローはなされていない。

そもそも、中小企業社長の右腕になる従業員がほしい、というニーズがアンケートから導き出された場合において、当該従業員を表彰するよりも当該従業員になりうる者を育成するといった幅広い人材育成事業を行うべきではないかと考える。

まずは、当該制度の効果について十分に検証したうえで、効果がなく、かつ応募がないという状況が続けば事業を廃止することを選択すべきであると考える(意見番号 26)。

(2) 優良企業表彰のあり方について

当該制度は昭和 59 年度に開始したあと、約 30 年近く経過しており、表彰された企業数は 100 を超える。実際に表彰対象企業が少なくなっている、という現状がある、という。また、製造業企業だけを対象とした制度ではあるが、本来表彰したからといって、どのように市内中小企業の活性化に繋がったのかは明確になっていない。

当表彰制度について、当該表彰制度の目標が達成できたのか検証することが求められる(意見番号 27)。

【16】 中小企業振興会運営補助事業（担当：モノづくり支援室・経済総務課）

1. 事業の概要

（金額単位：千円）

事業名	概要	
中小企業振興会運営補助事業	市域の中小企業者を支援している財団法人東大阪市中小企業振興会に運営補助を行っている。クリエイション・コア東大阪南館3階のクリエイターズプラザで研修室や多目的ホール等の貸館業務を行っている。また、過年度に行っていた融資あっせんや貸付金事業に係る債権回収業務を行っている。	
平成 21 年度事業費(決算)	平成 22 年度事業費(決算)	平成 23 年度事業費(予算)
121,653	123,000	115,689

（注）振興会の団体の概要については報告書第3【1】を参照のこと。

【クリエイション・コア東大阪 南館・北館】



平成 22 年度における振興会の運営補助金に係る決算状況は次のとおりである。

(金額単位：千円)

	科目	融資幹旋	管理費	貸室	合計
収 入	補助金（東大阪市）				123,000
	貸室使用料収入			10,786	10,786
	小計			10,786	133,786
支 出	給料手当（プロパー）		14,969		14,969
	福利厚生費（プロパー）		2,048		2,048
	役員報酬		422		422
	給料手当	3,933	2,710		6,643
	共済費	60	358		418
	諸謝金	68	1,616		1,684
	旅費交通費	0	16	0	17
	消耗品費	4	332	732	1,069
	燃料費		20		20
	会議費		2		2
	印刷製本費		327	310	637
	光熱水費		264	3,844	4,108
	修繕費			237	237
	通信運搬費	191	362	256	809
	広告宣伝費			403	403
	支払手数料	62	130	69	261
	保険料		37	25	62
	委託費（清掃）		394	5,634	6,029
	委託費（債権回収）	1,906			1,906
	委託費（受付業務）			10,647	10,647
	賃借料		633	648	1,281
	支払家賃（注）		6,408	57,621	64,029
	諸会費		136	14	150
租税公課	20	83	5	107	
小計	6,245	31,267	80,444	117,956	
	差引				15,830

2. 意見

(1) 中小企業振興会運営費補助金の積算をより精緻化すべき

振興会は市における中小企業支援施策を中心となって推進するために設立された外郭団体である。当該団体に対しては実質的な運営費補助金が交付されているが、下記のとおり毎年多額の精算が生じている。このように多額の精算金が発生することは、そもそも事業計画（資金計画）の不十分さがあったと言わざるをえない。さらに、市の資金が有効に活用できなかったことになる。

中小企業振興会運営費補助金に係る精算額の推移

(金額単位：千円)

年度	交付決定額	決算額	精算額
平成 20 年度	141,496	127,175	14,321
平成 21 年度	141,496	121,653	19,843
平成 22 年度	123,000	107,170	15,830

「平成 23 年度 中小企業振興会・運営補助金予算額」によると、平成 23 年度の予算額は 115,689 千円とされており、予算見積もり段階での直近の決算である平成 21 年度決算額 121,653 千円と比較すると、総額ベースでは一定の見直しが行われているものといえる。しかしながら、事業種別にみると、管理費の減額幅が大きく、融資斡旋事業についてはむしろ増額されていることがわかる。

平成 23 年度 中小企業振興会・運営補助金の事業別予算額と決算額

(金額単位：千円)

事業名	平成 23 年度予算額	(参考) 平成 22 年度 決算額	(参考) 平成 21 年度 決算額
融資斡旋事業	11,227	6,245	11,113
管理費	33,590	31,267	38,948
貸室	70,872	69,658	71,591
合 計	115,689	107,170	121,653

求償権の回収に関連して法的措置をとることになればそれなりの支出が必要となるが、近年の回収実績や平成 21 年度の精算内訳を見る限り、それほど多額の予算措置が必要になるとは思われない。仮に法的措置が必要となりそうな場合には経費の流用か、金額によっては補正予算によって対応することも可能である。資金の有効活用という観点から、より精緻な予算設定が望ましいと考える(意見番号 28)。

平成 21 年度における精算額の主な内訳

(金額単位：千円)

勘定科目	予算額	うち精算時に不用 となった額	内容
供託金	1,500	1,500	融資斡旋事業に係る訴訟 供託が不用となったもの
諸謝金	4,723	2,504	訴訟、債権保全、債権差押 え、競売等に係る弁護士報 酬が不用となったもの
委託費（債権回 収・受付業務）	4,673	2,696	債権回収に係る成功報酬 が減少したもの
租税公課	3,649	3,472	競売予納、訴訟に係る収入 印紙が不用となったもの
給料手当	29,523	3,220	プロパー職員について、市 職員に準じて給与及び賞 与の水準を引き下げたこ とによるもの
その他	97,428	6,451	
合計	141,496	19,843	

(2) 中小企業振興会運営費補助金の精算手続を早期化すべき

平成 22 年度の事業に対する補助金の精算が平成 23 年 6 月 1 日に行われており、同一年度内で精算業務が完了していない。

これに関して、市においては「東大阪市補助金等交付規則」が設けられており、次のとおり規定されている（一部抜粋）。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、補助金等の交付の決定に係る市の会計年度終了後（補助事業が年度途中で完了したときは、当該完了後）あらかじめ指定する期間内に、市長に対し、補助事業の実績その他必要な事項を記載した補助金等実績報告書を提出しなければならない。

(以下、略。下線は筆者記入)

市では補助金交付通知書において「事業年度経過後、速やかに事業報告書及び収支決算書を提出すること」と条件をつけており、6 月の提出が「速やかに」に該当するかどうかについては議論の余地がある。しかしながら、同一年度内に補助金の精算が行われない場合、市の一般会計においては概算で支払った補助金額が決算書に反映され、あるべき数値が計上されないこととなる。本来、交付年度内において精算を行うべきである（意見番号 29）。

(3) 求償権の回収業務について将来的なあり方を検討すべき

「事業の概要」に記載しているとおり、平成 15 年度まで振興会は融資斡旋事業を行っていた。当該事業のスキームは次のとおりであり、最終的な損失はすべて市が負担することとなっている（市と振興会の契約により、振興会が求償権を回収できない場合、市が提供した代位弁済の補填資金を振興会は返還する必要がないため）。なお、当スキームについては平成 18 年度包括外部監査報告書において詳細な検討がなされている。

[事業スキーム]

- ① 中小企業が金融機関から融資を受けるにあたり振興会に保証を申込み
- ② 振興会は金融機関と保証契約を締結し、保証準備金預金を預け入れ
- ③ 金融機関から中小企業に融資を実行
- ④ 中小企業から金融機関への返済が滞ると振興会が金融機関に対して代位弁済し、中小企業に対して求償権を取得
- ⑤ 代位弁済に要した資金を市が振興会に対して補填
- ⑥ 振興会は中小企業から回収した資金を市に返還

平成 22 年度末時点における求償権残高は 121,094 千円であり、年度別の発生件数及び金額は次のとおりである。

平成 22 年度末時点における求償権の内訳

(金額単位：千円)

発生年度	件数	金額
平成 18 年度以前	79 件	117,290
平成 19 年度	2 件	1,997
平成 20 年度	3 件	1,775
平成 21 年度	—	—
平成 22 年度	1 件	32
合計	85 件	121,094

平成 16 年度以降は代位弁済によって取得した求償権の回収業務のみを行っているため、ここ数年新規の求償権はほとんど発生していない。すなわち、いまだに残っている求償権の大部分は平成 18 年度以前に発生したものであり、債権回収サービス会社を通じて回収努力を行っているにもかかわらず回収が困難な債権といえることができる（債権回収サービス会社への業務委託は平成 18 年度から実施）。このような事情を反映して、求償権の回収額も次のとおり年々減少している（なお、平成 22 年度末時点での信用保証残高は 12,415 千円であり、今後新たに発生しうる求

債権は最大でこの金額となる)。

求償権の回収額と債権回収サービス会社への委託料

(金額単位：千円)

年度	回収額	委託料	委託料の割合
平成 18 年度	17,557	3,550	20.2%
平成 19 年度	16,463	3,360	20.4%
平成 20 年度	11,231	2,831	25.2%
平成 21 年度	6,363	1,952	30.7%
平成 22 年度	7,272	1,881	25.9%
合計	58,887	13,574	23.1%

ここで、債権回収サービス会社に対して支払う委託料は基本的に成功報酬となっており、特に問題とすべき水準にあるとは思われない。しかしながら、求償権の回収にあたっては、サービス会社への委託料のみならず、その管理業務に携わる事務局職員の人件費などもコストとして発生する。今後も回収額の大幅な増加は見込まれないため、いずれかの時点で個々の債権の回収可能性を精査したうえで、費用対効果をふまえて、求償権の回収業務のあり方を検討すべきであると考える（意見番号 30）。

【17】モノづくりワンストップ推進事業（担当：モノづくり支援室）

1. 事業の概要

（金額単位：千円）

事業名	概要	
モノづくりワンストップ推進事業	財団法人東大阪市中企業振興会が雇用する販路系及び技術系のコーディネーターをクリエイション・コア東大阪3階に配置し、製造や加工ができる企業を求める問い合わせに対し、市内企業から発注案件に対応できる企業を紹介するとともに、市内企業の現場へおもむき、企業のかかえる様々な課題の相談に応じるなど、市内中小企業に対するさまざまな支援サービスを実施している。	
平成21年度事業費(決算)	平成22年度事業費(決算)	平成23年度事業費(予算)
15,979	19,955	20,000

平成22年度に実施したワンストップ推進事業の主な内容及び事業実績は次のとおりである。

- ① 海外・国内企業間取引や製造技術等に関し豊富な経験・知識を持つコーディネーターによる国内企業と市内企業との取引拡大に対する支援及び取引マッチング。
- ② 海外企業との貿易、取引等を希望する市内中小企業に対し、海外での業務経験豊富なコーディネーターによる各種相談、輸出入に関する手続・書類作成・商取引上の慣習等についてのアドバイス。
- ③ 市及び商工会議所が主催する都市間交流事業（市内企業と他都市企業とのマッチングを図るため、国内の工業都市で市の製造業との連携や具体的な商談の場を希望する地域を選択し、その都市に立地する企業と新たな取引を創出させていく商談会等を実施する事業）に協力し、参加企業の掘り起こし、商談会への同席及びマッチングのフォローアップ。

平成22年度における事業実績

1. 相談方法						
来訪	電話	メール	技術交流プラザ	訪問	その他	計
498件	1,193件	1,559件	20件	448件	171件	3,889件
2. 相談目的						
販路系		技術系		その他		
2,661件		525件		703件		
3. 相談内容						
相談		依頼		広報		その他
476件		2,654件		291件		468件
4. 処理結果						
情報提供		支援・依頼		情報取得		その他
762件		2,692件		222件		213件

また、平成 22 年度における収支状況は次のとおりである。

(金額単位：千円)

	費目	金額
収入の部	補助金（東大阪市）	19,955
	小計	19,955
支出の部	報償費	253
	報酬	16,700
	福利厚生費	306
	支払手数料	2
	旅費交通費	147
	通信運搬費	131
	消耗品費	777
	印刷製本費	42
	光熱水費	41
	賃借料	813
	委託料	742
	小計	19,955
		差引

(注) 報酬はコーディネーター 6 名に対するものであり、「財団法人東大阪市中企業振興会中小企業等支援スタッフ要綱」に基づいて支給されている。

2. 意見

(1) コーディネーターの意見を施策に取り入れることを検討すべき

モノづくりワンストップ推進事業のコーディネーターは、各企業を訪問して経営者と信頼関係を構築し、市が実施する最新の施策を直接説明するとともに、技術面での悩みに対するアドバイスや販路開拓に関する情報などを個別に提供している。すなわち、モノづくりワンストップ推進事業におけるコーディネーターは市の中小企業支援施策の最前線に立っており、市域中小企業の状況やニーズを最もよく知りうる立場にあるといえる。そのようなコーディネーターに対して現状の市の施策の課題について質問したところ、次のような意見が得られた。

- ① 海外企業との取引を推進するための施策としては、日本貿易振興機構（JETRO）を通じて海外のバイヤーをクリエイション・コア東大阪に招聘してのマッチング及び技術交流プラザの英訳化を進めている程度である。しかしながら、取引の拡大をより進めようとするのであれば、海外（特にインドネシアなどのアセアン諸国）に拠点を開設して駐在員を配置し、市の中小企業に有用な情報を積極的に入手することができればよいのではないかと（拠点を開設するというのは、いわゆるハコモノを建設せよという意味ではない）。
- ② 市では平成 23 年度から「海外販路拡大事業」を予算化しているが、海外で開催される展示会に出展するにあたって必要なブース代の補助にとどまっている。海外企業との商談にあたっては、貿易実務のみならず商慣習や言葉の問題など市内

中小企業が不得手な多くの課題があるため、商社出身で海外経験豊富なコーディネーターがアテンドできるような制度があればよいのではないかと。

- ③ 職業能力開発促進法に基づいて平成元年4月に開設された公共職業能力開発施設である大阪府立東大阪高等職業技術専門学校卒業生を市内中小企業に橋渡しできるような制度があればよいのではないかと。

上記のうち、①については大阪府が上海に事務所を設置して、国内からの企業ミッション団受入及びアテンド、展示会や見本市への出展支援及び各種情報提供などを行っている実績がある。仮に市単独での進出が困難であれば、大阪府が提供しているサービスを有効に活用することも検討に値するのではないと思われる。

次に、②についてであるが、これまで海外企業との取引を行っていない中小企業がいきなり海外の展示会に出展しても思うような効果が得られないことは想像に難くない。経験豊富なコーディネーターによる支援が必要不可欠であると思われる。

また、③についてであるが、市の担当者に確認したところ、近畿大学や大阪商業大学などについてはセミナー開催などで就職活動支援を行っているが、大阪府立高等職業技術専門学校や市内にある工業高校2校についてはそのような活動を行っていないとのことであった。市内企業経営者の高齢化や後継者不足が表面化している現状において、関連分野の教育を受けた高等職業技術専門学校や工業高校の卒業生もセミナーに参加させるなど、雇用のマッチングを推進するべきであると思われる。

モノづくり支援室ではコーディネーターと定期的に意見交換の場を設けているとのことであるが、上記意見については具体的な施策に反映させるよう検討することが望まれる（意見番号31）。

一方、当事業は平成22年度から開始された事業であり、その事業効果の検証は一定期間の経過を待ちたいところであるが、今後は、経済性、効率性、有効性の点から依頼企業の満足度を明らかにしていく仕組みの整備（例えば利用企業に対するアンケート票を配布して回収し分析する等）が必要であると考え（意見番号32）。

【18】東大阪商工会議所への補助金・委託料（担当：モノづくり支援室/商業課
/労働雇用政策室）

1. 事業の概要

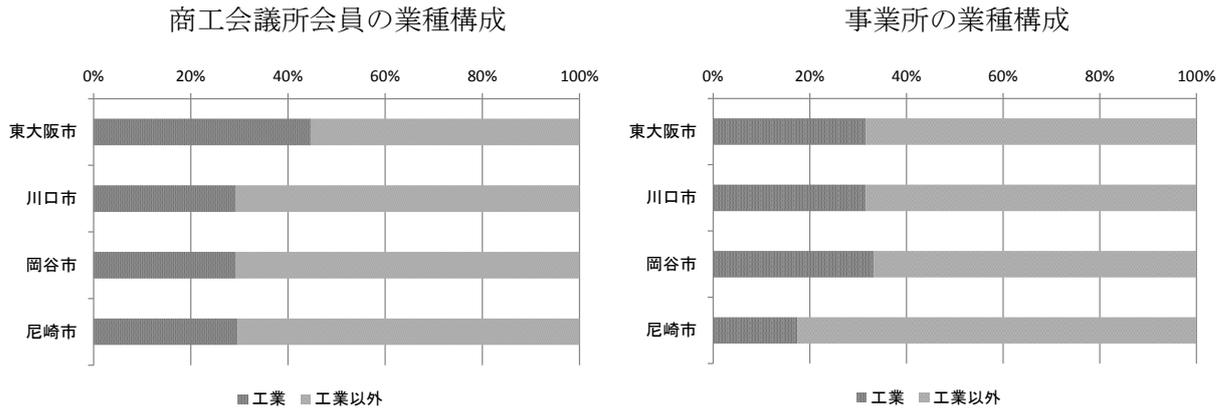
市では東大阪商工会議所（以下、「商工会議所」という。）に対して次のとおり「モノづくり支援室」、「商業課」、「労働雇用推進室」を通じて補助金、委託料等を拠出している。

(金額単位:千円)							
市担当課	市事業名	支出内容	商工会議所事業名	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	
モノづくり支援室	商工会議所補助金・委託料	補助金(商工振興補助金)	熟練技能者育成支援事業	200	160	160	
			工業商業振興月間事業	2,479	2,479	2,479	
			下請企業指導振興事業	652	652	652	
			小規模企業指導事業	5,277	5,277	5,277	
			産学連携モノづくり体験事業	300	300	300	
			中小企業交流センター事業	700	686	600	
			経営者塾研修事業	135	121	121	
			経営者塾研修事業(東大阪商業経営研究会)	135	0	0	
			産官学連携事業	1,150	301	301	
			モノづくり創業支援事業	1,269	820	820	
			中小企業人材育成センター事業	639	447	447	
			創業塾運営事業	1,000	1,000	1,000	
			新製品開発実現センター事業	600	600	600	
			ラグビーグッズ開発・ラグビーの街PR事業	0	0	500	
			経営者研究グループ支援事業	1,280	1,424	0	
			環境推進指導事業	1,100	0	0	
			女性経営者研究会事業	210	0	0	
			東大阪国際振興会事業	563	0	0	
			近畿地域連携事業	300	0	0	
			補助金			テクノメッセ東大阪開催事業	10,000
	売りメッセ東大阪開催事業	3,000				2,500	1,800
	元気・元気企業キャンペーン事業	0				0	1,000
	新製品・新技術大展示会事業	0				0	2,000
	モニター会事業	0				0	400
	都市間交流支援事業負担金	0				900	900
	東大阪物産展in東京	0				0	4,000
	委託料			中小企業経営実態調査業務	1,240	1,240	1,240
				産業啓発冊子作成委託料	0	1,300	0
				販路拡大キャンペーン事業委託料	0	1,600	0
				景気浮揚対策事業	8,200		
		見本市等出展事業		もうかりメッセ東大阪in東京開催事業負担金	8,000	4,000	4,000
	環境ビジネス事業	負担金	環境ビジネス事業負担金	0	500	0	
	モノづくりのまち東大阪技術力アピール事業	委託料	販路拡大キャンペーン事業(都市間交流支援事業負担金)	900	2,500	0	
商業課	商工会議所補助金・委託料	補助金	東大阪物産展	0	3,000	1,500	
			東大阪発新うまいもん開発事業	0	800	0	
			楽しいお店・特長ある店紹介事業	3,000	0	0	
労働雇用政策室	商工会議所補助金・委託料	補助金	人材確保事業	2,700	2,700	2,700	
		委託料	モノづくり若年者等就業支援事業委託料	10,000	10,000	10,000	
合計				65,029	55,307	52,797	

2. 意見

(1) 会員の産業別構成に見合った事業展開（商業関係事業の割合拡大）

下記図のように、中小企業都市連絡協議会の構成市（製造業を中心に中小企業が集積する都市）である川口市、岡谷市、尼崎市と比べて、東大阪市は工業（製造業、建設業、鉱業）の会員割合が高く、また、市全体の事業所構成としても工業の割合が高く、まさに“モノづくりのまち”といえる。



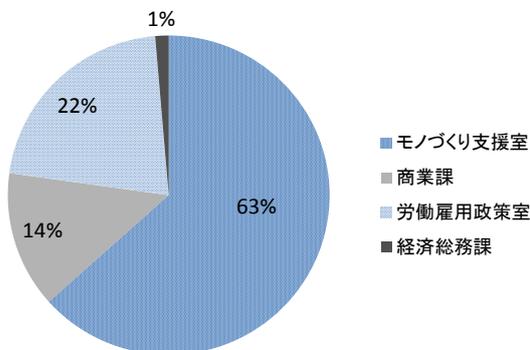
(出典：市提供資料)

(出典：平成 18 年度事業所統計)

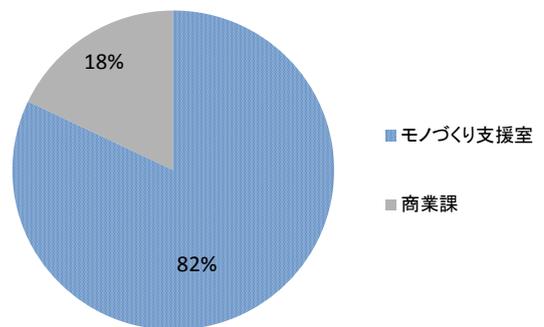
このようなことから、商工会議所に対する補助についても工業に関するものが主体となることは理解できるが、現状の市の業種別の補助状況はアンバランスであると考えられる。

下記図は、主として工業を所管するモノづくり支援室とそれ以外（商業課、労働雇用政策室、農政課、経済総務課）の平成 22 年度当初予算における商工会議所に対する補助金等（補助金、負担金、委託金）の割合を示したものである。

担当課別補助金等額の割合



モノづくり支援室と商業課の割合対比



これによると、全業種共通の事業を行っている補助金等が含まれるものの、モノづくり支援室の割合が大半（63%）を占めており、工業の商工会議所会員割合、事

業所数割合がそれぞれ 44.7%、31.7%であることからすると、アンバランスな面が感じられる。

なお、商業（事業所数割合：25.5%）を所管する商業課は、事業所数割合に大きな差はないものの、モノづくり支援室のわずか4分の1にとどまっている。

今後、商業に対する施策にも力点を置き、補助金のあり方を検討されたい（意見番号 33）。

参考に、商工会議所・商工会が主体的な役割を果たし、商工振興に取り組んでいる一例としては次のようなものがある。

① 埼玉県幸手市（TMO 幸手）

埼玉県幸手市においては、幸手市商工会が TMO（タウン・マネージメント機関）となって、主体的な商業振興に努めている。

【しあわせ Café Ami】

商業振興にあたり、商店街の活性化は不可避の問題であるが、商店街の空き店舗を活用することで、来街者に対する憩いの場を提供している。具体的には、空き店舗を利用した喫茶店「しあわせ Café Ami」を地域のボランティアスタッフにより運営しており、ここを拠点として「歌声喫茶」や市内音楽家等による「コンサート」を実施することで、来街者がゆったりとくつろげるスペースを提供している。



また、起業家支援を目的としたチャレンジショップ「しあわせのえき プラス」にも取り組んでおり、空き店舗を有効に活用する取り組みが行われている。

【しあわせのえき プラス】



なお、地産地消を目的として、地元の農産物や商工会推奨品（特産品）も販売している。

さらに、「一店逸財事業」と称して、従来の一店逸品の紹介ではなく、歴史ある街の特色を活かして、商店街（商店）にある歴史的財産や、後生に伝えていくものをホームページにて紹介している。1つの市で5,000件もの店舗情報を掲載している地域ポータルサイトは、全国の商工会議所の中でも例がなく、利用者からも大変好評を博しているとのことである。

このように、中心市街地活性化の観点から商業振興に精力的に取り組んでいる商工会議所・商工会も多く、商業振興の主体的な役割を果たしていくとともに、市としてもこうした取り組みに対し、これまで以上に支援を行っていくことが期待される場所である。

市においても、地域ポータルサイトとしては、東大阪市小売商業団体連合会と連携し、「ひがしおおさかまちナビサイト」を運営しているところであるが、更に、

商工会議所も加えて、市、小売商業団体連合会、商工会議所が一体となって、それぞれの長所を発揮しながら商業振興に取り組んでいくことが期待される場所である。特に市においても深刻化しつつある商店街の空き店舗問題を解決していくためにも3者の連携が不可欠であると考えます。

(2) 商工会議所への補助金のあり方

商工会議所の決算報告書によると、平成22年度の一般会計の収入額は324,427千円であり（うち市補助金負担金委託料合計：47,288千円）、対する事業費、管理費の支出合計は207,796千円である。差し引き116,631千円のうち、71,000千円を「財政運用資金会計への繰出金」として拠出している。

財政運用資金会計における財政運用資金積立金残高は200,000千円にも上っており、償却基金積立金777,216千円等の積立金合計額として1,391,156千円が計上されている。

以上より、財政的に安定した運営が行われている、といえる。

上記の財務状況である商工会議所に対する市補助金の状況について検討したところ次のとおりであった。

市では「団体に対する補助制度運用基準」を設定しており、「事業補助とする」、「補助の終期を3年以内とする」、「対象経費の補助率の上限は1/2とする」等の基準を定めている。また、これらの基準により難しい場合は、理由等を公開し、透明性を確保する、とある（「団体に対する補助制度運用基準」については報告書第5【7】参照）。

これに対して、商工会議所への補助金は当運用基準に準拠できていない点があり、市ではさらに、当運用基準に準拠できるよう改善を進めていくため商工会議所に対する補助金査定方針「商工会議所補助金査定方針」を作成している。当「商工会議所補助金査定方針」は毎年改定されている。

なお、平成23年度商工会議所補助金査定方針の前年度からの主な見直し内容は「対象とする事業を更にPDCAの観点から適切な見直しがされている、と判断できる事業に限定」「補助率の削減（注）」等である。

（注）例えば、次のとおりである。

補助率	平成22年度	平成23年度
会員だけに限定される事業	70%以内	50%以内
会員以外の参加を認めているが会員以外に積極的に広報の無い事業（平成23年度においては「取組内容について限定されていないが積極的な広報がない事業」、と表現）	80%以内	70%以内

確かに「商工会議所補助金査定方針」を毎年改定し、「団体に対する補助制度運用基準」へ近づける努力がなされてきていることは伺える。しかし、現時点も「団体に対する補助制度運用基準」に準拠していない実態があることも事実である。

例えば、商工会議所に対し市は「テクノメッセ東大阪開催事業補助金」を交付しており、平成 22 年度事業費 17,650 千円に対して、補助金額は 10,000 千円であり、補助率 56.6%と 2 分の 1 を超過している。確かに、「商工会議所補助金査定方針」における補助率適用区分は「その他」の区分に該当し 100%以内が適用され、「商工会議所補助金査定方針」に合致していることとなるが、市の「団体に対する補助制度運用基準」の「4 対象経費の補助率の上限は 1/2 とする」に準拠していない。

支出する補助金については、補助金の支出の効果を十分に考慮したうえで支出すべきであり、かつ、団体の財政状況等から判断して、運用基準の厳格な適用を実施しても事業の遂行に支障をきたすおそれの少ないと推定される商工会議所のような団体に対しては、市は「団体に対する補助制度運用基準」の遵守へ向けて早期に取り組むべきである（意見番号 34）。

(3) 創業塾運営事業における PDCA サイクルの徹底

「モノづくり支援室」から商工会議所に対する補助金の一つである「創業塾運営事業補助金」とは、創業意欲のある人材を対象に創業塾を開催し、開業をスムーズに行い、市経済の振興を図ることを目的とする事業である。

市は商工会議所に対して「補助金等実績報告書」の提出を義務付けている。平成 21 年度の補助金等実績報告書の「実施事業の総括」欄において、実施内容として、「今年度は、創業するための初歩段階を 1 日目、具体的な資金繰り計画・ビジネスプランの立て方、公的機関からの創業融資の内容を 2 日目に行った。受講生から 2 日目の実務的な内容の方が好評を得ていた。」と記載されている。「今後の見直し方針」欄では、来年度は事例発表を組み込むことも検討する旨が記載されている。

それにもかかわらず、平成 22 年度の補助金等実績報告書においても「実施事業の総括」欄で平成 21 年度と同内容のものが記載されており、昨年度の見直し方針が反映されておらず、PDCA サイクルがうまく機能していないといえる。また、市としても補助金等実績報告書に適切な内容を記載するよう指導を行うべきである。

市にとって創業者の増加は重要課題といえるため、平成 20 年度に実施していたものが良いとわかっていながら、漫然と同内容のものを実施していたのでは「補助金等実績報告書」に掲げられている「年間で 10 名程度の創業者を創出する」という事業目標は達成し得ないと考える。

PDCA サイクルを意識し、受講者のニーズに合った研修内容に柔軟に対応する体制が期待される場所である（意見番号 35）。

平成 21 年度と平成 22 年度の実績報告書内容の比較（そのまま抜粋）

項目	平成 21 年度実績報告		平成 22 年度実績報告
実施事業の総括	今年度は、創業するための初歩段階を 1 日目、具体的な資金繰り計画・ビジネスプランの立て方、公的機関からの創業融資の内容を 2 日目に行った。受講生から 2 日目の実務的な内容の方が好評を得ていた。	同内容 	今年度は、創業するための初歩段階を 1 日目、具体的な資金繰り計画・ビジネスプランの立て方、公的機関からの創業融資の内容を 2 日目に行った。受講生から 2 日目の実務的な内容の方が好評を得ていた。
今後の見直し方針	今年度は、創業塾を通して創業された方を講師として招き事例発表を行わなかったが、来年度のフォローアンケートに事例が必要だったかとの内容を組み入れ内容を検討する。	見直し方針の反映なし 	受講者のアンケート結果では「演習形式のセミナーにしてもらいたかった」などの意見もあり、演習形式での開催を検討する。

下記表は全国の商工会議所が創業塾受講者に対して追跡アンケートを行った結果であるが、当該アンケートにおいても「創業者の体験談」を 47.4%の受講生が役に立ったと回答しており、創業者の創業事例（創業体験）が有効であることが伺える。

創業塾で役に立ったテーマ

テーマ	件数	%
事業計画の立て方	911	56.6
創業者の体験談	762	47.4
事業計画に対する評価・助言	384	23.9
具体的な資金調達の仕方	384	23.9
国・県などの助成内容	380	23.6
会計・財務知識	368	22.9
会社設立手続	330	20.5
マーケティング知識	306	19.0
税務・法務知識	306	19.0
販売方法・宣伝方法	206	12.8
具体的な店の作り方	103	6.4
特許の利用方法	43	2.7
その他	85	5.3

（出典）日本商工会議所ホームページ

これに対して、市においては、今後、PDCA サイクルを有効に回すためにも、「創業者の体験談」を盛り込んだ取組みが期待される場所であるが、2日間の研修は創業に係るひとつの知識を獲得するには、やや物足りないものであると考えられる。

ここで、研修日数について考察を行う。

日本商工会議所のホームページによると、創業塾は、「平日夜または土日を中心に、合計30時間程度開催します。」となっており、多くの商工会議所（商工会）の創業塾は5日間の研修が一般的である。

下記表は滋賀県商工会联合会及び愛荘町商工会等が平成23年度において開催中の創業塾カリキュラムであるが、5日間研修で、創業体験の発表や演習が盛り込まれているだけでなく、ビジネスプランの発表会まであり、実践的な講座内容となっている。

創業塾カリキュラム

回	テーマ	概要
第1回	創業の心構え ～創業者に学ぼう自分を知ら う～	<ul style="list-style-type: none"> ・オリエンテーション（自己紹介） ・起業家マインド、創業事例紹介 ・創業動機・イメージ形成
第2回	創業の知識 ～ビジネスに必要な知識を習 得しよう～	<ul style="list-style-type: none"> ・創業手続全般 ・労務関係知識 ・資金調達 ・資金繰りケーススタディ ・創業に役立つ施策について ・事業計画の枠組み説明 など
第3回	グループ演習 ～相互にディスカッション し、コミュニケーション力を アップしよう～	<ul style="list-style-type: none"> ・SWOT 演習 ・外部環境把握 ・自社 SWOT 完成 ・創業に必要なコーチングスキルについて ・収支計画の説明 など
第4回	ビジネスプランの作成 ～夢実現のプランを完成しよ う～	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源活用事例紹介 ・ビジネスプラン作成方法の説明 ・ビジネスプランの作成 など
第5回	ビジネスプラン発表 ～今後の起業に向けての決意 を固めよう～	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスプラン発表 ・ビジネスプランへの投票 ・フォローアップ説明 など

平成 22 年度の補助金等実績報告書においても、「今後の見直し方針」欄で、「受講者のアンケート結果では「演習形式のセミナーにしてもらいたかった」などの意見もあり、演習形式での開催を検討する。」となっていることから、PDCA サイクル徹底の観点から、上記事例を参考にしつつ、「創業者の体験談」や「演習」を盛り込んだカリキュラムに改めていくことが期待される場所である。

(4) 商工会議所の計算書類の記載内容の充実

市は、「異業種交流連絡協議会」（以下、「協議会」という。）に「異業種交流連絡協議会活動助成金」250 千円を交付している。商工会議所が協議会事務局を担っているため、商工会議所が当助成金を預り、管理している。しかし、商工会議所の計算書類には当助成金を預っている旨の記載をしていなかった。協議会は商工会議所と別団体とはいえ、その出納に関する責任は商工会議所が担うことから、商工会議所の収支決算書において「預り金収入」で計上すべきと考える。

今後は計算書類を入手した際において、市が拠出する委託料や補助金が計算書類に正しく計上されていることの確認も併せて行うことが求められる（意見番号 36）。

【19】 産業技術支援センター管理事業（担当：モノづくり支援室）

1. 事業の概要

（金額単位：千円）

事業名	概要	
産業技術支援センター 管理経費	平成8年4月に大阪府から無償譲渡を受け、改修工事を経て平成9年4月にオープンした東大阪市立産業技術支援センターの管理事業。同センターは大阪府立産業技術総合研究所などと連携をとりつつ、主に東大阪市所在の中小企業に対する技術支援事業を行っている。なお、平成21年度から財団法人東大阪市中小企業振興会が指定管理者としてセンターの運営を行っている（非公募）。	
平成21年度事業費(決算)	平成22年度事業費(決算)	平成23年度事業費(予算)
51,887	52,611	50,573

産業技術支援センターの概要は次のとおりである。

施設の名称	東大阪市立産業技術支援センター
所在地	東大阪市高井田中1丁目
敷地面積	4,819 m ²
延床面積	2,893 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 地上3階 搭屋1階、 研究棟3階建、中間試験工場1階建
施設の内容	会議室2、研究室1、インキュベーション5室、開放型研究室、モノづくり試作工房、モノづくり体験教室、常設展示場、企業交流室、喫茶談話室、各種検査・測定・加工室、吊上げクレーン1基、駐車場14台
設立目的	中小製造業等に対する技術支援等により、産業の育成及び振興を図る
設立の経緯等	戦前：商工省管轄（江之子島工芸指導関西支所） 昭和27年3月：国から布施市に移管（布施市立工芸指導所） 昭和39年4月：布施市から大阪府に移管（大阪府立工業奨励館東大阪分館：現大阪府立産業技術総合研究所） 昭和49年9月：現施設竣工 平成9年4月：大阪府から市に移管（東大阪市立産業技術支援センター）
所管部門	経済部モノづくり支援室
指定管理者（非公募）	財団法人東大阪市中小企業振興会
職員配置の状況	指定管理者の職員8名（事務職3名、技術職5名）

【産業技術支援センター 建物全景】



産業技術支援センターが行っている主な事業の概要は次のとおりである。

事業区分	概要	実績等
技術相談・指導	製品開発・研究開発に関する技術相談・指導（無料）	平成 22 年度の技術相談・指導件数：890 件
測定機器等の開放	機械・金属・プラスチックなど、製造中小企業が必要とする各種試験機・加工機器の開放	平成 22 年度利用件数：1,468 件 平成 22 年度利用料金収入：4,525 千円
会議室等の貸室	会議室や試作工房などの貸室	平成 22 年度使用料金収入：529 千円
機器利用技術講習会（自主事業）	センターに設置している各種測定機器や加工機器のうち、特に高度な操作技術を必要とする機器について行う利用技術養成講習会（無料）	平成 22 年度開催回数：10 回（参加者は 16 人）
ものづくり塾（自主事業）	「ものづくり」の原点である鋳造技術について、外部講師による講義、試作工房での鋳造実習及び工場見学（受講料 10 千円）	平成 22 年度開催回数：1 回（講義、実習、工場見学がセットになっており、参加者は 9 人）
ものづくり大学校（自主事業）	「ものづくり」における基盤技術の講義を就業後の時間帯に実施。（4 日間で 8 千円）	それぞれが 4 回シリーズとなっている下記 3 講座（参加者は 3 講座で合計 113 名）。 ・第 1 講座（平成 22 年 9 月）：工業包装の基礎 ・第 2 講座（平成 22 年 11 月）：プ

事業区分	概要	実績等
		ラスチック基礎講座 ・第3講座（平成22年11月～12月）：セラミックス材料の特性とその応用実践

平成22年度における産業技術支援センターの収支計算は次のとおりである。

（金額単位：千円）

	科目	予算	決算	差異
収入の部	指定管理料（東大阪市）	52,545	52,545	0
	電気料金収入	8,000	8,853	853
	自主事業収入			
	モノづくり大学校	700	870	170
	モノづくり塾	10	90	80
	その他の収入	90	0	△90
	小計	61,345	62,358	1,013
支出の部	給料手当	25,996	24,965	△1,031
	福利厚生費	3,967	3,478	△489
	手数料	58	151	93
	旅費交通費	10	11	1
	通信運搬費	750	550	△200
	消耗品費	520	2,238	1,718
	修繕費	1,467	3,863	2,396
	印刷製本費	487	530	43
	光熱水費	14,200	14,518	318
	車両費燃料費	138	22	△116
	賃借料	933	949	16
	保険料	173	234	61
	租税公課	1,267	61	△1,207
	会議費	10	0	△10
	図書新聞購入費	275	234	△41
	委託費（注）	11,094	9,465	△1,629
	小計	61,345	61,268	△77
差引		0	1,090	1,090

（注）委託費の主な内容は、館内外の清掃、警備、電気設備の保守点検などである。

産業技術支援センターに設置されている測定機器等の平成22年度における年間の利用状況は次のとおりである（平成22年度にセンターに設置されている機器は28点である）。

年間利用件数	機器数
0回	2点
1回から12回（概ね1月に1回程度の利用）	6点
13回から60回（概ね1月に5回までの利用）	9点
61回から120回（概ね1月に10回までの利用）	9点
173回	1点
190回	1点
合計	28点

（注）すべての機器の年間利用件数は合計で1,468件のため、1点当たりの月間利用件数は平均で約4.4回となる（1,468回÷28点÷12月=4.36回/月）。

平成22年度における会議室等の稼働状況は次のとおりである。

室名	区分	利用件数	稼働率	稼働率（参考）
第1会議室	午前	10件		
	午後	35件		
	夜間	2件		
	小計	47件	6.4%	概ね25%前後
第2会議室	午前	10件		
	午後	12件		
	夜間	9件		
	小計	31件	4.3%	概ね10%強
研修室	午前	7件		
	午後	10件		
	夜間	12件		
	小計	29件	4.0%	概ね10%強
開放型研究室	午前	14件		
	午後	15件		
	夜間	14件		
	小計	43件	5.9%	概ね5%強
モノづくり試 作工房	午前	8件		
	午後	9件		
	夜間	0件		
	小計	17件	2.3%	概ね10%～25%程度

室名	区分	利用件数	稼働率	稼働率（参考）
附属設備	午前	1件		
	午後	5件		
	夜間	14件		
	小計	20件	2.7%	—
合計	午前	50件		
	午後	86件		
	夜間	51件		
	計	187件	4.3%	—

（注1）稼働率は平成22年度の年間稼働日数243日をもとに算出している。

（注2）「稼働率（参考）」は平成19年度における稼働率であり、「東大阪市中心企業振興対策協議会報告書」の32ページから転記したものである。

（注3）産業技術支援センターでは会議室等の利用単位を午前、午後及び夜間に区分している。平成22年度の稼働率はこれを考慮しているが、「稼働率（参考）」はこれを考慮していない（具体的には、1日のうち午前のみを使用があった場合、平成22年度の計算方法では稼働率33%となるが、「稼働率（参考）」によると稼働率が100%として計算される）。

【モノづくり試作工房】



2. 意見

（1）産業技術支援センターのあり方を見直すべき

市では、中小企業振興に関わる諸問題について調査研究、並びに協議し、もって地域経済の発展に資することを目的として東大阪市中心企業振興対策協議会を設置している。東大阪市中心企業振興対策協議会が平成20年2月に提出した報告書によると、平成24年3月末にわが国初の本格的な高規格集合工場と公的技術支援機関（注：東大阪市産業技術支援センターのこと）との一体施設である「テクノ・コンプレックス高井田（仮称）」を建設する構想が提言されていたものの、具体的な進展はなされていない。

上記報告書によると、「産業技術支援センターは築33年が経過し老朽化が進行するほか、クリエイション・コア東大阪における産学連携が強化される中、研究開発ニーズが相対的に低下しており、持つべき機能も含めて施設の見直しの時期を迎え

ている（同報告書 70 ページ）」とされており、産業技術支援センターの現状及び課題を次のように分析している（その後、ガス管など一部の補修工事が行われている）。

項目	現状・課題
老朽化	<ul style="list-style-type: none"> ・給水管については、一昨年夏、古い水道管の破裂による漏水事故が発生。今後も漏水の可能性は高く、施設の運営に支障をきたす恐れ ・ガス管についても、昭和 49 年に増設したままの状態。大阪ガスから文書で改善要望。国からも平成 15 年 6 月、腐食による爆発・火災事故の発生する危険から経年管の適切な対応（取替）を要請（今年度、ガス管改修工事費 280 万円が認められる） ・雨漏れもここ 4 年間毎年発生。施設の老朽化に伴う補修は、施設用品の修繕も含め毎年 10 件前後対応。今後も施設維持に多大な費用が見込まれる ・電気設備についても老朽化が進行。多くの電気設備が更新時期を経過
技術相談	<ul style="list-style-type: none"> ・保有機器に関する相談が中心であることから、機器利用との一体的な検討が必要 ・規模の小さい企業には、自らの製品・加工の高付加価値化のため、一層利用されるべきであるが少数に留まっている
機器利用	<ul style="list-style-type: none"> ・クリエイション・コア東大阪における研究開発機能が充実される中、使いこなすには、高度あるいは比較的高度な技術を要する評価・分析機器にあたる新規開発のための利用は少ない ・固定客が多くなる傾向が見られ、より規模の小さい企業を中心に新規利用を促進すべき
会議室等利用	<ul style="list-style-type: none"> ・クリエイション・コア東大阪（クリエイターズプラザ）に比べ、団体利用が少ない（社内研修や講習会として利用。機器利用と連動した利用は少ない） ・開放型研究室は、化学系にも対応できるとされているものの、本格的な化学実験に不向き ・最寄駅から徒歩 10 分以上のロケーションの中、駐車場スペースが小さいため、大規模なイベントに向かないこと、交通至便なクリエイション・コア東大阪に貸室ができたことが利用低迷の大き

項目	現状・課題
	な原因 ・会議室等としては縮小し、研修機能の充実にに向けた整備を図るべき ・駐車場スペースの確保が必要
技術支援機能	・クリエイション・コア東大阪にインキュベート機能の充実が図られる中、その役割分担など企業育成室の一定の見直しを図る必要がある ・研究室等について、府立時代からの経緯から引き続き入居するなど、産技センターの機器や指導員では対応できない検査依頼等に一部対応する事例も見られるが、一定関係を整理する必要がある

平成 21 年度から指定管理者に指定された振興会により、測定機器や各種施設などの利用を拡大するための方策が実施されているところではあるが、平成 22 年度における機器の利用状況や施設の稼働状況をみる限り、これらの課題が解消されているとは言い難い状況にある。

大阪府和泉市に設置されている大阪府立産業技術総合研究所に対して当該センターを「技術の地域診療所」と位置づけ、市内中小企業の高付加価値化を支援するという施策の意義を否定するものではない。しかしながら、施設の維持管理のみで毎年約 50,000 千円を投入しており（それ以外にも平成 22 年度には機器購入代金 9,954 千円が発生している）、そう遠くない時期に大規模な改修工事が必要となることが明らかな当該施設について、将来のあり方が具体的に検討されていないことは大きな問題である。

担当課によると、市の中でも特に工場集積が進んでいる高井田地区に技術支援センターが設置されていることに意義があり、建替えをしてでもこれを維持していきたいとのことであった。しかしながら、厳しい財政状況のなか市の単費で建替えを行うのは現実的には不可能であり、国において対応する補助金制度が創設されなければ今のままの状態での将来的な施設存続は望めない。「モノづくりのまち」の象徴として建替えをしたうえで施設の存続を図るのであれば、団体に貸し付けているスペース（本館 2,793 m²のうち 897 m²）や稼働率が低い会議室等を廃止するなどして施設規模を縮小する、市内企業の高付加価値化に直結しうる技術相談や測定機器開放などに特化する、など多角的に施設のあり方を検討する必要がある。

平成 22 年度に実施した耐震診断調査で「耐震性に問題はない」という結果が報告されたものの、そう遠くない時期に施設のあり方を根本的に見直さざるを得ない時期が到来することは明らかである。よって、測定機器の配置を見直すなどの短期

的な利用促進策（現地調査を行った際に、1つの部屋に複数の測定機器が設置されているため、ある機器を使用している間は企業機密保持の観点から同じ部屋にある別の機器の利用が制限されるケースもあるとのことであった）のほか、将来的な施設のあり方についての検討をすみやかに開始するべきである（意見番号37）。

（2）機器利用料金設定根拠を明確化すべき

測定機器等の利用料金は「東大阪市立産業技術支援センター条例施行規則」の別表3（第7条第4項関係）で規定されている。平成22年度における測定機器等の利用料金収入は4,525千円であるが（利用件数1,468件）、個々の機器についてみると1時間当たりの利用料金は100円～3,900円と幅がある。時間当たり単価の上位3件に係る当初購入価額は次のとおりである。

測定機器の当初購入価額

機器名称	料金（1時間当たり）	購入価額	うち、補助金
三次元測定器（モータライズブロープヘッド付）	3,900円	不明	—
創成放電加工機	3,800円	25,400千円	12,700千円
エネルギー分散型X線分析装置	3,800円	25,410千円	12,705千円

これらの機器利用料金は次の計算式によって算出されている。

【計算式】

（購入金額×0.9＋2年目～11年目までのメンテナンス費用の合計）÷利用時間

- ・メンテナンス費用（2年目～6年目）：購入金額×0.9×10%×5年
- ・メンテナンス費用（7年目～11年目）：購入金額×0.9×20%×5年
- ・利用時間＝開館日数×8時間×11年×利用率（15%）

上記計算式は平成9年にセンターを開所したときから見直しが行われておらず、これに従って利用料金を算定し続けている（例えば、購入金額に0.9を乗じているのは減価償却計算における残存価額を考慮したものと思われるが、平成19年度税制改正により現行の法人税法では残存価額は1円とされている）。むろん、高額な機器を自社で購入できない中小企業を支援するための機器開放であるため、投下資本のすべてを回収することは想定されていない。しかしながら、機器の購入に公金を投入する以上、利用料金の設定過程をある程度合理的に説明できるようにしておく必要がある。具体的には、メンテナンス費用の発生状況や利用率の状況などをもとに計算式自体あるいは計算式の構成要素を定期的に見直す必要があると考える（意見番号38）。

【測定機器の一例】



(3) 指定管理に係る管理経費の精算に関する規定を見直すべき

平成22年度の事業に対する管理経費の精算が平成23年6月1日に行われており、同一年度内で精算業務が完了していない（意見番号39）。

東大阪市立産業技術支援センターの管理に関する協定書第14条第1項によると、指定管理者は「事業報告書を提出した日から起算して15日以内」に管理経費の不用額を市に返還することとされている。これを当年度にあてはめると、事業報告書は平成23年5月19日に提出されているため、財団法人東大阪市中心企業振興会としては平成23年6月2日までに精算すればよく、その手続になんら瑕疵はない。しかしながら、同一年度内に管理経費の精算がなされないと、市の一般会計においては概算で支払った管理経費が決算書に反映され、あるべき数値が計上されないこととなる（22年度の精算額は1,090千円）。一般会計で適切な決算数値を計上する観点からすれば、出納閉鎖日である5月31日までに精算を要するように協定書の規定を改めるべきである。

【20】 中小企業情報提供事業（担当：モノづくり支援室）

1. 事業の概要

（金額単位：千円）

事業名	概要	
中小企業情報提供事業	<p>市内中小企業の状況を調査するとともに（中小企業動向調査）、市の施策を各企業に伝達している（企業だよりの発行）。</p> <p>【中小企業動向調査】 四半期ごとに市内企業約 1,500 社に郵送によるアンケート調査として景気動向調査を実施し、調査結果を施策立案の基礎資料とするとともに、中小企業だよりや経済部各課のホームページで公表している。</p> <p>【中小企業だより】 原則毎月 1 回、最新のモノづくり支援施策の情報等を市内企業に提供するために「中小企業だより」を FAX 送信するとともに、技術交流プラザメールで配信する。</p>	
平成 21 年度事業費（決算）	平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（予算）
2,595	2,483	2,836

施策の概要に記載しているとおり、中小企業情報提供事業は主に中小企業動向調査と中小企業だよりの発行で構成されているが、平成 22 年度の執行額 2,483 千円のうち中小企業だよりの発行事務に要した費用は約 1,560 千円であり、ほぼ全額が通信費となっている。中小企業だよりは製造業向けと非製造業向けに区分されており、発行状況は次のとおりである（サンプルを依頼したところ下記日付及び期間の資料が提供されたものであり、監査人が意図的に抽出したものではない）。

中小企業だよりの発行状況（平成 23 年 2 月 23 日付けのもの）

	FAX	メール	計
製造業	3,240 件	828 件	4,068 件
非製造業	8,770 件	144 件	8,914 件
関係団体に送付	70 件	713 件	783 件
合計	12,080 件	1,685 件	13,765 件

平成 23 年 9 月から 11 月までの発行日と紙面枚数

	9/1	9/16	10/5	10/7	10/18	11/2	11/21
製造業	4 頁	3 頁	4 頁	—	2 頁	4 頁	2 頁
非製造業	2 頁	—	—	2 頁	—	3 頁	—

「中小企業だより」の見出し

	発行日	頁数	見出しの項目
製造業	9/1	4	<ul style="list-style-type: none"> ・モノづくり海外見本市等への出展料を補助します ・海外企業との商談・海外展示会出展のノウハウを解説(海外販路開拓セミナー) ・東大阪市技術交流プラザの登録企業情報を英訳いたします。 ・海外への大阪輸出企業製品案内 ・近畿地域の中小企業のための海外展開支援施策ガイド 2011 ・企業グループで取り組む活動を支援します(モノづくり研究活性化事業補助金) ・「東大阪物産展 in 東京」出展者大募集 ・「新製品・新技術大展示会」出展者大募集 ・ビジネスセミナーのご案内①「正しい営業会議」②「魅せるホームページとは」
	9/16	3	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートグリッド実証システムの見学会 参加者募集 ・海外バイヤーとの商談会を開催します。参加者募集 ・「東大阪市製品化補助金」の事業提案募集 ・企業グループで取り組む活動を支援します(モノづくり研究活性化事業補助金) ・大阪府地場産業等総合活性化補助金のご案内～ハイエンドなモノづくりをサポート～
	10/5	4	<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン性・技術力に特徴を有する市内製品の募集(海外へ向け発信します) ・東日本大震災及び円高への対応にかかるセーフティネット保証について ・ビジネスセミナー(3講座)のご案内 ・企業グループで取り組む活動を支援します(モノづくり研究活性化事業補助金) ・首都圏での製品・技術展示会、製品販売会 出展企業募集 ・上海ビジネスミッション 参加企業募集<(財)大阪産業振興機構 主催>
	10/18	2	<ul style="list-style-type: none"> ・企業グループで取り組む活動を支援します(モノづくり研究活性化事業補助金) ・わが社の技術をさらに活かすには? ～技術と特許の合わせ技が事業を伸ばす～ ・オープン交流会 in MOBIO(2011 知財ビジネスマッチングマーケット) ・ビジネスセミナー(2講座)のご案内 ・無償提供いただける機械はございませんか?(遊休機械無償マッチング支援プロジェクト)
	11/2	4	<ul style="list-style-type: none"> ・市内中小企業動向調査報告(平成23年7月～9月期) ・第24回東大阪産業展「テクノメッセ東大阪2011」開催 ・わが社の技術をさらに活かすには? ～技術と特許の合わせ技が事業を伸ばす～ ・オープン交流会 in MOBIO(2011 知財ビジネスマッチングマーケット) ・ビジネスセミナー(6講座)のご案内

	発行日	頁数	見出しの項目
	11/21	2	<ul style="list-style-type: none"> ・東大阪市異業種グループ交流大会開催 主催：東大阪市異業種交流グループ連絡協議会 ・企業グループで取り組む活動を支援します（モノづくり研究活性化事業補助金） ・ビジネスセミナーのご案内
非製造業	9/1	2	<ul style="list-style-type: none"> ・「東大阪物産展 in 東京」出展者大募集 ・東大阪を元気にする お歳暮 ～地産地送運動～ 東大阪観光協会
	10/7	2	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災及び円高への対応にかかるセーフティネット保証について ・めっけもん もうけもん まいど！東大阪 開店2周年記念イベント
	11/2	3	<ul style="list-style-type: none"> ・市内中小企業動向調査報告（平成23年7月～9月期） ・第24回東大阪産業展「テクノメッセ東大阪2011」開催 ・ビジネスセミナー（5講座）のご案内

2. 意見

(1) 非製造業に対する中小企業だよりのあり方を再考するべき

モノづくり企業に対する支援施策を担当しているモノづくり支援室が当該事業を所管している影響もあると思われるが、製造業向けの中小企業だよりと非製造業向けのそれとでは発行回数や掲載されている情報量に格段の差がある。非製造業向けの中小企業だよりについてみると、実質的には毎月1～2個の施策情報を提供しているにすぎない（9月1日分：「東大阪物産展 in 東京」出展者募集、10月7日分：東日本大震災及び円高への対応にかかるセーフティネット保証について、11月2日分：第24回東大阪産業展「テクノメッセ東大阪2011」開催、ビジネスセミナー（5講座）のご案内）。この程度の情報を提供するために毎月約8,000件も非製造業者に対してFAX送信をすることが必要かはなはだ疑問である。中小企業動向調査結果を伝達するために四半期ごとの発行にするなど、非製造業向けの中小企業だよりのあり方について再考するべきであると考える（意見番号40）。

(2) 中小企業支援施策に関する情報提供のあり方を不断に見直すべき

平成23年2月23日発行分についてみると、FAX通信12,080件、メール1,685件の計13,765件の中小企業だよりが発行されている。確かに、FAXは直接手にとって見るためある意味において情報伝達手段として有用である面も否定できない。しかしながら、携帯電話がこれだけ普及している今日においては、市の中小企業支援施策に関する情報を携帯メールで提供すること等も検討する価値があるのではないかと思われる。

いずれにしても、中小企業が必要とする情報をより確実にかつ、経済的に届けるにはどのような手段がよいかについて、その効果を検証しながら不断に見直しを行うことが必要であると考える（意見番号41）。

(参考) 平成 23 年 9 月 1 日発行の非製造業向け中小企業だより (1 ページ目)

vol.101 東大阪市
中小企業だより  <発行> 平成23年9月1日
東大阪市経済部モノづくり支援室
TEL: 06-4309-3177

check 「東大阪物産展 in 東京」出展者大募集

Check!

モノづくりのまち・東大阪が誇る最終製品を首都圏で売り込む販売会への出展企業を募集します。

■応募締切 平成23年10月14日(金)

■会期 平成24年2月10日(金)・11日(土)・12日(日)

■会場 アキバスクエア 東京都千代田区外神田4-14-1 JR秋葉原駅電気街口より徒歩2分

■募集小間数 50小間(先着順) ■出展料 1小間 35,000円(税込)

■出展者条件 東大阪市内で最終完成品を販売している製造業者・商業者

【申込・問い合わせ先】

東大阪市経済部モノづくり支援室 TEL: 06-4309-3177

東大阪商工会議所 TEL: 06-6722-1151

check 東大阪を元気にする お歳暮 ～地産地送運動～ 東大阪観光協会

日本全国の地方自治体では地域の観光資源に磨きをかけ、様々な工夫を凝らし市外、県外から多くのお客様を呼び込む努力を続けています。

東大阪には「全国高校ラグビー大会」、「司馬遼太郎記念館」、「生駒山」など様々な観光資源があり、多くの方が来られます。最大の観光資源は世界的にも有名な中小企業の集積地「モノづくりのまち」です。しかしながら長引く不況と産業構造の変化でまちは元気を失っています。

そこで、東大阪観光協会では、東大阪を観光で元気にするプロジェクト「東大阪・地産地送」運動に取り組んでいます。約50万人の市民と2万以上の事業所が、東大阪の商品を他の地域に送り届けることで、東大阪の魅力の発信と経済の活性化を目指しています。ご家庭、会社で日頃お世話になっている方に送っていただける「お中元」「お歳暮」に東大阪の商品を選んでみてはいかがでしょうか。

東大阪観光協会では多くの市内企業のご協力を得て、この度「東大阪/地産地送カタログ」を作成します。東大阪で育まれた商品には東大阪で育まれた素敵な物語があります。商品を手にとっていただいた方に東大阪のファンになっていただき、再び東大阪産の商品を購入していただけることに繋がれば、東大阪の観光についてはまちの活性化に大きな成果をもたらします。東大阪を元気にする「地産地送」運動に深いご理解とご協力をお願いいたします。

◆お歳暮ギフト展示・早期受注会 10月29日(土)～10月30日(日)

場所: 街の駅 クレアホール・ふせ

◆お歳暮ギフトコーナー開設 10月31日(月)～11月30日(水)

場所: 東大阪物産観光まちづくりセンター めっけもん もうけもん まいど! 東大阪

※ お歳暮ギフト参加企業も募集中

参加企業向け説明会 9月7日(水) 14時00分・15時30分(いずれかにも出席して下さい)

場所: 東大阪市民会館5F会議室 事前に電話又はFAXで要予約

【問い合わせ先】 東大阪物産観光まちづくりセンター (東大阪観光協会)

〒579-8011 東大阪市東石切町2-3-33

TEL: 072-981-0111 FAX: 072-940-6679

中小企業だよりのお返信をストップする方又はメール配信への切り替えを希望される方は、

下記項目を記載の上、FAXで送信ください。

モノづくり支援室宛 (FAX 06-4309-3846) <中小企業だよりの配信不要通知> 非製造業用

貴社名	FAX 番号
メールアドレス (メール配信への切替を希望の方のみ)	



労政ニュース

編集・発行 東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪市役所 総務部 労働雇用政策室
TEL 06-4309-3178 FAX 06-4309-3846

会社・お店の
＜福利厚生＞は
『ゆとりと共済』に
ゆとりと共済事務局
TEL 06-6721-6000

『優良社会貢献事業所表彰』と『優良永年勤続従業員表彰』のお知らせ

～ご推薦ください！あなたの“会社やお店” “優良従業員”～

◎優良社会貢献事業所表彰

◆推薦費用は無料です◆

市では、労働者にやさしく、社会貢献度の高い他の模範となる独自の制度や職場環境を有している事業所を表彰いたします。

- 表彰の対象：市内の農林漁家に属する個人経営および公務に属する事業所を除くすべての事業所。
 - 表彰の分野及び資格(要約) 下記要件を満たした事業所で、他の模範となる独自の制度や職場環境を有する事業所
 - ・優良障害者雇用事業所：障害者が就業しやすい環境で、法定雇用率1.8%を超えて雇用している事業所
 - ・優良母子家庭の母雇用事業所：母子家庭の母等の雇用、就業等に理解、職場環境が良好などの事業所
 - ・優良非正規職員正職化事業所：非正規職員として雇用後正規職員にした正職化率が10%以上の事業所
 - ・優良中途採用事業所：新規学卒者以外を積極的に採用し、中途採用率が10%以上の事業所
 - ・優良子育て支援事業所：法定基準以上の育児休業・子の看護休暇等の制度規定、実用している事業所
- ※資格要件については、下記ホームページにて要領をご参照下さい。

◎優良永年勤続従業員表彰

市では、下記要件を満たした従業員の方を対象に「優良永年勤続従業員表彰」を実施いたしますので、貴事業所の優良従業員をご推薦ください。

- ▲ 表彰の対象：市内の農林漁家に属する個人経営および公務に属する事業所を除くすべての事業所に勤務する従業員。
- ▲ 表彰の資格：市内の同一事業所に引き続き10年以上勤務する従業員(週所定労働時間20時間以上)で、勤務成績が優秀で他の模範となる方。 ※勤務年数等基準日は平成24年1月1日現在
- ▲ 表彰の対象除外
 - (1) 過去に同種の表彰を受けたことのある方。
 - (2) 法人以外の事業所における1親等以内の家族従業員。

▲ 推薦者の定数

1人～49人の事業所	50人～199人の事業所	200人以上の事業所
4人以内	6人以内	8人以内

<共通事項>

- ◆ 推薦方法：所定の推薦調書に必要事項を記入のうえ、事業主が郵送またはご持参ください。
※推薦調書・要綱は、労働雇用政策室、勤労市民センター、東大阪商工会議所にあります。
また、下記アドレス：労働雇用政策室ホームページからもダウンロードしていただけます。↓

<http://www.city.higashiosaka.osaka.jp/080/060060/index2.html>

- ◆ 推薦の締切：平成23年9月30日(金曜)
- ◆ 表彰式：平成24年2月中旬(予定) ◆会場：クリエイション・コア東大阪 南館3階(予定)
- ★【問合せ・推薦調書郵送先】 〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号
東大阪市経済部労働雇用政策室 TEL06-4309-3178 Fax06-4309-3846

【21】 中小企業融資事業（担当：経済総務課）

1. 事業の概要

（金額単位：千円）

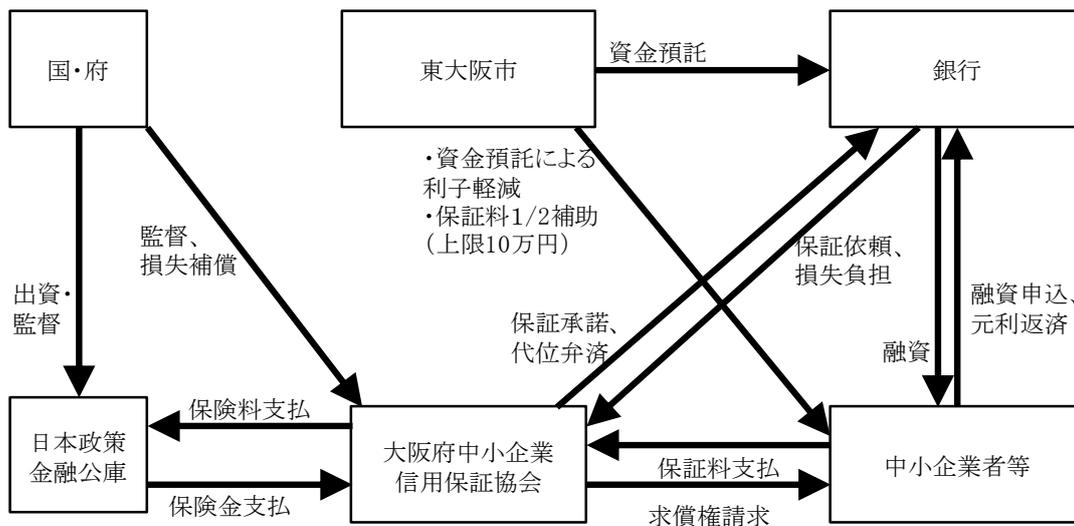
事業名	概要	
中小企業融資事業	市内中小企業者が事業資金として必要な資金融資を円滑に実施することで、企業経営の安定化、活性化を図り、市内経済の発展に寄与する。	
平成 21 年度事業費(決算)	平成 22 年度事業費(決算)	平成 23 年度事業費(予算)
487,039	461,138	471,128

当事業は大阪府で実施している融資制度を市でアレンジして作った制度であり、金融機関から中小企業が融資を受ける際に利用しやすいように便宜を図ることを目的としている。中小企業に対する融資制度若しくは斡旋制度は各自治体で見られるが、市の制度の特色としては、まず「当制度の貸付利率が 1.1%と低く抑えられていること」を挙げることができる。これは、信用保証料の預託金 4.2 億円を市が負担し、金融機関に預け入れており、預託分の運用利息を市が受け取らない分、利率を低く抑えているためである。金融機関は預託金額の 3.2 倍まで、小規模企業に融資を行うことができる。

さらに、市で行う信用保証料の補助も特色の一つとして挙げることができる。当該制度を利用して融資を受ける中小企業者は大阪府中小企業信用保証協会の保証を付けることが求められるが、当該保証料の 2 分の 1、かつ上限 100 千円を市は中小企業者に補助している。

スキーム図を示すと次頁のとおりである。金融機関における元本貸倒リスクは大阪府信用保証協会が 100%（一部はさらに日本政策金融公庫による保険金補填）担うこととなっており、金融機関及び市は担わない。

当制度による金融機関から中小企業に対する融資残高は、平成 21 年度末で 408,595 千円、平成 22 年度末で 535,175 千円である。対して市は平成 22 年度において 419,910 千円を金融機関に預託している。



(注) 上図に記載はないが、市の中小企業融資事業に関連し、別途大阪府から銀行へ資金預託している。

中小企業に対する融資制度の概要と他の自治体を実施する類似制度を比較表で示すと次のとおりである（平成23年12月時点）。

	東大阪市	参考				
		東大阪商工会議所	大阪府	大阪市	川口市	大田区
制度名	「東大阪市小規模企業融資制度」	「小規模事業者経営改善資金融資制度（マルケイ融資）」	「小規模企業サポート資金」	「小規模事業資金融資」	「小規模事業者資金融資」	「一般運転資金（小口資金）」
目的	小規模企業者の成長を支援			一般的な事業資金の融資	市内小規模事業者の経営の安定、発展	区内中小企業者の経営改善や設備の向上等
融資対象概要	①東大阪市内において原則として同一場所で6ヵ月以上引き続き同一事業を営んでおり、確定申告・決算に伴う納税状況を証することができる方 ②具体的な事業計画を有しており、金融機関等による	①東大阪市内で1年以上継続して事業を行っている方で、製造業等なら従業員20人以下、卸売業、小売業、サービス業なら従業員5人以下。 ②税金納期期日が到来しているものは完納している。	①府内において原則として同一場所で6ヵ月以上引き続き同一事業を営んでおり、確定申告・決算に伴う納税状況を証することができる方 ②具体的な事業計画を有しており、金融機関等による	中小企業者	市内で事業に必要な許認可等を受けて事業を営んでいる方のうち小規模事業者であって一定の要件を満たす方。	中小企業者、東京信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること等

	東大阪市	参考				
		東大阪商工会議所	大阪府	大阪市	川口市	大田区
	融資後のサポートを受けることが可能な方		融資後のサポートを受けることが可能な方			
融資限度額	1,250万円	1,000万円	1,250万円			1,250万円 (小口資金)
利率	年1.1%	年1.85%	年1.6%	年1.8%	年1.0%	年2.0%以下 (うち1.5%を区が負担)
融資期間	7年以内	運転資金7年以内、設備資金10年以内	7年以内		運転資金10年以内、設備資金12年以内	7年以内
担保	原則不要					取引金融機関との協議による
信用保証料率	信用保証協会が定める利率(ただし、保証料の2分の1、かつ上限10万円を市が補助)	無保証	信用保証協会が定める利率	年0.45% ～1.9%	年0.5%～ 1.76%	

2. 意見

(1) 預託に対する説明責任の遂行

預託金は、年初及び年度中に預託され、年度末にその全額が返済される。また、預託金は決済性預金に預け入れられるため、金融機関が破綻したとしてもその全額が保全される。一般会計の決算書において、預託金の収入と支出が記録はされるものの差額ゼロであり、市にまったく負担が生じないように見えるが、実際には資金を預託することにより別の用途で使用できるはずの機会を損ねていることになり、市に負担が生じている。

例えば、当該資金につき、国債として運用した場合541千円の利息収入の機会を失っている、と試算できる。

(注) 平成22年4月1日時点1年もの国債利率0.129%であることから(財務省ホームページより)、 $419,910 \text{千円} \times 0.129\% = 541 \text{千円}$

確かに、市が中小企業者に直接融資を行うことにより生じるリスクや、利息の引き下げ分(0.5%/年)を直接負担することに比べると、利息収入の機会費用541千円は少額であるといえる。しかし、一定の負担は小規模企業融資制度の目的達成のために必要であるものの、市が4億円以上もの預託金を負担していることにつき、十分に市民に対して説明がなされていないと考える(意見番号42)。

(2) 金融機関が実施する事後調査（フォローアップ）の捕捉について

平成 23 年度以降、当制度の要綱の改訂により、金融機関による融資先に対する事後フォローアップ（事後訪問）の実施が求められている。しかし、当該フォローアップの状況につき市への報告義務が求められていないこともあり、市では報告を受けていない。市において小規模企業支援のための施策の一環として当制度が有効であるかどうか、利用者（小規模企業）の声を集約し、制度のさらなる見直し等に生かすべきである（意見番号 43）。

(3) 政策実績年間報告書における評価指標の見直し

小規模企業に対する金融支援事業についても政策実績年間報告書（報告書第 5【4】参照）を作成しているが、その評価指標は「融資実行件数（件）」及び「信用保証料補助件数（件）」となっており、増加することがよいとされる指標となっている。景気の下降時においてはセーフティネットとしての小規模企業金融支援事業の需要が高まり、実績値が目標値を上回る傾向にあり、景気の上昇局面では、逆に実績値が目標値を下回る傾向にある。また、必ずしも融資実行が多ければよいわけではなく、必要以上に融資を行えば、市場から退出すべき競争力のない企業を延命させ、必要以上に市が負担することになる。

このように、経済情勢等を前提として判断を要する事業に対して、実情にそぐわない画一的な指標を用いたモニタリングは実効性に乏しい。例えば、融資額の回収率や、上記（2）の融資効果の把握状況等、相反する複数の指標をもとに事業のバランスを図ることも考えられる（意見番号 44）。

【22】 緊急融資等テレフォン相談事業（担当：経済総務課）

1. 事業の概要

（金額単位：千円）

事業名	概要	
緊急融資等テレフォン相談事業	緊急保証制度に伴う特定中小企業の認定業務や小規模企業融資制度等の公的融資制度の相談業務及び金融経営相談等を担う金融専門嘱託員を配置し、緊急経営金融等の電話相談を実施することで、市内事業者の利便性を図り、市民サービスに努めている。	
平成 21 年度事業費（決算）	平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（予算）
（注）－	（注）－	（注）－

（注）事業費について、別途人件費を「緊急雇用創出事業費」（労働雇用政策室担当）で集計している。

経済部及び関連団体において中小企業に対する相談窓口としては、次のとおり設けられている。「経済総務課」の緊急融資等テレフォン相談窓口は融資に関する相談受付、財団法人東大阪市中企業振興会の相談業務は、販路拡大を中心とした相談受付、東大阪商工会議所の相談業務は、会員向けの全般にわたる相談受付、東大阪立産業技術センターの相談業務は技術開発に関する相談受付、とそれぞれの内容・求められる役割が相違している。

担当課・担当団体	内容
経済総務課	緊急融資等テレフォン相談窓口を設け、小規模企業融資制度等の公的融資制度の相談を電話で受け付けている。
財団法人東大阪市中企業振興会	国内外への販路開拓に係る相談業務。関係機関と連携し、国内外企業との販路拡大のためのマッチング、実務、技術面などで総合的にサポート。
東大阪商工会議所	相談員を配置し、市内小規模企業の金融・取引・税務などの経営相談に応じ、小規模零細企業の経営改善を行うことで、地域経済の活性化を図る。
東大阪立産業技術センター	日常の生産活動での課題や研究開発などについて、専門分野や担当機器にかかわらずその周辺の技術も含めて広くご相談に応じる。

（注）上記のほか近隣には大阪府中小企業信用保証協会による相談受付などがある。

2. 意見

（1）金融相談窓口設置の効果把握について

確かに、当事業は市民からの相談に答えているが、利用者からアンケートは徴収しておらず、制度改訂へ向けた取組みを行っていない。アンケートの徴収等により

窓口設置の効果を把握すべきである。

さらに、ユーザーニーズに対応した相談窓口へ案内できる仕組み作りも同時に求められる（意見番号 45）。

【23】 空き店舗活用促進事業（担当：商業課）

1. 事業の概要

（金額単位：千円）

事業名	概要	
空き店舗活用促進事業	市内の商業団体がその活性化のために空き店舗を活用し、一般公衆の利便に寄与することを目的として、子育て支援施設の開設や商店街における不足業種の呼び込み等を行う事業に対して支援を行うものである。	
平成 21 年度事業費（決算）	平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（予算）
11,701	8,165	11,790

2. 意見

(1) 空き店舗活用促進事業補助金の有効活用と商業集積地魅力アップ事業補助金との連携

市において、空き店舗活用促進事業補助金を交付しているが、空き店舗を活用した新規創業が店舗の賃料設定が高いなどの理由により、有効に活用されず、平成 22 年度において 5,134 千円の不用額（執行率 61.4%）が発生している。

空き店舗活用促進事業補助金の執行状況

（単位：千円）

年度	当初予算額	執行額	不用額	執行率
平成 19 年度	9,800	2,047	7,753	20.9%
平成 20 年度	9,800	9,117	683	93.0%
平成 21 年度	12,585	11,701	884	93.0%
平成 22 年度	13,299	8,165	5,134	61.4%

① 空き店舗率の高い集積地へのより一層の普及・啓発

下記表は市内商業集積地域別の空き店舗状況と空き店舗活用促進事業補助金の活用件数を対比したものであるが、空き店舗率の高い「若江岩田」「花園」「大蓮」「徳庵・稲田」の 4 集積地のうち、花園については 3 件の補助金活用が見られるものの、「若江岩田」「大蓮」「徳庵・稲田」については活用がなされていない状況である。その主たる理由としては補助金制度の周知が不足していること、空き店舗率が高い商店街で開業を希望するニーズ自体が乏しいこと、仕舞屋（廃業後の店舗を住宅としてそのまま使用）が多いこと、などであった。

空き店舗の解消という補助金の目的からも、次の②に記載したとおり、特に空き店舗率の高い上記 3 集積地への空き店舗活用促進事業補助金の普及・啓発が望まれる（意見番号 46）。

市内商業集積地域別の空き店舗状況と空き店舗活用促進事業補助金活用件数

集積地名	商店数	うち空き店舗数	空き店舗率	活用件数
布施	1,003	132	13.2%	1
永和	122	19	15.6%	0
小阪	333	43	12.9%	1
八戸ノ里	155	21	13.5%	0
若江岩田	250	91	36.4%	0
花園	210	72	34.3%	3
瓢箪山	402	59	14.7%	4
石切	177	23	13.0%	0
長瀬	288	73	25.3%	2
弥刀	185	46	24.9%	0
大蓮	237	67	28.3%	0
徳庵・稲田	305	87	28.5%	0
鴻池	263	35	13.3%	0
計	3,930	768	19.5%	11

(出所)「東大阪市の小売商業の現状と主要商店街の規模構造」及び市提示資料をもとに作成

(注) 商店数には小売業以外の飲食業やサービス業等も含む

② 商業集積地魅力アップ事業補助金との連携強化

空き店舗率の高い、①で述べた「若江岩田」「大蓮」「徳庵・稲田」の3集積地への普及・啓発の手段として、例えば、複数の空き店舗を、商店街が志向するコンセプトや顧客のターゲット層に沿った集客拠点施設として整備するインパクト性の高い事業への支援等、地域密着型支援事業における商業集積地魅力アップ事業補助金との連携が期待される（意見番号47）。

商業集積地魅力アップ事業補助金とは、平成22年度に、「中小企業振興補助金(地域商業活性化)」「中小企業振興補助金(魅力アピール)」「小売商業活性化先進モデル事業補助金」の3補助金を統合したものであり、平成22年度の実施内容は次の表のとおりである。

それぞれの取組みとして、商業集積地としての魅力アップに貢献するものと考えられるが、直接、空き店舗の解消を図ろうとする事業はなく、空き店舗活用促進事業補助金との連携の観点から、目的の1つとして挙げられている、複数の空き店舗を集客拠点施設として活用していく取組みが期待されるところである。

商業集積地魅力アップ事業補助金の実施内容

団体名	事業内容
スマイル瓢箪山	オリジナル CD 制作・キャラクター（ゆるキャラ着ぐるみ）については開発
岩田本通り商店街（振）	情報マップの製作とイルミネーション事業
岩田北本通り商店会	ペナントの作成・フラワーボックスの設置
イナリ前商店街（振）	調査研究事業（商店街魅力アップ計画づくり）
東大阪稲田商店街（振）	商店街情報発信事業（稲田情報チラシ）
石切参道商店街（振）	石切参道商店街来街者調査事業

なお、複数の空き店舗を集客拠点施設として活用している一例としては次のようなものがある。

商店街における集客イベントの開催場所としての活用や、チャレンジショップ等、新規創業者向けの店舗として活用していくことが期待される場所である。

(A) 静岡県賀茂郡松崎町（ときわ大橋通り会）

【西伊豆コースタルカヤックス】

平成 11 年度に市の商店街等活性化先進事業を活用し、商店街のほぼ中央にある空き店舗を改装し、インキュベーターショップとして、シーカヤックのスクーリング、ツーリングガイド、関連商品販売等を行う「西伊豆コースタルカヤックス」をオープンしている。



また、集客イベント事業や PR パンフレットの作成活用、インターネット等を通じた情報発信を行う拠点施設としており、商店街に新たな刺激をもたらしている。

なお、事業実施にあたっては、空き店舗対策事業実施委員会を組織し、確たるコンセプトを持って業種選定等を行ったことが、よい結果に繋がっている。

本事業を行うことにより、今まで少なかった若者等が増えるなど、商店街に賑わいをもたらしている点が大きな成果となっている。

(B) 北海道滝川市（滝川市商店街振興組合連合会）

北海道滝川市においては、空き店舗化が進む商店街において、空き店舗を活用した商店街集客拠点「高齢者向け地産地消レストラン：た・べる」「若者向けコミュニティカフェ：need it」を整備し、多様な世代のコミュニティ形成を図りつつ、商店街への集客と回遊性向上を目指している。

具体的には、各拠点においてイベント等を行い商店街への集客を図り、さらに他のコミュニティ施設等とも連携することで回遊性向上を目指すとともに、商業者が積極的に活用することで、消費者等市民とのコミュニティ形成・商業活性化を図っている。

【レストラン：た・べる】



【カフェ：need it】



(2) 空き店舗情報ネットのより一層の PR による有効活用と空き店舗活用促進事業補助金制度との連携

空き店舗活用促進事業の一部を構成する事業として、「空き店舗情報収集発信事業がある（平成 22 年度事業費は 1,000 千円）。当事業は市内の商店街・市場の空き店舗情報を集約し、インターネットを活用した情報発信システム（東大阪商店街空き店舗情報ネット）を構築し、空き店舗の新規出店・消費者にとって買物しやすいまちづくりの促進・商店街等の空き店舗問題の解消と活性化を図ることを目的とした事業である。

空き店舗情報収集発信事業は、平成 22 年から運用を行っているが、平成 23 年 10 月 19 日現在の空き店舗登録数は 6 件で、うち店舗は 2 件のみであり（その他は市場のテナント）、登録数が非常に少ない状況にある。なお、2 月 4 日以降、8 カ月もの間登録情報の更新がない状況であり、今後より一層の周知が求められるところである（意見番号 48）。

また、登録更新が進まないその他の要因として、権利関係など商店街個々の問題もあるものの、空き店舗を利用した開業を支援する、市の空き店舗活用促進事業補助金制度との連携が十分に行われていない点が考えられる。東大阪商店街空き店舗情報ネットのウェブページで当該制度の紹介を行うことで、空き店舗の利用促進が図られるものと考えられる。

なお、空き店舗登録数については平成24年1月25日現在、29件になっている。また、「空き店舗活用促進事業補助金制度」というボタンが設置され、市商業課のウェブページにリンクされるようになっており、改善の方向に進みつつある。

北海道滝川市（滝川市商店街振興組合連合会）においては、空き店舗を活用した拠点整備とチャレンジショップ等の空き店舗対策事業をパッケージで実施し、商店街の集客力向上と魅力アップにつながる事業を拠点で展開することにより商店街の賑わい創出を図っていかうとする取組みを行っている。

具体的には、滝川市商店街振興組合連合会が中心となり、各商店街において家主と連携して空き店舗情報発信事業のデータ収集を行い、ホームページにおいてPRを図っており、空き店舗の問い合わせや中心市街地活性化協議会の空き店舗補助事業（チャレンジャー育成基金）との連携を図っており、一体的な取組みが行われている。

市においても本ケースにみられるような一体的な取組みが期待されるところである。

【24】 商店街・小売市場人材育成事業（東大阪あきんど塾）（担当：商業課（モノづくり支援室））

1. 事業の概要

（金額単位：千円）

事業名	概要	
商店街・小売市場人材育成事業	今後の地域密着型商店街や小売市場づくりに必要不可欠な人材（人財）の育成を目的として、東大阪あきんど塾が行う研修事業等に補助金を交付する事業である。	
平成 21 年度事業費（決算）	平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（予算）
707	271	310

市では今後の地域密着型商店街や小売市場づくりに必要不可欠な人材（人財）の育成を目的として、「東大阪あきんど塾」を設けている。平成 22 年度における「商店街・小売市場人材育成事業」では、「東大阪あきんど塾」の教材費、報告書作成費等部分を、「商業振興コーディネート事業」では企画・運営部分を担っている（平成 21 年度まではこれらが商店街・小売市場人材育成事業として一体となっていた）。

「商業振興コーディネート事業」における東大阪あきんど塾関連の事業費は次のとおりである。

平成 21 年度事業費（決算）	平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（予算）
—	2,997 千円のうち、604 千円	3,000 千円のうち、900 千円

2. 意見

(1) 類似した研修事業の統廃合による効率的・効果的な研修の実施

経済部関連の経営に係る研修事業としては、商業課が実施している「東大阪あきんど塾」、振興会が実施している「ビジネスセミナー」、商工会議所が実施している「研修事業」がある。

これら 3 つの研修事業は次に述べるとおり、類似・共通している部分があり、また、個々の事業において改善すべき点があると考えられる。

商業課、振興会、商工会議所のそれぞれの主体が単独で研修内容の検討を行うのではなく、互いに連携し、それぞれの役割分担に応じた研修を実施していくことが望まれる（意見番号 49）。

具体的には次のとおりである。

① 東大阪あきんど塾について

東大阪あきんど塾とは、「元気個店の発掘」「意欲的な商業者グループづくりの支援」といった東大阪市商業振興ビジョンの提言に沿い、セミナー等の研修事業、商店経営等に係る課題解決のためのアドバイザー派遣を実施することで、「個店の魅力向上」「商

業者間のネットワーク・情報共有の強化」の一助となすとともに、ひいては市内商店街・小売商業全体の振興や活性化を図ることを目的とした事業である。

このような目的のもと、平成 22 年度における実施内容としては、次のとおりである。

平成 22 年度東大阪あきんど塾実施内容と出席者数

実施回	実施内容	出席者数（人）
第 1 回	商店経営の戦略	6
第 2 回	マーケティング戦略 ー環境把握と分析ー	8
第 3 回	マーケティング戦略 ー方向性の確立ー	6
第 4 回	戦略策定事例 ー戦略的マーケティングの具体的な進め方ー	5
第 5 回	マーチャンダイジング ー商品計画と仕入ー	7
第 6 回	マーチャンダイジング ー価格・在庫管理ー	8
第 7 回	販売促進 ー顧客維持、POPー	3
第 8 回	販売促進 ーチラシー	4
第 9 回	決算書とその見方	6
第 10 回	財務分析の基本	5
	平均	5.8

出席者数を見てみると、3 人のみの参加の回もあり、出席者数平均が 5.8 人であることも考え合わせると、有効性の観点から本事業の実施妥当性は乏しいと言わざるを得ない（出席者数平均：平成 20 年度 6.3 人、平成 21 年度 4.8 人）。

有効性の観点から、講座内容の見直しが期待される場所であるが、類似した事業と考えられる、振興会におけるビジネスセミナーや商工会議所における研修事業との統廃合も視野に入れ、効率的・効果的、かつ、魅力的な研修運営が必要であると考えられる（担当の商業課は中小企業振興会等で行われている実施内容の把握は行っていないとのことであった）。

② ビジネスセミナーについて

ビジネスセミナーとは、急激な変化を続ける経済環境のもと、市内中小企業の新分野進出や創造的的事业展開を支援するため、営業力強化・IT 対策・法務・資金調達等に関する講習である。コミュニケーションの向上や SEO（Search Engine Optimization（サーチエンジン最適化））対策、営業マン育成、ツイッター作成など、トピックス的で旬な内容を実施しており、平均出席者数が 25.2 人と、東大阪あきんど塾と比べると出席者数は多く、よりニーズにかなったものであるとは言える。

しかし、ビジネスセミナー開催にあたり、講師派遣業者各社（平成 23 年度現在

6社)から提案を受け、それを継ぎ接ぎした構成である。下記表に見られるように、例えば、本来、Webによる集客を図る場合、第17～19回のHP作成があった上で、更に集客アップを図るため、第7～8回のSEO対策を行うこととなる。しかし、開催順序としてはこれが逆になっているなど、各回に何らの繋がり(計画性並びにこの研修全体での達成目標)を感じないものとなっている。この点、東大阪あきんど塾は10回で完結することを念頭に内容を設定しており、講座各回の繋がりが感じられる。

計画的な研修実施が望まれるところであり、振興会で利用者のニーズを踏まえた全体ストーリー(全体構想)としての仕様書等を提示し、その構想に基づく研修テーマを講師派遣業者に提案してもらうべきと考えられる。

平成22年度ビジネスセミナー実施内容と出席者数

実施回	実施内容	出席者数(人)
第1回	近畿大学連携セミナー 世界金融危機は終わったのか?	20
第2回	「儲かっている企業」になるための企業ブランディング	9
第3回	オドロキの成長企業に学ぶ経営	15
第4回	「営業マン」の育て方	18
第5回	正しい提案書の作り方・伝え方	29
第6回	デジタルものづくりセミナー 2010 in 東大阪	64
第7回	SEO対策①	20
第8回	SEO対策②	17
第9回	部下を動かすリーダーのコミュニケーション術	44
第10回	問題解決力のレベルアップセミナー	31
第11回	ファジィ学会連携 「ファジィ技術で競争力アップ」	10
第12回	製造業のためのリレーションシップマーケティング	4
第13回	若手社員のやる気を引き出すセミナー	25
第14回	営業力強化セミナー	48
第15回	ツイッターで企業のWEB戦略はこう変わる!	81
第16回	顧客に喜ばれる営業マン	17
第17回	HP作成①魅せるHPとは?	18
第18回	HP作成②魅せるHPとは?	13
第19回	HP作成③魅せるHPとは?	12
第20回	従業員のやる気を引き出し、「やり抜く力を鍛える」セミナー	26
第21回	決算対策+簡単にわかる決算書	29
第22回	営業戦略の作り方	28
第23回	組織が元気になるヒント	17
第24回	パワーポイントデザインテクニック①	12

実施回	実施内容	出席者数（人）
第 25 回	パワーポイントデザインテクニック②	12
第 26 回	実践！与信管理と債権回収	27
第 27 回	ローコストで創業！	13
第 28 回	不況に負けない ビジネス戦略セミナー	63
第 29 回	自分で考え動ける営業マンをつくるコツ	33
第 30 回	近畿大学経済学部連携セミナー PFI は大きな ビジネスチャンス！？	1
	平均	25.2

③ 商工会議所の研修事業について

商工会議所においては、創業希望者を対象に、事業を開始するための心構え、ビジネスプラン（事業計画）作成研修、融資制度や創業事例の紹介など、実際の創業に役立つ講座として「創業塾」を開催している。また、新事業展開等を目指す経営者や若手後継者などを対象に、経営戦略、組織マネジメント等の知識・ノウハウを体得し、実現可能な経営革新・第二創業アクションプランを完成させるための講座として「経営革新塾」を開催している。

その他、トピックス的なテーマとして次のような研修事業を実施しており、平均出席者数 42.6 人と良好である。

しかし、職種ごとの講習という側面もあり、振興会のビジネスセミナー程ではないとしても、講座間のストーリー性（計画性）が感じられにくく、より一層の計画的な運営が求められるところである。

また、東大阪あきんど塾が小売業、飲食業、サービス業を営んでいる経営者を主たる対象としているのに対し、創業塾は創業予定者全体を対象としており、対象に専門性はあるものの、比較的類似した講座目的となっている。

その他、ホームページ活用に関するものや営業マンの育成など、振興会のビジネスセミナーと類似したテーマも見受けられる。

平成 22 年度研修事業の実施内容と出席者数

実施内容	出席者数（人）
新入社員実務研修	63
新入（若手）社員フォローアップセミナー	23
販売力強化のロジカルシンキング	25
機械図面の読み方・描き方 ～基礎コース～	74
従業員のやる気を起こさせる環境作りと役割を明確にした 人事制度の構築セミナー	22
～受け身から攻めへと転身～ 製造と営業を兼任している 社員の営業セミナー	16
業務改革・改善セミナー ～不景気の今だから、社内の業務 改革で利益を生み出す手法～	12

ホームページを活用し売上アップを図ろうセミナー	42
営業社員スキルアップセミナー	21
経理実務入門講座	98
中小企業会計啓発普及セミナー	16
プレスリリース作成セミナー	39
機械図面の読み方・描き方 ～中級編～	60
機械 CAD システム入門 ～投影図作成～	70
管理職養成講座 ～優秀な上司になる為のスキルアップセミナー～	58
平均	42.6

④ 研修事業の統廃合のあり方

東大阪あきんど塾、振興会のビジネスセミナー、商工会議所の研修事業のそれぞれにおいて特徴を持った取組みが行われているものの、一部において類似した講座が運営されているのも事実である。

そこで、次のような考え方のもと、統廃合できるものについては積極的に検討していくことが期待される。

<ul style="list-style-type: none"> ◆戦略やマーケティング、ビジネスプラン、財務に関する講座 ⇒統合していずれかの主体で実施。商工会議所で実施する場合、当該追加部分の考慮。 ◆マーチャндаイジングなど、商業個別の論点に関する講座 ⇒商業課の所管講座として実施。 ◆コミュニケーション、ツイッターなどトピックス的なテーマに関する講座 ⇒中小企業振興会のビジネスセミナーでの実施が望ましいと考えるが、商工会議所での実施も視野に入れ検討。

以上のように、類似する講座・テーマを集約していくことが望まれるところであるが、まずは、モノづくり支援室と商業課、中小企業振興会、商工会議所の4者が連携し、市における企業に対する研修計画を作成し、共有していくことが期待される。

【25】小売商業団体連合会補助金・委託料（担当：商業課）

1. 事業の概要

（金額単位：千円）

事業名	概要		
小売商業団体連合会補助金・委託料	東大阪市小売商業団体連合会に対し、「商店街環境整備維持管理事業補助金」「商業振興補助金」の2つの補助を実施しているものである。		
平成 21 年度事業費 (決算)	平成 22 年度事業費 (決算)	平成 23 年度事業費 (予算)	
4,088	4,088	4,088	

小売商業団体連合会補助金・委託料を構成する「商店街環境整備維持管理事業補助金」「商業振興補助金」の概要は次のとおりである。

「商店街環境整備維持管理事業補助金」とは、東大阪市小売商業団体連合会を構成する団体である「東大阪市商店会連合会」が行う商店街の環境整備維持管理に対して補助することにより、市内商業環境の安全を促進し魅力ある商店街等づくり及び地域の安全・安心環境を向上させることを目的として、街路灯等の電気代の補助を行っているものである。

また、「商業振興補助金」とは、市の中小小売商業の振興及び活性化に繋げることを目的として、東大阪市小売商業団体連合会に対して、歳末・中元大売出しや市場祭等に係る費用の補助を行っているものである。

ここで、東大阪市小売商業団体連合会とは、東大阪市小売商業の振興発展を期するため、市内の商店会連合会、小売市場連合会、及び大型小売店の相互連絡並びに協調を図り、その促進を助長することを目的として組織されたものである。

東大阪市小売商業団体連合会が行っている主な事業は「東大阪市小売商業団体連合会会則」によると、次のとおりである。

- ・小売商業の振興発展及びその助長促進に関する事項。
- ・本地域内小売商業団体の総合的な意見を結集して関係方面に具申および要請する事項。
- ・関係諸官庁等の諮問に応じて答申する事項。
- ・小売商業知識の普及、経営の向上並びに商業道徳高揚に資する調査研究に関する事項。
- ・その他必要な事項。

2. 意見

(1) 事業別の予算・決算の徹底による事業補助としての性格の明確化

東大阪市小売商業団体連合会では事業報告における収支報告として、「収支決算書」に加え、事業別決算として、「ひがしおおさかまちナビサイト」情報発信事業

決算書」「空き店舗情報収集発信事業決算書」「商店街イメージアップ（緊急雇用創出事業）事業決算書」「商店街環境整備維持管理事業収支決算書」を作成している。

このうち、「平成 22 年度収支決算書」の概要は次のとおりである。

平成 22 年度収支決算書（東大阪市小売商業団体連合会）

収入の部

科目	適用
助成金	東大阪市事業助成金（商業振興補助金）
その他	

支出の部

科目	適用
事務局費	
（通信費）	文書郵送代
（印刷費）	各種印刷代
事業費	市連・店連事業助成等
（事業助成金）	歳末・中元大売出し・市場祭
渉外費	団体交際費等
会議費	総会・役員会議等
業務連絡費	役員交通費
慶弔費	祝金・見舞・香典等
諸雑費	事務局手当等
事務委託料	商店街イメージアップ 事務局手当
事務所使用料	商店街イメージアップ 担当事務所使用料
次期繰越金	普通預金／手許現金

助成金の収入として掲げている「東大阪市事業助成金（商業振興補助金）」1,088千円については、事業別会計を区分していないため、収支決算書において収入の一部として計上されており、当該助成金が事業補助であるとの明確な関連性を決算書からは読み取ることができない（当該収入と支出の対応関係が不明確である）。

したがって、東大阪市事業助成金（商業振興補助金）は運営補助の性格がある（事業補助ではない）との解釈がなされる恐れがあり、「団体に対する補助制度運用基準」における運用基準 1「事業補助とする」に反するように受け取られる可能性がある。

また、このように運営補助の性格があるように受け取られると、市の補助の趣旨が明確に伝達されないのではないかと解される恐れがある。

空き店舗情報収集発信事業等のように、事業別に特別会計を設け、決算を行うことにより、上記のような解釈がされることを避けることができると考えられる（意見番号 50）。

【参考】平成 22 年度 空き店舗情報収集発信事業決算書

収入		支出	
項目	金額 (円)	項目	金額 (円)
東大阪市事業補助金	1,000,000	ホームページ作成費	800,000
団体負担金	79,300	ポスター作成費	150,000
		チラシ作成費	120,000
		小計	1,070,000
		通信費	4,640
		会議費	4,660
合計	1,079,300	合計	1,079,300

【26】 シルバー人材センター運営補助事業（担当：労働雇用政策室）

1. 事業の概要

（金額単位：千円）

事業名	概要	
シルバー人材センター運営補助事業	高年齢者の労働能力を活用し、就労機会の拡大を図るとともに生きがいの充実や社会参加を確保しつつ福祉の増進を図る目的で、市の外郭団体である「公益社団法人東大阪市シルバー人材センター」へ補助金を交付している。	
平成 21 年度事業費（決算）	平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（予算）
49,670	49,500	53,077

（注）公益社団法人東大阪市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）の概要は報告書第3【4】参照。

2. 結果

（1）運営費補助金の使用実績が不明確

市ではセンターに対して平成 22 年度は 49,500 千円の補助金を交付している。

しかし、市担当の説明によると、予算額決定の際においては補助対象経費の積算をしているものの、実際の使用状況については、補助金の実績報告書や理事会の決算報告書はあるものの、それ以上の具体的な確認はされていない。財務諸表の正味財産増減計算書計上額との関連がわかりづらく、その点の確認が必要である。

当該補助金は事業費補助金ではなく運営費補助金であるものの、市は「東大阪市補助金等交付規則」で求められているとおり、補助目的どおり使用されているか、確かめるべきである（結果番号3）。

（注）「東大阪市補助金等交付規則」第 15 条に次のとおり規定している。「市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、当該実績等が第 6 条第 2 項の規定により決定した補助金等の額に満たないと認める場合には、当該補助事業者に対し、補助金等の精算を命じなければならない。」

3. 意見

（1）運営費補助金の精算手続の遅れ

補助金の精算業務は翌年度（例えば平成 22 年度事業に対する補助金であれば平成 23 年 6 月）に行われており、同一年度内で精算業務が完了していない。

これに関して、市においては「東大阪市補助金等交付規則」が設けられており、次のとおり規定されている（一部抜粋）。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助金等の交付の決定に係る市の会計年度終了後(補助事業が年度途中で完了したときは、当該完了後)あらかじめ指定する期間内に、市長に対し、補助事業の実績その他必要な事項を記載した補助金等実績報告書を提出しなければならない。
(以下、略。下線は筆者記入)

市では補助金交付通知書において「事業年度終了後速やかに事業報告書及び収支決算書を提出すること」と条件をつけており、6月提出が「速やかに」に該当するか、については議論があるであろう。しかし、同一年度内に補助金の精算がなされないと、市の一般会計においては概算で支払った補助金をもって決算書に反映され、あるべき数値が計上されていない。本来、交付年度内において精算を行うべきである(意見番号51)。

【27】雇用開発センター運営補助事業（担当：労働雇用政策室）

1. 事業の概要

（金額単位：千円）

事業名	概要	
雇用開発センター運営補助	中高年齢者等すべての就労困難者に対して、雇用の開発・促進を図る財団法人東大阪市雇用開発センター（以下、【27】において「雇用開発センター」という。）の運営補助事業。職員の業務内容としては警備、清掃、公園管理、道路の除草・清掃、自転車置き場の整理・放置自転車防止啓発指導などがある。また、同センターにおいては、パソコン講座、就労支援業務を行っている。	
平成 21 年度事業費（決算）	平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（予算）
50, 599	73, 290	91, 463

（注）団体の概要は報告書第 3 【 3 】 を参照。

2. 結果

（1）運営費補助金の使用実績が不明確

市では雇用開発センターに対して平成 22 年度は 73, 290 千円の補助金を交付している。しかし、シルバー人材センターの補助金と同様に、市担当の説明によると、予算額決定の際においては補助対象経費の積算をしているものの、実際の使用状況については、補助金の実績報告書や理事会の決算報告書はあるものの、それ以上の具体的な確認はされていない。財務諸表の正味財産増減計算書計上額との関連がわかりづらく、その点も確認が必要である（報告書第 5 【26】 参照）。

当該補助金は事業費補助金ではなく運営費補助金であるため、市は「東大阪市補助金等交付規則」で求められているとおり、補助目的どおり使用されているか、確かめるべきである。

一方、そもそも団体に対して運営を維持するための費用（運営費）を交付してよいのか、という議論がある。市では、「団体に対する補助制度運用基準」を設けており、原則として「事業補助」とすることを掲げている。早急に事業補助とすべく検討を開始すべきである（結果番号 4）。

3. 意見

（1）再委託を行う場合は市の規程を準用し、相見積もりを実施すべき

雇用開発センターは、就労支援事業の一環としてパソコン講座を実施しているが、平成 20 年度から 22 年度までの間、相見積もりは行われないうまま市内の専門学校と随意契約を締結し、当該講座を専門学校に委託（市から見ると再委託）している。

当該パソコン講座は、平成 18 年度までは市が直接運営しており、市が当該専門学校と契約を締結していた。平成 19 年度から当該パソコン講座は雇用開発センターに委託されることになり、雇用開発センターは特段の理由もなく、平成 19 年度以降も当該専門学校と契約を締結している。

市が 5 万円以上の随意契約を行う場合は、2 人以上の者から見積書を提出させなければならないことになっている（東大阪市財務規則第 108 条）。講座の相場や各専門学校が提供するサービス内容を知るためにも、また安価で受注できる専門学校を把握するためにも、相見積もりを行うことは必要である。委託先が再委託を行う場合は市の財務規則を準用し、相見積もりを実施させるべきである（意見番号 52）。

(2) パソコン講座実施に関して情報共有する体制を整備すべき

下記表は経済部が所管する外郭団体において実施されているパソコン講座の一覧である。

所管課	労働雇用政策室		
機関名 (施設名など)	雇用開発センター	雇用開発センター	雇用開発センター
事業名	ワークサポート事業 (委託事業)	ワークサポート事業 (委託事業)	ワークサポート事業 (委託事業)
講座名	日商PC検定 文書作成 3 級 受験&面接対策	エクセル基本とパソコン会 計実務	ワード・エクセル基本とプ レゼンテーション実務
受講対象者	市内在住で、就職・再就職 の意欲をお持ちの離職者 (学生除く)の方で、キー ボード入力ができる方。	市内在住で、就職・再就職 の意欲をお持ちの離職者 (学生除く)の方で、キー ボード入力ができる方。	市内在住で、就職・再就職 の意欲をお持ちの離職者 (学生除く)の方で、キー ボード入力ができる方。
期間	平成22年9月27日～ 平成22年10月28日	平成23年2月3日～ 平成23年2月17日	平成23年2月21日～ 平成23年3月8日
回数	全18回	全8回	全10回
定員	25名	25名	25名
申し込み人数	22名	15名	24名
参加人数 (平均出席人 数)	15名	13名	23名
講座内容	日商PC検定・文書作成3級 対策講座と受験&面接対策 (就職に役立つ日商PC検 定・文書作成3級受験に必 要なパソコンスキルを学 び、履歴書の書き方から面 接までの講座を実施)	経理事務対策 エクセル基 本とパソコン会計実務&面 接対策 (Microsoft Excel2007の 基本から弥生会計を使った パソコン会計実務を学び、 履歴書の書き方から面接ま での対策講座を実施)	営業事務職対策 ワード・ エクセル基本とプレゼン テーション作成実務&面接 対策 (Microsoft Excel2007の 基本とPowerPoint2007を 使ったプレゼンテーション 実務を学び、履歴書の書き 方から面接までの対策講座 を実施)
随意契約か否か	○	○	○
年間委託料 (円)	1,493,500円	1,106,500円	
受講場所(住 所)	東大阪市小阪	東大阪市小阪	東大阪市小阪
一人当たりの 受講料(円)	無料	無料	無料
一人当たりの テキスト代 (円)	9,960円	4,400円	5,880円

所管課	モノづくり支援室		
機関名 (施設名など)	中小企業振興会	中小企業振興会	中小企業振興会
事業名	ビジネスセミナー開催経費 (補助事業)	ビジネスセミナー開催経費 (補助事業)	ビジネスセミナー開催経費 (補助事業)
講座名	SEO対策	HP作成魅せるHPとは	パワーポイント デザインテクニック
受講対象者	特になし	特になし	特になし
期間	平成22年8月26日～ 平成22年8月27日	平成22年10月25日～ 平成22年11月1日	平成22年11月24日～ 平成22年11月25日
回数	全2回	全3回	全2回
定員	特になし	特になし	特になし
申し込み人数	20名	20名	17名
参加人数 (平均出席人数)	19名	14名	12名
講座内容	検索エンジンにおいて上位に表示される技術を学習する。SEO(検索エンジン最適化)の自分のできる対策を学ぶ。	顧客をひきつける見せるホームページの作成方法。HTMLの基礎知識としてタグを約20個学習し、見栄えのよいホームページを作成する。	目を引くプレゼンテーション、提案資料の作成方法。美しいレイアウト、色彩を使いこなすポイントを学習する。
随意契約か否か	○	○	○
年間委託料 (円)	157,500円	186,000円	147,000円
受講場所(住所)	東大阪市荒本北	東大阪市荒本北	東大阪市荒本北
一人当たりの 受講料(円)	無料	無料	無料
一人当たりの テキスト代 (円)	無料	無料	無料

雇用開発センターのワークサポート事業、及び中小企業振興会のビジネスセミナー事業においては、同じ業者に発注がなされているが各々別個に契約が締結されている。両者においては、パソコン講座の内容に重複する部分があるか、一括して発注することができないかなど、お互いに連絡を取り合うといったことは全く行われていない。一方、雇用開発センターへの委託料を市は支出しているが、雇用開発センターにおいてどのような講座が行われているのかなどの状況を把握していない。年度によってパソコン講座の内容は多少変更するとのことであるが、講座の内容について重複しているものがあれば統合して開講すべきであるし、また同じ業者に発注するのであれば一括発注によりコスト削減を図るべきである。現段階においては、重複する講座の有無の把握、また一括発注が可能か否かについての検討が行われていないため、連絡を取り合う場を設けるなどして、情報を共有する体制を整備すべきである(意見番号53)。

(3) 就労相談記録を適切に記載・記録すべき

雇用開発センターにおいては、就労支援事業の一環として、就労相談業務を行っている。平成22年4月における就労相談の相談記録を閲覧したところ、相談記録の欄には「色々なところへ、面接に行っているが、不採用」、「3月で期間満了。雇用保険について」などの記載しかなく、相談記録からは、どの相談員がどのような相談を受け、どれくらいの時間をかけてどのようなアドバイスを行ったのか、また

相談指導の結果、どうなったのか、について窺い知ることができない。

どういった境遇にある人がどのような悩みをかかえ、それに対してどのようなアドバイスをしたのか、当該アドバイスに対する相談者の反応など、記録として適切に残しておかなければ、就労相談を行ったことにより相談者の何らかの役に立ったのか否かを把握することができない。また、相談記録を適切に記録していない場合、前回までに聞き取りした相談内容を後日確認することができない状況となる。

したがって、就労相談記録は適切に記載・記録すべきである（意見番号 54）。

(4) 平成 25 年度の廃止に向けて、具体策を策定すべき

平成 20 年 9 月に策定された市の「外郭団体統廃合方針」においては、雇用開発センターは平成 25 年度中に廃止になることが決定されている。しかし、雇用開発センター側では、市に対して定年退職者不補充による団体業務縮小を行い、長期的に解散へ向けて取り組みたいとの申し入れを行っており、両者の方針が平行線のままの状況である。雇用開発センターの職員の定年は 70 歳であり、下の平均年齢を示した表で明らかなおり、職員が定年を迎えるまでには 14 年程度を要する。さらに、雇用開発センターの職員に対する給与の状況は下記表のとおりであり、毎年 2 億 7 千 4 百万円にも及ぶ人件費の負担を行うことで、雇用開発センターの廃止を先延ばしにするべきなのか、財政的負担、及び雇用開発センターの設立意義も踏まえて早急に検討することが求められる。

業務内容/雇用形態	総人数	平均年齢	年間給与支給総額
警備業務 職員	5人	57.4歳	15,801,499円
警備業務 アルバイト	39人	62.4歳	55,749,100円
清掃業務 職員	34人	59.4歳	120,570,375円
清掃業務 アルバイト	21人	59.0歳	25,270,400円
駐輪場業務 職員	7人	56.7歳	29,161,522円
駐輪場業務 アルバイト	12人	58.8歳	12,606,000円
その他業務 職員	2人	60.8歳	7,783,512円
その他業務 アルバイト	3人	46.8歳	7,200,000円

一方、雇用開発センターは「公益法人（特例民法法人）」であり、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」等の新たな制度のもとにおける新しい法人形態への移行が平成 25 年 11 月末までに求められている。今後のあり方については早急に意思決定せざるを得ない状況である。平成 25 年度の廃止に向けて、危機感を持って具体策を策定すべきである（意見番号 55）。

(5) 運営費補助金の精算手続の遅れ

シルバー人材センターに対する運営補助金（報告書第 5 【26】参照）と同様に精

算手続が翌年度（例えば平成 22 年度事業に対する補助金であれば平成 23 年 6 月）に行われており、同一年度内で精算業務が完了していない。

本来、交付年度内において精算を行うべきである（意見番号 56）。

【28】中高齢等雇用対策経費（担当：労働雇用政策室）

1. 事業の概要

（金額単位：千円）

事業名	概要	
中高齢等雇用対策経費	財団法人東大阪市雇用開発センター（以下、【28】において「雇用開発センター」という。）に対し、東大阪市立学校等の施設の警備、清掃業務等を委託し、中高年齢者等の雇用を図る。	
平成 21 年度事業費（決算）	平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（予算）
256,250	225,969	216,900

当事業費は雇用開発センターに対する警備、清掃等の業務委託料である。その内訳は次のとおりである。

（金額単位：千円）

業務区分	委託対象の施設名・業務内容等	市担当部	平成 22 年度決算	
			積算上の稼働人員数(人)	金額
警備	小学校	教育委員会	15	64,139
	中学校			
	長瀬青少年センター	人権文化部	1	4,121
	長瀬老人センター		1	4,121
	長瀬人権文化センター		1	4,121
	西部環境事業所	環境部	1	4,121
	小計		19	80,625
清掃・管理・その他	長瀬青少年センター 清掃	人権文化部	7	21,196
	長瀬青少年運動広場・広場 清掃	教育委員会	2	6,056
	市民広場 管理	建設部	3	9,084
	長瀬人権文化センター 特別清掃	人権文化部	1	3,028
	公園内清掃除草	建設部	4	12,112
	自転車置場整理		22	60,561
	保健所総務・中保健所・中福祉事務所 清掃	健康福祉部	3	9,084
	消費センター 清掃	市民生活部	1	3,028
	家屋凶修正業務	財務部	1	3,028
	長瀬障害者センター夜間業務	健康福祉部	2	6,056
	消防局舎内 清掃	消防局	1	3,028
	花園図書館 清掃	教育委員会	3	9,084
	小計		50	145,346
合計		69	225,969	

2. 意見

(1) 随意契約の妥当性

市と雇用開発センターとの間で締結している委託契約は随意契約手続によっている。

随意契約締結時には、次のとおり随意契約を行うこと理由書を担当課で作成し、承認手続を行っている。

(随意契約理由：自転車置場整理の契約（平成 22 年度 60,561 千円）に関する決裁書類より）

本委託業務は、自転車駐車場の効率的利用を図るため無料自転車駐車場内整理、整頓、巡回整理及び放置自転車啓発指導する業務内容となっております。この委託業務については、軽作業であり、高齢者の方に最適であります。また、経済部労働雇用政策室からの執行委任に基づき行っている業務であります。中高年令者等雇用対策として昭和 54 年 4 月に発足した、(財)東大阪市雇用開発センターの設立趣旨に鑑み地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約いたしたい。

(注) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

さらに、東大阪市財務規則第 108 条（注）の適用により、協会以外の者から見積書を提出させることが困難と判断し、他の業者から見積書を入手していない。

(注) 東大阪市財務規則第 108 条

第 108 条 令第 167 条の 2 の規定により随意契約によろうとするときは、契約の目的、内容その他契約について必要な事項を示して 2 人以上の者から見積書を提出させなければならない。ただし、予定価格が 50,000 円以下であるとき又は契約の相手方が 1 人の者に特定されるとき若しくは 2 人以上の者から見積書を提出させることが困難なときその他 2 人以上の者から見積書を提出させることを要しないと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。

しかし、委託業務内容は警備、清掃であり、他の民間業者においても十分に実施可能なものである、と考えられる。さらに、市内における警備業者事業所数は 10 箇所、清掃業務事業所数は 54 箇所あり（平成 23 年 12 月イエロータウンページ調べ）、雇用開発センターでなければ業務ができない、という説明は難しいと考えられる。これに対して、市の主張としては、雇用開発センターが設立された経緯は中

高年令者、心身障害者、同和地区住民、寡婦に対する雇用維持であり、当該経緯を踏まえて、現在も随意契約が行われているとのことである。従来の経緯はあるものの、市の財政状況が厳しい中で、特定の事業の聖域扱いはなく、市民の理解を得たうえで全庁的なコスト削減に向けた取組みを進めるべきである（意見番号 57）。

(2) 委託料の積算単価の妥当性

上記に記載したとおり、当該委託契約事務は市の各部門が担当している。これに対し、委託料の積算金額の単価（1年当たりの1人当たり単価）は毎年改定されるものの、警備、清掃、といった業務別に統一した単価を使用している。当該単価に年当たりの稼働予定人数を乗じて委託料が積算され、予算額として設定している。実績値（決算値）は予算額とほぼ同額で精算されている。

平成 22 年度の積算単価は次のとおりであった。

（単位：千円）

業務区分	単価(千円/年・人)	(参考) 同職種の年収額 (注)
警備 (学校)	4,276	2,882
警備 (学校以外)	4,121	
清掃・管理・その他	3,028	2,200

(注) 厚生労働省「平成 22 年度賃金構造基本調査」

当該単価は市財政課との協議の中で設定されているが、厚生労働省「平成 22 年度賃金構造基本調査」における同職種の年収額と比べて高い設定となっている。この理由としては、雇用開発センターの職員が高年齢化しており（詳細は報告書【27】2. (4) 参照）、職員の実際の人件費の支出額を踏まえた委託単価の設定とすることが挙げられる。仮に厚生労働省の「平成 22 年度賃金構造基本調査」における同職種の年収額をもって算定した額が委託料であった場合は、164,758 千円（＝2,882 千円×19 人/年＋2,200 千円×50 人/年）となり、実際の委託料 225,969 千円と比べ 61,211 千円低額での契約が可能、と試算できる。さらに、当該契約は昭和 54 年から 32 年継続しており（注）、単純累計計算でも差額は 1,958,752 千円と集計できる。

（注）正式な記録は残っていないものの、昭和 54 年から継続されている、と推測されている。

そもそも委託業務に従事する者の統一の人件費をもって積算単価を設定するのではなく、各施設の警備業務、清掃業務の業務内容・専門性の要求度に対応した単価を設定すべきと考えられる。

確かに、上記(1)に記載のとおり雇用開発センターは地域の雇用の確保を第 1 目的としており、当該委託契約金額単価を見直した場合には、雇用開発センターの運

営への影響は少なからず生じることが想定される。また、市としても雇用開発センターへの委託契約数を毎年減らして見直しを続けていることも評価できる。しかし、市としては今後さらに、当該委託契約を毎年継続契約していることの意義を十分に検討することとともに、当該検討の経緯につき開示し、市民の理解を求めていくことが求められると考える（意見番号 58）。

【29】労働関係団体補助金（担当：労働雇用政策室）

1. 事業の概要

（金額単位：千円）

事業名	概要	
労働関係団体補助金事業	労働権の確立を目指して積極的に取り組んでいる労働団体に対し助成をし、勤労者福祉の向上、労働安全の確立、未組織労働者の組織化など労働運動の発展を図っている。	
平成 21 年度事業費（決算）	平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（予算）
1, 000	1, 000	1, 000

当補助金の補助先は「東大阪労働団体連絡協議会」（以下、「協議会」という。）である。東大阪労働団体連絡協議会とは、市に所在する労働関係団体でつくる協議会であり、①労働者の諸権利の確立、行動諸条件の維持・向上、②未組織労働者の組織化、労働者の総合生活改善のための諸活動、③労働者の福祉、教育、文化の向上、④地方自治の確立と街づくりに貢献、などを目的に活動しているとのことである。

2. 意見

（1）補助の効果が不明

当協議会は、労働団体相互の連携・支援・交流を図り、労働者の諸権利の確立、労働条件の維持向上のために、市内に職場を有する労働団体をもって構成するとされているが、市内の事業所数からすると当協議会に加入していない労働組合も多数ある。大阪府による労働組合の基礎調査の結果によると、市内の労働組合数は 179 であり、当協議会加入労働組合 82 であることから、当協議会への加入率は 45.8%（ $82 \div 179$ ）である（ただし、組合員人数ベースの加入率は 70.2%（13,375 人 \div 19,020 人））。

当協議会に対する補助金交付だけで市の労働団体ひいては労働者への諸権利の確立等の補助目的を達成できているか、という点で疑問である。

一方、当補助制度の開始は少なくとも昭和 52 年に開始され、発生後 26 年経過したが、特に補助を行うことの効果の測定がなされていない。補助効果の測定を行う必要がある（意見番号 59）。

（2）事業補助への見直し

市では東大阪補助金等交付規則を補完するものとして、「団体に対する補助制度運用基準」（以下、（2）において「基準」という。）を設け、団体に対する補助制度の運用について規定している。

当基準において、団体に対する補助金は補助目的及び対象の明確化を図るために

「事業補助」とする旨を規定している。しかし、当該補助金はいわゆる「運営補助」であり、「事業補助」ではない。さらに、「基準により難い場合は、理由等を公開し透明性を確保する」と規定されているが、理由等を公開していない。

まずは、「事業補助」とするよう検討すべきである（意見番号 60）。

（3）実施報告書のチェックが不十分

事業年度終了後に市は協議会の実施報告書（事業報告書及び収支決算書により構成されている）を入手しているが、収支決算書に計上された内容につき協議会へ出向いて証憑等のチェックを行っていないとのことである。しかし、収支決算書では収入合計と支出合計が同額に記載されており、さらに前期からの繰越金及び次期繰越金はゼロ、と記載されており、現実的ではない記載となっている。少なくとも市は主要な証憑等の提出を求め、正しく収支決算書を作成しているのか机上でのレビュー等の手続を行うべきと考える（意見番号 61）。

【30】 勤労者福祉サービスセンター管理経費事業（担当：労働雇用政策室）

1. 事業の概要

（金額単位：千円）

事業名	概要	
勤労者福祉サービスセンター管理経費事業	勤労者の福利厚生事業の拡充、労働福祉の増進を図る目的であり財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンター（以下、【30】において「勤労者福祉サービスセンター」という。）に対して管理経費、事業費を補助金として交付する。一方、勤労者福祉サービスセンターは勤労市民センター（ユトリート東大阪。以下、「ユトリート東大阪」という。）の指定管理者でもあり、市は当センターの指定管理料を勤労者福祉サービスセンターに対して支出している。	
平成 21 年度事業費（決算）	平成 22 年度事業費（決算）	平成 23 年度事業費（予算）
55,220	54,200	55,278

「ユトリート東大阪」は、勤労者を始め市民に開かれた、いつでも誰でも自由に利用できる「ゆとり創造」の施設イメージを基本とした、潤い・情報・余暇を満足させる多目的機能を備えた勤労福祉サービスの拠点となる施設である。福利共済事業を行っている「勤労者福祉サービスセンター」が非公募で指定管理者として選定され、管理運営を担っている。

（単位：千円）

	労働福祉増進事業補助金 (A)	中小企業勤労者福祉総合推進事業補助金 (B)	委託料（「ユトリート東大阪」の管理協定料）(C)	合計
役員費	6,514	77	0	6,591
職員費（給料のほか、諸手当、共済費含む）	0	9,042	11,176	20,218
事務費	3,396	1,871	22,124	27,391
合計	9,910	10,990	33,300	54,200

（注）なお、「勤労者福祉サービスセンター」の団体の概要は第3【2】の記載を参照。

【「ユトリート東大阪」 全景】



2. 意見

(1) 労働相談業務の縮小、又は廃止を検討すべき

「ユトリート東大阪」で実施している労働相談事業の検討にあたり、市及び近隣施設が実施している同種事業につき比較を行った。

次の表は市において労働相談を実施している機関とその概要を記載したものである。

機 関	概 要
労働雇用政策室 (市が運営)	パートタイム労働者を対象とした労働相談窓口を平成元年度から本庁舎内(労働雇用政策室)に設け、電話や面接による相談を行ってきたが、パートタイム労働者以外の労働条件の変更や解雇問題などの相談が増え、現在は相談対象を勤労市民に拡充している。なお、相談については、ハローワークOBの嘱託員が行っている。
雇用開発センター (外郭団体)	市内にお住まいの障がい者、母子家庭の母親、中高年齢者等の中で、働く意欲がありながらさまざまな阻害要因を抱えるため就労できない就職困難者などを、大阪府の就労支援コーディネーター養成講座を終了した就労コーディネーターが、就労阻害要因の克服や就労に関する意識・意欲の助長を図って就労につなげ、一人ひとりの自立・就労に向けて、関係機関と連携しながら支援している。
勤労者福祉サービスセンター (外郭団体)	勤労者福祉サービスセンターの事業として、中小企業に働く労働者の勤労者福祉の向上を図るため、解雇問題や賃金、社会保険等に関する労働相談を元労働組合役員により実施している。
労働基準監督署 〔東大阪市 若江西新町〕	労働条件、いじめ・嫌がらせ、募集・採用など、労働問題に関するあらゆる分野について、労働者、事業主からの相談を実施している。
ハローワーク (東大阪市長栄寺)	求職者に対して就職もしくは転職についての相談を行っている。

労働雇用政策室、勤労者福祉サービスセンター、雇用開発センターにおける平成22年度の相談記録の閲覧を行った。上記表のように、各機関に特色の違いはあるものの、基本的にどの機関においても労働相談を受けることは可能であり、また相談記録に記載されている相談内容から勤労者福祉サービスセンターで行っている相談業務と他の機関で行っている労働相談業務との間に、特段違いは感じられなか

った。

「ユトリート東大阪」においては、週に3回（月、水、金曜日 9時～17時）労働相談業務を行っている。労働相談員は、業務の都合上、労働相談業務と受付業務を兼務することができないため、施設を管理運営する受付業務スタッフとは別にパート職員（1名）を雇用している。労働相談員は年間150日程度の出勤日数となっているが、平成21年度の年間労働相談件数は37件、平成22年度の労働相談件数は28件と、非常に少ない件数で推移している。労働相談員の年間給与は120万円であり、これを年間労働件数（28件）で除すと、労働相談1件当たり42,857円となり、費用対効果の観点から疑問が残る。

以上のように、基本的に相談業務の内容に違いがないこと、及び費用対効果の観点から問題があることから、労働相談業務の縮小、又は廃止を検討すべきであると考える。

また、現在の労働相談員の出勤日、出勤時間は平日の日中のみとなっており、就労中の労働者にとっては相談を受けづらい状態となっている。今後相談業務を継続するにしても、就業時間数の短縮を図るとともに、①平日の夜間や、土曜日、日曜日にも労働相談を実施する、②予約制にするなどの工夫をし、労働相談の稼働率を上げる必要があると考える（意見番号62）。

（2）派遣職員を削減、又は廃止し、プロパー職員を採用すべき

現在、市から勤労者福祉サービスセンターへ3名（事務局長、事務局次長、事務局主査）の職員が派遣されている。派遣職員以外は、嘱託職員が5名、パートが7名おり、平均勤務期間は2～3年となっている。派遣職員、及び勤労者福祉サービスセンターを所管する労働雇用政策室へヒアリングを行った結果、派遣職員3名の主な職務内容は次のとおりであった。

役職	業務内容
事務局長	市・他団体との調整、自主事業の企画、予算・決算
事務局次長	自主事業の企画、センター受付業務の管理運営
事務局主査	共済事業の運営

派遣職員の給与体系は概ね市役所の給与テーブルと同一となっており、派遣職員と嘱託職員・パートとの間で、雇用の安定性や給与において大きな格差が生じている。上記表に派遣職員が行っている主な業務を記載しているが、派遣職員でなければ行うことができないというような業務内容とは言い難い。

したがって、長期的な経営戦略の策定の立案・遂行するためにも、管理運営を継続的に担えるプロパーの職員を採用すべきであると考える（意見番号63）。また、当該事項は平成18年度の包括外部監査でも指摘を受けており、改善に向けて早急に対応すべきである。

(3) 「ユトリート東大阪」のあり方を検討すべき

「ユトリート東大阪」においては、労働福祉増進事業として囲碁・将棋大会、ヨガ教室、寄席などが随時開催されており、勤労者をはじめとして誰もがサービスを受けることができるようになっている。また、共済事業として会員への慶弔見舞給付金（各種祝金、見舞金）の支給、及び財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会の慶弔共済に加入して大規模災害の給付請求事務を行っている。

市と勤労者福祉サービスセンターとの間で交わされた平成 22 年度の「ユトリート東大阪」の指定管理業務の仕様書においては、「勤労者及び市民の平等な利用の確保及びサービスの向上を図ること」と規定されており、利用者に関して特段制限は設けられていない。しかし、平成 6 年の設立時に策定された寄付行為規則第 3 条（下記参照）においては、「勤労者」との文言があり、利用者は勤労者に限定されていることがわかる。

(目的) 第 3 条

センターは、東大阪市域において、新たな労働福祉サービスの創出と総合的な労働福祉事業の柔軟かつ効果的な展開を行うことにより、勤労者の福祉の増進と教養・文化の向上を図ることを目的とする。

市の説明によると、いつの段階から勤労者に限らず、誰もがサービスを受けられるようになったのかについてはわからないとのことであるが、設立当初の目的と現在の使用目的が異なってしまうような状況である。

下記表は「ユトリート東大阪」と同じ市の「F 地域」（近鉄布施駅とその周辺）にある他の文化施設や社会教育施設の利用状況である。他の施設に比べても「ユトリート東大阪」の利用状況は芳しくないことが窺える。



なお、市においては、第2次総合計画の中で、面積、人口、地域の形状など、各地域間のバランスを考慮しながら市内を7地域（A～G 地域）に分けて計画区域を設定している。「ユトリート東大阪」はF 地域に該当する。

施設名	施設の概要等	平成22年度稼働率
ユトリート東大阪	余暇活動事業として、勤労者をはじめ市民の文化、教養・趣味などの充実を図り、勤労者の余暇の活用とゆとりが感じられるよう生活の実現のために、各種講座やイベントを開催している。	37.0%
市民会館	文化事業の一環として「市民劇場」（演劇や音楽会・古典芸能などの舞台芸術）を随時開催している。	56.2%
青少年女性センター	青少年や女性が、仲間と出会い楽しむグループ活動の場として、教養講座などを随時開催している。	49.3%
社会教育センター	市民の生涯学習の場として、様々な情報の提供や学級・講座を随時開催している。その他、グループ・団体の文化活動も行われているが、営利を目的とした利用は禁止されている。	13.2%

現在、「ユトリート東大阪」は「施設の安定的な運営、企業や勤労者との信頼関係継続のため」との理由から、指定管理者は非公募により選定されている。しかし、上述のように現在の「ユトリート東大阪」は、使用者は勤労者に限定されておらず、また囲碁・将棋大会、ヨガ教室など貸館業務を行っている他の文化施設や社会教育施設と実態は何ら変わらない。

このような実態において、市としては施設設置の妥当性及び有効性の観点から、廃止すべきときに来ているのではないかと考える（意見番号 64）。

仮に、施設の有効性が高い、と市が判断し、施設を維持する方針とした場合においても、利用率が低水準である現状から見ても、民間事業者のノウハウを活用し、利用者に対するサービスの向上を図っていくことが望ましい。また、共済事業も「ユトリート東大阪」内で行わなければ成り立たないというような業務内容とは言い難く、指定管理者を非公募により選定する合理的な理由はない。

一方、市では「公の施設の指定管理者制度の運用にかかる指針」を平成 17 年 4 月に作成・公表しており、非公募が認められる場合が限定されているが（注）、当該事象に該当するかどうかは、議論の余地はある。しかし、市では「東大阪市外郭団体統廃合等方針」が平成 20 年 9 月に作成・公表され、「勤労市民センター（注：ユトリート東大阪）の管理運営は、事業との一体性を保つ必要性はあるものの、効率的な管理運営の観点から民間事業者等での指定管理を検討する必要がある」とまとめられたところである。施設を維持する場合においても「ユトリート東大阪」の指定管理者は非公募ではなく、公募により選定すべきであると考えられる。

(注)「公の施設の指定管理者制度の運用にかかる指針」2. ③イ「公の施設の設置目的に照らし、指定管理予定候補者を特定することが必要な施設や、公募により指定管理予定候補者を選定した場合、公の施設の設置目的の達成や管理運営に支障が出るおそれがあったり、市民の満足度が低下するなど特に理由がある施設については、公募せずに選定することができる」とある。

(4) 「ユトリート東大阪」で実施される催し物の料金設定の合理性

「ユトリート東大阪」で開催する催し物につき、自己負担割合が寄席の場合は事業費の約 40%となるように料金を設定（1回 700 円）しており、それ以外の場合には事業費の 30%となるように料金を設定しているとのことである。当該割合の設定に対する考え方が明確ではなく、受益者負担の考え方を明確にして自己負担割合を見直す必要がある（意見番号 65）。

【「ユトリート東大阪」 ホール、会議室】



(5) 現状を分析し、共済加入率引き上げへ取り組むべき

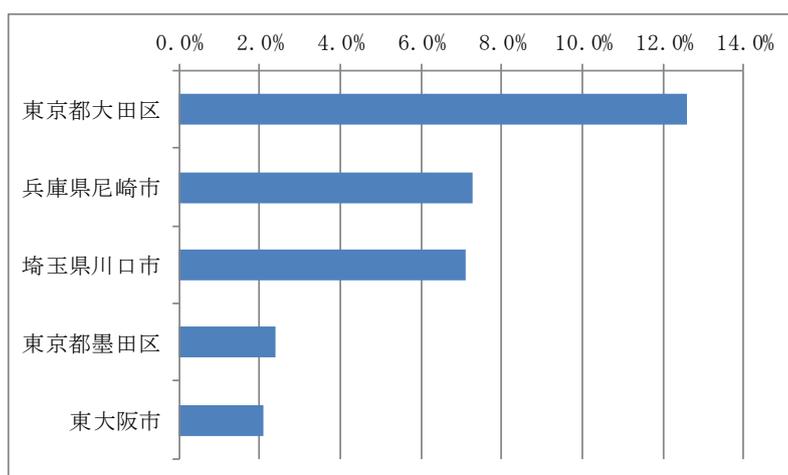
平成 23 年 4 月 1 日現在のゆとりーと共済の加入状況は、事業所数 393 社、会員数 4,592 名となっており、市内の中小企業勤労者数に対する会員の割合（会員加入率）は 2.1%となっている。

下記表は平成 22 年 3 月に開催された中小企業サミットの参加団体につき、共済事業の会員加入率を示したものである。

【会員加入率】

東京都大田区	兵庫県尼崎市	埼玉県川口市	東京都墨田区	東大阪市	長野県岡谷市
12.6%	7.3%	7.1%	2.4%	2.1%	—

(出典：社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンター)



加入率の全国平均は 4.2%、大阪府下の平均は 1.8%であり、市の加入率は必ずしも低いとは言えない。

しかし、中小企業が集積する上記表の他団体と比べてみると、市の加入率は低い状況にあるため、積極的に広報活動等を行い、加入率引き上げの工夫をする必要があると考える。また、当財団は共済に加入していない残りの約 98%の非会員については、他の民間企業の共済に加入しているのかなど、現状を把握できていない状況にあるため、まずは現状を把握・分析すべきであると考える（意見番号 66）。

市においては、四半期に一度、市内に事業所を置く中小企業 1,500 社に対してアンケート調査を実施している（中小企業動向調査）。この中小企業動向調査においては、景気の現状、今後の見通し、就労状況などについて調査しているが、調査項目に共済事業に係る質問事項を追加するなどして、現状の把握に努めるべきである。

(6) 政策実績年間報告書の指標を追加すべき

政策実績年間報告書において「館の使用者数」を指標として用いている。市の説明によれば、館使用料はそのまま市の収入となり、館の使用者数の目標値引き上げが市の収入アップ及び利用者のニーズに応じることになるため、「館の使用者数」を指標として用いているとのことであった。

施設における利用者のニーズや満足度を調査するための有効な方法の 1 つとして、アンケート調査がある。「ユトリート東大阪」では、平成 22 年度に自主事業の講座を受講した人（4 講座 91 人）に対して、講座の満足度に関するアンケート調査を実施したが、来館者全体に対する施設利用の満足度に関するアンケート調査を実施するまでには至っていない。満足度を把握し、施設の運営に反映させていくことで、施設利用者の増加に繋げていくことができると考える。

したがって、利用者のニーズに応えるためにも、単に館の使用者数のみを指標とするのではなく、アンケート調査の結果から得られた満足度を政策実績年間報告書

の指標に追加するべきである（意見番号 67）。

- (7) 「労働福祉事業補助金」（上記表の (A))、「中小企業勤労者福祉推進事業補助金」（上記表の (B)) の精算手続を早期化すべき

シルバー人材センターに対する運営補助金（報告書第 5 【26】 参照）と同様に精算手続が翌年度（例えば平成 22 年度事業に対する補助金であれば平成 23 年 6 月）に行われており、同一年度内で精算業務が完了していない。

本来、交付年度内において精算を行うべきである（意見番号 68）。

【31】 グリーンガーデンひらおか管理経費事業（担当：労働雇用政策室）

1. 事業の概要

（金額単位：千円）

事業名	概要	
グリーンガーデンひらおか管理経費事業	平成13年9月に大阪府から無償譲渡を受け、改修工事を経て平成15年11月にオープンしたグリーンガーデンひらおかの管理事業。大阪府が保有していた際は、宿泊施設であったが、譲渡後、市では休養施設として位置づけて管理している。なお、平成19年度から民間企業が指定管理者として同施設の運営を行っている（公募）。	
平成21年度事業費（決算）	平成22年度事業費（決算）	平成23年度事業費（予算）
18,737	18,505	18,700

【グリーンガーデンひらおか 玄関前・テラス】



2. 意見

(1) 定期的な実地調査を実施すべき

下記表はグリーンガーデンひらおかにおける平成22年度の修繕内容の一覧である。当該修繕費用は全て市が負担している。

【修繕費用（市負担額）】 (単位：円)

年度	修繕内容	金額
平成22年度	レストラン出入口ガラス補修	151,777
	消防設備補修	430,500
	排水設備補修	222,600

表中にもあるように、レストラン出入口のガラス補修を行っている。グリーンガーデンひらおかは平成22年4月に指定管理者が変更となっているが、当該ガラス補修は、変更直後の4月初旬に変更後の指定管理者よりガラスにヒビが入っているとの申し出を受けてガラスの取替えを行ったものである。市の説明によると、いつの時点でガラスにヒビが入ったのか不明で、責任の所在がはっきりしなかったため市が負担したとのことであった。

平成 22 年 4 月以降に破損してした場合には現任の指定管理者が責任を負うべきであるし、3 月以前に破損していた場合には、前任の指定管理者が責任を負うべきである。

市が平成 22 年 3 月 31 日の指定管理者の入れ替わり時点において、適切な実地調査を行い、破損の有無を確認できていたならば、責任の所在を明らかにすることができていたはずである（意見番号 69）。

今後は、責任の所在がわからないといったことが起こらないように、什器物品等に破損がないかの実地調査を定期的実施し、特に指定管理者が変更となる場合には、現状を確認すべきである。なお、指定管理者が変更とならない年度の実地調査については、負担を軽減すべく循環棚卸を採用するなどの工夫が必要であると考えらる。

(2) 修繕負担の区分を明確にすべき

市とグリーンガーデンひらおかの指定管理者が交わしている、「指定管理者の管理運営に関する協定書」（以下、「協定書」という。）第 20 条において、50 万円未満の修繕については、指定管理者側が費用負担することと規定されているが、上述のように修繕費用は全て市が負担していた。しかし、施設を使用するうえで必要最低限整備されていなければならないものも当然にあり、また指定管理者が故意、又は過失によって破損させたものでない場合は、単純に費用が 50 万円未満であるとの理由から何ら責任のない指定管理者に修繕費用を負担させるべきではない。

老朽が原因で設備の修繕が必要な場合は、市が当該費用を負担すべきものであると考えるが、老朽が原因ではない破損・損傷については、市が責任を負うべきではなく、指定管理者が責任を負うべきである。

したがって、現在の協定書を改定し、修繕負担の区分表を作成するなどして、予め修繕負担の区分を明確にしておくべきであると考え（意見番号 70）。

(3) 目標値や具体策の達成状況について継続的に確認すべき

平成 18 年に指定管理者を公募することが決定された際、グリーンガーデンひらおかの今後の方向性や管理運営のあり方について抜本的な見直しを含めて検討を加え、その具体的方策を明らかにするため「グリーンガーデンひらおかあり方検討委員会」が設置された。

当該委員会の検討結果報告書（平成 18 年 7 月）を閲覧したところ、「利用件数、使用料収益について、3 年後は平成 17 年度と比較して毎年 10% 増を目指す」といった数値目標や、利用者を増やすために「利用料金制を導入する」、「館までの送迎を行い、きめ細やかな対応をする」など、いくつかの具体策が記載されている。しかし、当該委員会は平成 18 年以降に開催されておらず、数値目標の達成状況や具

体策の実施結果については、現在に至るまで何の検証もなされてこなかった。そのため、実際の取組み状況や実施結果がどうであったのか所管課に対して質問を行い、下記表においてその回答を一覧にした。

あり方検討委員会において決定された目標値、及び具体策	取組み状況	平成20年度における目標達成度(実施済みか否か)
3年後の数値目標として、有料利用件数は、平成17年度と比較して毎年10%増を目指す。	平成17年度の利用件数は954件。3年後(平成20年度)の目標数値は1,270件であるが、実績は1,252件。	概ね達成
3年後の数値目標として、使用料収益は、平成17年度と比較して毎年10%増を目指す。	平成17年度の使用料収益は5,132千円。3年後(平成20年度)の目標数値は6,831千円であるが、実績は6,330千円。	概ね達成
指定管理者を公募すること。	平成19年度に実施済み。	実施済み
利用料金制(承認料金制)を導入すること。	平成19年度に実施済み。	実施済み
利用者の増加を増やすため、各種団体の代表者などに積極的に営業活動をし、利用者(団体)の発掘等に全力をあげて取り組むこと。	近隣の自治会、各種団体及び企業への訪問・PRを実施、また、各種団体の協力による講座や教室、ロビーでの絵画や写真等の展示会等を実施し、利用者増に取り組んでいる。	実施済み
館までの送迎は、必要不可欠であり利用促進にも影響することからきめ細やかな対応をすること。	最寄り駅までのマイクロバスによる予約送迎を行っている。	実施済み

平成20年度において目標値に関しては概ね達成しており、また具体策に関してはすべて実施済みである。しかし、グリーンガーデンひらおかの平成22年度の利用率は6.08%、利用件数は956件(目標件数1,536件)と非常に低い水準であり、目標値、具体策が決定された後、現在に至るまで何の検証もされてこなかったことも問題である。

したがって、目標値や具体策の達成状況については継続的に確認し、実績が伴っていない場合には、目標値や具体策を更新していくべきである(意見番号71)。

(4) 事業の廃止を含めて今後の方針を策定すべき

グリーンガーデンひらおかの建物・敷地については、大阪府との30年間(平成13年9月1日～平成43年8月31日)の無償使用貸借契約により譲り受けたものであり、使用权の譲渡・転貸し・形質の改変は禁止され、返還する場合には更地にして返還しなければならないことになっている(仮に期日前に返還する場合であっても、期日である平成43年8月末に返還する場合であっても更地にして返還しなければならない)。

施設が老朽化していることもあり、平成16年度以降、毎年平均して約76万円の修繕費用が発生している。また、平成15年の耐震診断においては要改修との結果が出ており、施設を存続させるために改修を行うとなれば、今後さらに多額の改修費用が見込まれる。この他、毎年指定管理者に対して1,770万円を委託料として支出している。

グリーンガーデンひらおかの平成22年度の利用状況は、6.08%とかなり低い水準にある。今後発生すると見込まれる修繕、改修費用、指定管理者へ今後支払い続ける委託料を勘案し、事業を現状のまま継続する意義があるのか外部の専門家を交えて十分に議論し、事業の廃止を含めて今後の方針を策定すべきである（意見番号72）。

(単位：千円)

年度	修繕費用	大規模修繕費用	委託料	運営形態
平成13年度	—	200,000	—	—
平成14年度	—	95,000	—	—
平成15年度	—	—	18,934	市が直営
平成16年度	281	—	35,528	市が直営
平成17年度	1,592	—	33,261	指定管理者（非公募）
平成18年度	675	—	33,544	指定管理者（非公募）
平成19年度	416	—	17,700	指定管理者（公募）
平成20年度	593	—	17,700	指定管理者（公募）
平成21年度	998	—	17,700	指定管理者（公募）
平成22年度	805	—	17,700	指定管理者（公募）

(5) 第2次診断を早期に実施すべきである

平成15年に実施された第1次耐震診断の結果、グリーンガーデンひらおかは「第2次診断法による耐震診断を行う必要がある」とされているが、第2次診断は防災関連施設が優先され、現在に至るまで第2次診断は実施されていない状況にある。平成23年5月に策定された「東大阪市市有建築物耐震化整備計画」において、グリーンガーデンひらおかは、平成28年度以降に耐震化が実施されることになっている。

事業を存続させた場合、上述のように多額の費用が発生することが見込まれ、今後のあり方を検討する上でも、改修金額がどれほどになるかということは大変重要な判断材料である。したがって、速やかに第2次耐震診断を実施し、現施設の継続使用の可否や改修金額がどれほどになるのかを把握すべきであると考える（意見番号73）。

第6 過去の包括外部監査報告書の「監査の結果」・「意見」への措置状況の検討

経済部が行う事務に対し、過年度（平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成22年度）に包括外部監査が行われている。これらの監査報告書中の「監査の結果」又は「意見」に対して現在の措置の状況を検討する。

次のものについては平成23年現在、措置が未だ行われていない。これらのうち重要と考えられる項目につき、改めて今回の監査の中で検討し、前述第5章に記載しているとおりである。

【平成18年度】

『外郭団体の「経営に係る事業の管理」及び「財務に関する事務の執行について」』

	対象団体	「監査の結果」・「意見」(概要)	未措置の内容(市ウェブ公表の措置報告書より)
1	財団法人 東大阪市 中小企業 振興会	東大阪市産業技術支援センターにおいて、利用者のニーズの高い機器の導入、研修会の開催で利用者の増加を目指す必要がある。さらに、長期的な施設・機器整備を含んだ経営方針と長期事業計画が臨まれる。	(一部措置済み)今後も利用ニーズの高い機器の導入等に努めてまいります。また、長期的施設整備を含めた長期事業計画については、「集合工場あり方検討委員会」の意見を踏まえ、方向性を決定してまいります。
2	財団法人 東大阪市 勤労者福祉 サービスセン ター	グリーンガーデンひらおかの活用について、市民の税金で運営していく必要があるのか、その存在意義自体を検討していく必要があると思われる。	(未措置)当面、その躯体に大きな問題を生じない限り、現状のまま存続させていく予定ですが、将来的に、多目的な機能を持つ施設として、大阪府と協議しながら市民サービス向上に貢献する活用方法を考えてまいります。⇒報告書第5【30】参照。
3		ユトリート東大阪の運営について、市と当財団法人が協議し、受託事業や補助金の仕組み自体を再検討(事業収入と管理経費の一括受託等)することが望ましい。	(未措置)財団法人東大阪市中小企業振興会との統合も予定されており、公益認定の申請を進めていく中で、勤労者福祉の有り方も含めて様々な課題について整理してまいります。⇒報告書第5【29】参照。
4		今後は管理運営を担えるプロパの幹部職員の育成と、経営責任については心社団・財団法人制度でも明らかにされているように、評議員会・理事会でより明確にしていくべきであるとする。	(未措置)管理運営を担えるプロパの幹部職員の育成と経営責任については、公益認定の取得を目指すなかで、明確にしていきたいと考えております。⇒報告書第5【29】参照。

	対象団体	「監査の結果」・「意見」(概要)	未措置の内容(市ウェブ公表の措置報告書より)
5	公益社団法人東大阪シルバー人材センター	当分は市からの補助金が必要と思われるが、他地域のシルバー人材センターの事務費収入率なども考慮して収益性を高め、将来的には自立収入とシルバー人材センターの上部団体の補助金だけでの運営が望まれる。	(未措置)他地域のシルバー人材センターの事務費収入なども考慮して収益性を高め、将来的には自立収入とシルバー人材センターの上部団体の補助金を主体とした運営に努めるものの、高齢者雇用安定法には、国及び地方公共団体の責務も明記しており、本市としても高齢者等の意欲及び能力に応じた雇用の機会その他の多様な就業の機会の確保等を図るために、適正な補助について検討してまいります。
6		瓢箪山作業所については、老朽化が進んでおり長期的な修繕計画を立てて資金を確保していく必要がある。また、市から貸与されている事務所の修繕計画についても早急に市との話し合いを進めていく必要がある。	(未措置)瓢箪山作業所については、老朽化が進んでおり存続の是非について検討する必要があります。また、市から貸与されている事務所の修繕計画についても、早期に協議していきたいと考えております。
7		瓢箪山作業所の一部を河内地域労働者福祉協議会に長年無償で貸与している。早期に有償の賃貸借契約を締結すべきである。	(未措置)関係部門・関係機関とも協議を重ねてまいります。
8	財団法人東大阪雇用開発センター	実質的にすべて、市からの資金で賄われている状態は、指定管理者制度の導入等による今後の時代の変化に大きく影響を受けることになるので、抜本的な事業運営政策の再検討が必要である。	(未措置)平成20年9月の東大阪市外郭団体統廃合等方針では常勤職員で対応可能な業務量に順次縮小しながら職員数を圧縮し、特例民法法人期間中に廃止いたします。常勤職員の雇用を保証するという課題も有り、当面委託方法の検討とともに、それら諸課題の解決に向けて検討を進めてまいります。⇒報告書第5【27】参照。
9		勤怠管理及び給与計算に使用される「出勤表」と実際の出勤時に押印する「出勤確認表」との間には一部不一致が見られる。さらに、70歳定年のため高齢者が多く、病気による長期休暇も見られるため、労務管理と定年制を中心として就業規則の見直しも望まれる。	(一部措置済み)給料締切日を変更したことにより、勤務実態の把握や給与支給事務のための時間が変更前に比べてより多く確保できるようになり、それらを適正・的確に行えるようになりました。また、労働安全衛生委員会が中心となって労働災害の予防や健康保持を推進していきます。その一方で労務管理と定年制を中心として就業規則の見直しを早急に検討してまいります。

	対象団体	「監査の結果」・「意見」(概要)	未措置の内容(市ウェブ公表の措置報告書より)
10		3 箇所に分散した専任相談員の常駐は不効率であり、勤務実態の正確な把握が困難であり、管理面として問題がある。	(一部措置済み)各センターの専任相談員は、地域での情報を得るためにも必要であり、各センターを拠点として市民の就労支援に努めています。地域就労支援事業における専任相談員の勤務実態の把握については、業務日誌の作成や日々の密な連絡により確認することといたしております。また、パソコン講習会等の能力開発事業も雇用開発センターが実施主体となって、相談者への情報提供や啓発、他の関係機関との連携により、事業の拡大と見直し及びコーディネーターの資質の向上を図っています。
11		地域就労支援事業について、市が中心となり人材の育成・充実を図り事業を計画し、他に相談に応じるのみならず、相談者の最終的な願いである就労に結びつける努力をする必要のある分野と考える。	(未措置)外郭団体の統廃合等方針が示されたことにより、市として就労困難者の自立・就労に向けて取り組んできた地域就労支援事業を、再就職支援講習や職域・求人開拓などの強化に向けて、今後どのように位置づけていくのかを検討してまいりたいと考えております。⇒報告書第5【30】

【平成 19 年度】

『公有財産の管理・運営に関する事務の執行について』

	対象部門 (施設名称)	「監査の結果」・「意見」 (概要)	未措置の内容(市ウェブ公表の措置 報告書より)
1	経済総務課 (旧荒本仮 設駐車場跡 地)	産業専用駐車場を整備する 計画であったが、中断してい る。早急に市誘致等有効活用 検討委員会において売却処 分を前提にした未利用地の 有効利用策の検討を実施す る必要がある。	(未措置)産業専用駐車場の整備計画 については、引き続き「荒本地域ま ちづくり推進会議」の中で行政、地 元住民との協議を継続しており ます。駐車場ニーズの把握、基本財産 からの買取等についてのコストパ フォーマンスを視野にいれながら、 土地活用の有効利用方法の調査等 も含めて、検討している段階であり ます。
2	モノづくり 支援室(長 瀬作業所 用地)	行政目的をちびっ子広場用 地としているが、未利用のま ま放置している。起債の早期 償還により処分するか、早急 に現在の状況を解消すべき である。	(一部措置済み)平成 22 年 4 月に 開催しました未利用地等棚卸し仕 分け及び 8 月に開催されました市 有地等有効活用検討委員会にて有 効活用に関する一定の方向付けが なされ、現在実現に向けた調整を行 っております。
3	モノづくり 支援室(産 業技術支 援センター)	老朽化が進んでいるが、修 繕・建替え等計画が十分に行 われていない。	(未措置)市立産業技術支援センタ ーの修繕・建替えについては、これ まで「集合工場あり方検討委員会」 において集合工場の建設とあわせ て検討されてきましたが、まだその 最終的な方向性が決定していま せん。また一方、本施設は特定建築物 であることから、平成 22 年度耐震 診断を実施しており、その結果等 を踏まえながら修繕・建替え等の計 画を進めてまいります。

【平成 20 年度】

『公の施設の管理について』

	対象部門 (施設名称)	「監査の結果」・「意見」(概要)	未措置の内容(市ウェブ公表の措置 報告書より)
1	モノづくり 支援室・商業課(産業 施設(荒本・長瀬))	各産業施設は、昭和 40 年、 50 年代に設置されたものが 多く、当初の利用者が退去し ている施設も多くなっている のが現状である。	(未措置)平成 21 年度より使用許 可委員会を開催し、産業施設の適正 な利用、効率的な活用について協議 しております。引き続き、使用許可 委員会で協議を重ねながら施設の 利用促進に努めてまいります。⇒報 告書第 5 【13】参照。
2		産業施設に多額の滞納額が 発生している。	(未措置)施設の各所管部門におい て、納付督促や戸別訪問指導を行う などの対応を取っておりますが、適 切な債権管理を行えるよう、徴収ル ールを策定し対応してまいります。 産業施設に係る使用料については、 ヒアリング等を行い、個別の案件に ついて情報収集に努めているところ であり、今後は、徴収ルールを策 定し、徴収率の向上に向け、検討を 加えてまいります。⇒報告書第 5 【13】参照。
3		設置されてから 30 年超経過 した施設もあり、施設の維持 修繕が今後の課題となっ てくるものと考え。施設の 利用料金には、修繕費を見込 んで計算されていないため、施 設の修繕費は利用者の原因 によるもの以外は、全額市の 負担となってしまう。施設の 維持修繕計画を作成し、計画 の進捗状況を適切に管理し ていくことが重要だと考 える。その上で、空き施設の他 事業への転用、又は、営業施 設の集約化を実施するなど、 施設のあり方について継続、 あるいは縮小等、継続的に検 討することが必要である。	(未措置)産業施設の維持管理にお いては庁内関係機関と協議しなが ら、計画的な修繕に努めており、ま た空き施設対策として、地域及び庁 内関係機関と協議しながら公募要 領を策定してまいります。⇒報告書 第 5 【13】参照。
4		蛇草第 4 作業場隣接の市所 有の空き地部分を作業場の 利用者が自己の管理車両の 駐車スペース等として無償 で使用している状況が見ら れた。	(未措置)利用者に対して再三車両 を移動するよう指導してあり ますが、実現できていない状況にあり ます。今後においても引き続き注意を 促したうえで、改められない場合は 法的措置を視野に入れた取組みを 進めてまいります。⇒報告書第 5 【13】参照。

【平成 22 年度】

『未収金に係る事務の執行について』

	対象部門 (未収金名称)	「監査の結果」・「意見」(概要)	未措置の内容(担当課 インタビューより)
1	モノづくり 支援室(共 同利用工場 譲渡契約清 算金)	高度化資金利用に伴う第2次工場アパ ート譲渡割賦金について、契約解除した ものの清算金が未収金となっている。平 成 17 年発生後相当期間が経過してお り、相手先の現況を再調査し、回収可能 性の無いことが確認できれば不納欠損 処理を進めるべきと考える。	現在、回収可能性も含 め、当該相手先企業 の状況を引き続き確 認している状況にあ る。当該相手先企業 は事業休止中かつ代 表者が病気療養中であ ることから、債権回収 は困難と考えられる、 とのこと。今後、継続 的に企業状況等を確認 するとのこと。
2	モノづくり 支援室(産 業施設)	平成 20 年度及び平成 21 年度の使用料が いずれも未収となっている先が 19 件あ るが、これらの先について督促状の発送 や回収交渉はほとんどされていなかった。	現在、督促状の発送や 回収交渉を始めている。 ⇒報告書第 5【13】 参照。
3		使用料が未収となっている相手先に対 して使用許可の取消しの実績はない。督 促を実施しても支払意思の無い者につ いて、使用許可の取消しも検討すべき と考える。	
4		第三者への転貸等のある場合には使用 許可の取消し等の検討が必要である。	
5	商業課(荒 本車庫等)	1 年分超の使用料が未収となっていた ものがあつたが、督促状の発送や回収交 渉はされていなかった。	荒本地区の未収金は分 割納付により回収中。 蛇草地区の未収金に関 しては施設返還の交渉 を進めているところ である。⇒報告書第 5 【13】参照。
6		車庫の使用許可者が使用目的どおりに 使用しているか調査を実施すべきであ る。	
7		債権回収交渉を中断した経緯があつた が、回収交渉を中断することなく継続し ていれば未収金の回収不能額を減らす ことができた。	

以 上